

対馬市告示第40号

平成19年第4回対馬市議会定例会を次のとおり招集する

平成19年11月22日

市長 松村 良幸

1 期 日 平成19年12月5日

2 場 所 対馬市議会議場

○開会日に応招した議員

小西 明範君	小宮 教義君
阿比留光雄君	三山 幸男君
小宮 政利君	初村 久藏君
吉見 優子君	糸瀬 一彦君
桐谷 徹君	宮原 五男君
大浦 孝司君	小川 廣康君
大部 初幸君	兵頭 榮君
上野洋次郎君	作元 義文君
黒岩 美俊君	島居 邦嗣君
武本 哲勇君	中原 康博君
桐谷 正義君	畑島 孝吉君
扇 作エ門君	波田 政和君

○12月6日に応招した議員

○12月7日に応招した議員

○12月14日に応招した議員

○12月5日に応招しなかった議員

○12月 6 日に応招しなかった議員

桐谷 徹君

○12月 7 日に応招しなかった議員

桐谷 徹君

兵頭 榮君

島居 邦嗣君

○12月14日に応招しなかった議員

宮原 五男君

平成19年 第4回 対馬市議会定例会会議録(第1日)

平成19年12月5日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成19年12月5日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般の報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第8 イノシン等被害対策特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第9 議員定数調査特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第10 国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第11 自衛隊誘致増強調査特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第12 対馬市が平成19年8月1日に締結した「一般廃棄物運搬業務委託契約等」に関し、九州運輸局長崎運輸支局へ照会したことに対する回答について
- 日程第13 一般会計決算審査特別委員会に付託の閉会中の決算審査報告
- ・認定第14号 平成18年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 総務文教常任委員会に付託の閉会中の決算審査報告
- ・認定第24号 平成18年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - ・認定第25号 平成18年度対馬市風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 厚生常任委員会に付託の閉会中の決算審査報告
- ・認定第15号 平成18年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
 - ・認定第17号 平成18年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

の認定について

- ・認定第18号 平成18年度対馬市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・認定第19号 平成18年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・認定第20号 平成18年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・認定第21号 平成18年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 産業建設常任委員会に付託の閉会中の決算審査報告

- ・認定第16号 平成18年度対馬市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・認定第22号 平成18年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・認定第23号 平成18年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・認定第26号 平成18年度対馬市水道事業会計決算の認定について

日程第17 承認第33号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度対馬市一般会計補正予算（第4号））

日程第18 議案第125号 平成19年度対馬市一般会計補正予算（第5号）

日程第19 議案第126号 平成19年度対馬市診療所特別会計補正予算（第3号）

日程第20 議案第127号 平成19年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第21 議案第128号 平成19年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）

日程第22 議案第129号 平成19年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第23 議案第130号 平成19年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）

日程第24 議案第131号 平成19年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）

日程第25 議案第132号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

- 日程第26 議案第133号 長崎県市町村土地開発公社の解散について
- 日程第27 議案第134号 対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第135号 対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第136号 対馬市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第137号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についての更正について（小鹿地区）
- 日程第31 議案第138号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についての更正について（一重地区）
- 日程第32 議案第139号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（犬ヶ浦地区）
- 日程第33 議案第140号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（久根浜地区）
- 日程第34 議案第141号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（鴨居瀬地区）
- 日程第35 陳情第8号 原爆症認定制度改善のための陳情について
- 日程第36 陳情第9号 「非核日本宣言」を求める意見書採択に関する陳情について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般の報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第8 イノシシ等被害対策特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第9 議員定数調査特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第10 国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告

日程第11 自衛隊誘致増強調査特別委員会の閉会中の調査報告

日程第12 対馬市が平成19年8月1日に締結した「一般廃棄物運搬業務委託契約等」に関し、九州運輸局長崎運輸支局へ照会したことに対する回答について

日程第13 一般会計決算審査特別委員会に付託の閉会中の決算審査報告

- ・認定第14号 平成18年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 総務文教常任委員会に付託の閉会中の決算審査報告

- ・認定第24号 平成18年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・認定第25号 平成18年度対馬市風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 厚生常任委員会に付託の閉会中の決算審査報告

- ・認定第15号 平成18年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・認定第17号 平成18年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・認定第18号 平成18年度対馬市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・認定第19号 平成18年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・認定第20号 平成18年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・認定第21号 平成18年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 産業建設常任委員会に付託の閉会中の決算審査報告

- ・認定第16号 平成18年度対馬市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・認定第22号 平成18年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・認定第23号 平成18年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について

- ・認定第26号 平成18年度対馬市水道事業会計決算の認定について
- 日程第17 承認第33号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度対馬市一般会計補正予算（第4号））
- 日程第18 議案第125号 平成19年度対馬市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第19 議案第126号 平成19年度対馬市診療所特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第127号 平成19年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第128号 平成19年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第129号 平成19年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第130号 平成19年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第131号 平成19年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第132号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 日程第26 議案第133号 長崎県市町村土地開発公社の解散について
- 日程第27 議案第134号 対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第135号 対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第136号 対馬市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第137号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（小鹿地区）
- 日程第31 議案第138号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（一重地区）
- 日程第32 議案第139号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（犬ヶ浦地区）
- 日程第33 議案第140号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（久根浜地区）
- 日程第34 議案第141号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について

(鴨居瀬地区)

日程第35 陳情第8号 原爆症認定制度改善のための陳情について

日程第36 陳情第9号 「非核日本宣言」を求める意見書採択に関する陳情について

出席議員 (24名)

2番 小西 明範君	3番 小宮 教義君
4番 阿比留光雄君	5番 三山 幸男君
6番 小宮 政利君	7番 初村 久藏君
8番 吉見 優子君	9番 糸瀬 一彦君
10番 桐谷 徹君	11番 宮原 五男君
12番 大浦 孝司君	13番 小川 廣康君
14番 大部 初幸君	15番 兵頭 榮君
16番 上野洋次郎君	17番 作元 義文君
18番 黒岩 美俊君	19番 島居 邦嗣君
20番 武本 哲勇君	21番 中原 康博君
22番 桐谷 正義君	24番 畑島 孝吉君
25番 扇 作エ門君	26番 波田 政和君

欠席議員 (なし)

欠 員 (2名)

事務局出席職員職氏名

局長	永留 徳光君	次長	橘 清治君
参事兼課長補佐	阿比留 保君	副参事兼係長	三原 立也君

説明のため出席した者の職氏名

市長	松村 良幸君
統括監	松原 敬行君
統括監	大浦 義光君
総務部長	中島 均君

総務課長	平間 寿郎君
政策部長	阿比留博文君
市民生活部長	斉藤 勝行君
福祉部長	勝見 末利君
保健部長	山本 輝昭君
観光商工部長	長 信義君
農林水産部長	小島 憲治君
建設部長	川上 司君
水道局長	齋藤 清榮君
教育長	米田 幸人君
教育次長	日高 一夫君
美津島支所長	内田 洋君
豊玉支所長	松井 雅美君
峰支所長	阿比留博幸君
上県支所長	武田 憲次君
上対馬支所長	梅野 茂希君
消防長	阿比留仁志君
会計管理者	森田 健一君
監査委員事務局長	阿比留義邦君
農業委員会事務局長	瀬崎万壽喜君

午前10時00分開会

○議長（波田 政和君） おはようございます。報告をいたします。清水統括監より欠席の申し出があつております。

ただいまから、平成19年第4回対馬市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（波田 政和君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、島居邦嗣君及び武本哲勇君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（波田 政和君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配付いたしております会期日程のとおり、本日から12月14日までの10日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月14日までの10日間に決定しました。

日程第3. 議長の諸般の報告

○議長（波田 政和君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 市長の行政報告

○議長（波田 政和君） 日程第4、市長の行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がっておりますので、これを許可します。市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） おはようございます。本日、ここに平成19年第4回対馬市議会を招集いたしましたところ、議員諸兄におかれましては御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会において、御審議を願います案件は、承認案件1件、平成19年度一般会計補正予算等が7件、規約の変更1件、公社の解散1件、条例の一部改正案3件、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更並びに変更についての更正等5件など、合わせて18件の議案について御審議をお願いするものであります。

議案の内容につきましては、後ほど担当部長等に説明させたいと存じますので、何とぞよろしく御審議くださいまして、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、9月定例会以降の主な事項につきまして、概略御報告を申し上げます。

「法定外公共物埋め立てに関する訴訟」について。

美津島町鶏知甲42-1から43に隣接する法定外公共物（水路）を業者が許可なく埋め立てを行ったことに関し、当該地区の上流を開発しようとしている地権者2人が、平成19年10月29日に長崎地方裁判所に市を相手として訴訟を起こしたことによりまして、11月16日、当市に訴状が送達されてまいりました。

訴訟理由は、「市は法定外公共物に対し管理責任があるにもかかわらず、許可なく水路を埋め

立てたことを容認し、原告の異議申し立てを無視したことが、多大な損害を受けた。よって、市は速やかに当該法定外公共物を現状回復せよ」というものであります。

本件は、訴訟に先立ち、平成19年6月26日に市を相手として、同様の理由により厳原簡易裁判所に調停の申し立てをし、5回もの調停が行われました。調停の中で、市が提示いたしました「平成20年3月31日までに原因者の業者に改善処置をさせる。」と、この調停案を原告側が不服としたため調停が成立せず、訴訟に至ったものであります。

「長崎対馬食フェア」について。

大阪全日空ホテルでの開催は、昨年度に引き続き2回目となり、9月の一カ月間、主に日本料理を中心としたメニューの組み立てで、対馬のPRを目的に、対馬の食材を使ったPRでございますが、大阪で開催したところであります。

実績としましては、コース料理で約300食、一品料理で270食と、延べ約570食の注文をいただき、対馬の食材のPRができました。ホテルは、「目標には達しなかったものの、閑散期のイベントの開催にこれだけの結果が出れば十分」ということで、今後の開催についてもよい感触を受けております。

同時にアンケート調査を実施いたしまして、対馬の知名度について調査をいたしましたところ、回答者の4分の1は御存知なく、「食」を通したPRにつながったものと考えております。

「対馬市峰町共同集合店舗」への入店者の決定についてであります。

峰町佐賀にあります対馬市峰町共同集合店舗において、今年度に入り、株式会社タケスエ及び小宮精肉店が退店したことに伴いまして空き店舗が生じておりましたが、去る8月1日にサンクスジャパン株式会社が総合ディスカウントストアの「ダイレックス対馬店」として入店いたしました。

サンクスジャパン株式会社は、本社を佐賀県に置き、九州を中心に114店舗を展開しております。販売品目としては、家電、食品、日用雑貨、衣料品等であります。

ダイレックス対馬店は、9月20日にオープンし、当日は島内各地から多くの人が訪れました。開店直前には長蛇の列ができるなど、反響を見せたところであります。これを機に、対馬中央部での商業振興の起爆剤となるよう期待するものであります。

「第2回日韓学生つしま会議～漂着ごみを拾う・考える～」につきまして。

本年度で第2回目となりました「日韓学生対馬会議～漂着ごみを拾う・考える～」を10月6日から8日まで、上県町越高地区海岸で実施いたしました。この活動の趣旨は、漂着ごみを日韓の学生が協働で回収することで、漂着ごみを通して、海洋環境保全について考え、意見交換の場とすることを目的といたしております。

ことは、韓国から東亜大学の学生47名、また日本からは長崎県の協力をいただきまして、

長崎、福岡、鹿児島県内の17大学から82名の計129名、そして市民ボランティアの皆さんと、島内外からの多数の参加をいただいたところであります。

10月7日には、越高海岸におきまして清掃作業を行い、約30立方メートルの漂着ごみを回収いたしております。

平成19年度、20年度の2年間、環境省から「漂流・漂着ごみ国内削減方策モデル調査地域」に当市が選定をされました。そのモデル調査と併行して作業を実施いたしました関係で、例年より回収量が少なくなっております。

漂着ごみ問題は、国を越えた問題であり、対馬市といたしましても、今後引き続きその解決に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「朝鮮通信使ゆかりのまち全国交流会彦根大会」についてであります。

ことし14回目を迎えた朝鮮通信使ゆかりのまち全国交流会は、去る10月7日、8日の両日、滋賀県彦根市において開催をされ、会長である私が出席いたしました。初日は全国の朝鮮通信使ゆかりの自治体や団体、また韓国から260人が参加し、朝鮮通信使に関する研究発表や講演会等が行われました。

2日目は、朝鮮通信使行列再現と国書交換式、ふるさと物産展が行われ、約5,000人の観客でにぎわいました。

「対馬シーカヤックマラソン大会」について申し上げます。

10月13日、「2007対馬シーカヤックマラソン大会」が浅茅湾で開催をされ54艇、81人が出場いたしました。ことしは埼玉、広島、福岡県など県外選手のほか韓国からも3艇3人が参加し、フルマラソン（20キロ）、ハーフマラソン（10キロ）、ミドルコース（5キロ）の3コースを設けまして、シングル、1人乗りですが、ペア、2人乗りで、シングル、ペアで競われたものであります。この日は、風、波とも穏やかで、絶好のシーカヤック日和となり、選手は色とりどりの艇で、無数の入り江や島々が点在する広大なフィールドを懸命にパドルをこぎ全員が無事完走をいたしました。

また、翌日の14日は、ふれあいイベントが行われ、親子レース、浅茅湾ツーリングや駅伝レース等で約50人の参加者が大自然を堪能いたしましたところであります。

次に、「日韓音楽祭文化交流の夕べについて」であります。

10月の20日、韓国・ソウルの漢陽大学ウインドオーケストラと県立対馬高校吹奏楽部により「日韓音楽祭文化交流の夕べ」が対馬市交流センターで開催されました。

これは、「ながさき音楽祭2007」の関連行事でございまして、対馬市交流センターの1周年記念行事でもありました。漢陽大学ウインドオーケストラは、韓国内外で活動し、国際的にも高い評価を得ているオーケストラでありまして、「ハイランド讃歌組曲」を初め5曲を披露し、

対馬高校も「ベルリン陥落」など2曲を披露いたしました。

最後には、競演による「北国の春」など演歌3曲と韓国民謡が1曲演奏され、約500人の聴衆は管楽器が奏でます美しいハーモニーを堪能いたしましたところであります。

次に、「初午祭」についてであります。

日本在来八馬種の一つ、対州場のレース、「馬跳ばせ」を目玉行事とした第6回初午祭が10月21日、上県町仁田の目保呂ダム馬事公園を会場として開催されました。

8頭一斉レースや障害レースなど計6種目が行われ、迫力ある走りで約1,500人の観衆を沸かせました。また、流鏑馬や乗馬体験などもあり、訪れた市民は祭りを満喫したところであります。

次に、「中津川市と対馬市の姉妹都市提携調印式」についてであります。

11月3日、国の天然記念物に指定されているヒトツバタゴの自生地を縁に、対馬市と岐阜県中津川市が姉妹都市提携を結びました。

旧上対馬町と旧蛭川村は、平成8年にヒトツバタゴを縁に姉妹都市提携を結び、合併後も地域間交流を続けていましたが、お互いに合併したため再度、姉妹都市提携を結び、両市の豊かな環境や歴史、文化を学び、一層の交流を深めることを誓いました。

「官・産・学の国際交流協定の締結式」について申し上げます。

11月13日、釜山外国語大学校と大亜高速海運、それから当市の三者で国際交流協定の締結式を行いました。両者は、平成15年7月に旧上県町と協定を結んでいましたが、合併した当市が引き継ぎ、昨年12月に覚書を交わしていました。

協定では、「国際交流を通して地域社会や両国の発展に相互協力する」、「国際間の環境問題に対して認識をともにし、共同対処方法を追求する」、「国際交流の活性化を図る」ことなどを盛り込みまして、友好的な交流を継続していくことを確認いたしましたところであります。

次に、「高規格救急自動車の購入」についてであります。

消防におきましては、かねてから契約をしておりました高規格救急自動車が11月14日に納車されました。

検収を行った後、美津島出張所に配備し、同日より運用を開始いたしております。この高規格救急自動車の配備により、管内の重篤患者に、より高度の応急処置を施すことができるようになりまして、一段の救急サービスの提供が実現できるものと確信をいたしております。

去る、10月15日には、財団法人自治総合センターの100%助成事業「平成19年度ふるさと消防団活性化事業」により、100万円相当の訓練器材を消防団に配備いたしました。

同じく11月15日には、財団法人日本防火協会の100%助成事業であります「幼年消防クラブ育成事業助成金」の交付を受け、美津島町鶏鳴幼稚園幼年消防クラブに40万円相当の鼓笛

隊セット一式の交付を行っております。

「第1回対馬観光物産展」についてであります。

11月16日と17日の2日間、福岡市天神の「NTT西日本ふれあいHIROBA171」を会場に「第1回対馬観光物産展」が開催されました。

アジ開きやイカー夜干しなどの水産加工品、あるいはサザエ、アワビなどの海産物、乾燥シイタケ、ミツバチの林産物やかすまきなど、対馬の特産品の販売がなされました。また、特産品や郷土料理の試食やオリジナルサイダー「こどもやまねこ」の試飲、対馬干しシイタケの詰め合わせ放題などのイベントが行われ、対馬を大いにアピールいたしたところであります。

行政報告は以上でございますが、次に、私事ではございますが、所信の一端を申し述べたいと思います。どうか、議会の皆さん、ぜひよろしく御理解を賜りたいと思います。

今さら私が申し上げるまでもなく、対馬6町が合併をいたしまして4年を迎え、今まさに余すところ私の任期も3カ月ということになっております。御承知のとおり三位一体改革、あるいはそういった三位一体の小泉行政改革は、本当に地方に大変な疲弊をもたらしてしまいました。5兆1,000億という地方交付税の減額をするなど、まさに地方にとっての暴挙に出たと言わざるを得ないわけであります。全国の地方は、今本当に瀕死の状況で、もがき苦しみあえいでおることは、私が申し上げるまでもなく皆さんよく、北海道の夕張市の例に見るように御承知のことと思います。

対馬市の財政も、特に皆さんからよく夕張になるんじゃないかというような声を聞きましたが、夕張のような道だけはたどってはいけないということで、御承知のとおり職員挙げて市民の皆さんと痛みを分かち合おうということで、今積極果敢に島の元気づくり、あしたに向かったの努力を、どうか痛みを分かち合ってくださいと、職員みずからも2億7,000万ほどの財政支援をしてくれました。今積極果敢に対馬のあしたの元気づくりに向かって頑張っております。

そういう中で、私も及ばずながら全身全霊を自分では打ち込み、臥薪嘗胆頑張ってきたつもりであります。皆さんからの、議会の皆さんになかなか理解が得られないことにおきましても、非常に忸怩たるものを感じますし、いつも申しますように、すべての原因は、おれが何が悪いんだ、何をしたんだというようなことをして、皆さんに御迷惑をかけました。口論もいたしましたが、非常に反省をいたしております。やはりすべて悪い結果というのは、「万有の因おのれにあり、他をとがめる心、その心こそとがめよ」という言葉のように、私は今静かに考えるとき、どこか自分が知らず知らずの間にも何か皆さんに対する配慮、あるいはそういったものが欠けていたんじゃないかということを今しきりに反省をいたしておるところであります。

しかし、今私どもの財政状況はもう私が言うまでもないわけですが、18年、19年のある程度の難しさを乗り越えて、いよいよ20年、21年、来年、再来年というまさに財政危機に直面

しているわけでありまして、今いろんな施策、方策を講じておるところであります。いろんなことを考えておりますが、まさに目を閉じますと走馬灯のようにいろんなことが私の脳裏を駆けめぐっておりますが、今いろんな思いで万感こもごものものがあります。

しかし、ここ二、三カ月、全国の津々浦々から、何をしているんだということで、何を考えているんだと、自分の苦しさで逃げるのかとか、いろんなおしかりをいただきました。ひきょうじやないかということもありました。そして、ある旧地区の1町からでしたが、680有余名の皆さんから、逃げるのは卑怯だということで、再度対馬の元気づくりに最後の挑戦をせよという署名を突きつけられるに及び、意を決した次第であります。そういうことで、私も対馬の元気づくりのために最後の奉公をするべく、3月の市長選に風林火山の旗を押し立てて、一挙に戦線に打って出る決意をいたしましたので、どうか議員諸兄の理解と御支援をお願いをいたしまして、所信の表明にかえさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。よろしくお願いをいたします。

○議長（波田 政和君） 以上で行政報告を終わります。

日程第5. 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（波田 政和君） 日程第5、総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教委員長、大部初幸君。

○議員（14番 大部 初幸君） おはようございます。ただいまより総務文教常任委員会所管事務調査報告を行います。

平成19年第1回定例会において、会議規則第98条第1項の規定により、閉会中の事務調査の承認を得ておりました当委員会の調査の内容とその概要を、同規則第45条第2項の規定により報告いたします。

去る平成19年8月3日付で、対馬市政治倫理審査会会長より、対馬市議会議長あてに、対馬市政治倫理条例及び規則の改正についての要望書が提出され、当該条例が総務文教常任委員会の所管に属することから、当委員会は11月14日対馬市交流センター3階第2会議室において、全委員出席のもと、説明員として市長部局より平間総務課長、松尾課長補佐の出席を得て、また法令関係の有識者として、対馬市の顧問弁護士、森総合法律事務所の森裕美子弁護士を参考人として御出席をいただき、対馬市政治倫理条例及び施行規則の内容について調査・研究を行いました。

初めに、市長部局から要望の趣旨について説明を受けました。対馬市政治倫理審査会では、これまで5件の議員に対する調査請求が付託されましたが、対馬市政治倫理条例及び施行規則の一部において、明確な基準の定めがないことや審査期間が短いこと等が審議、判断等の妨げになっ

ているとのことであります。具体的な改正要望箇所は、条例中、政治倫理基準の一部、市の公共工事等に関する遵守事項、市民の調査請求権の範囲、審査の期間及び施行規則中、審査会の定足数など6項目であります。特に、条例第5条第1項の規定にある「実質的に経営に携わっている企業」の定義について、何をもって「実質的」に当たるのかが不明確であり、審査をする上で判断に苦慮しているとのことであります。

説明終了後、対馬市政治倫理審査会の委員でもあります森弁護士より、法令的観点からの御意見を伺いました。基本的には要望事項に関して、審査の判断基準を明確にすることはよいことなので、改正の方向で検討された方が望ましいが、法律との関係や他の自治体とのバランスも考慮する必要があるとのことであります。

委員の意見としても、現行の倫理条例は表現が不明確で判断しがたい部分が見受けられるので、他の自治体の事例等も参考にして、十分検討する必要があるとの意見が多く述べられました。

以上のことから、本件については引き続き閉会中の所管事務調査とし、有識者の意見や他の自治体の条例等を参考に、慎重に調査・研究を進めていきます。

以上で、総務文教常任委員会の調査報告といたします。

○議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する質疑を行います。——質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6. 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（波田 政和君） 日程第6、厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

厚生常任委員長の報告を求めます。厚生常任委員長、初村久藏君。

○議員（7番 初村 久藏君） 厚生常任委員会事務調査を報告いたします。

平成19年第1回定例会において、会議規則第98条の規定により、事務調査の承認を得ておりました、本委員会の所管に係る調査の内容とその概要を、同規則第103条の規定により報告をいたします。

当委員会は、11月9日、豊玉支所3階会議室において、扇委員は欠席でありましたが、委員会を開催し、市長部局より市民生活部の斉藤部長、永留廃棄物対策課長、河野課長補佐、阿比留係長の出席を求め、各支所管内のじんかい収集委託に問題があり、大きな格差があるということで、業務委託契約書、仕様書の資料に基づき、担当の説明を受け、審議をいたしました。

厳原町は4地区に分割をされ、入札参加業者6社、上対馬町は3地区に分割され、入札参加業者5社の指名競争入札で執行されています。美津島町、豊玉町、峰町、上県町は、1地区分割で入札されているが、入札参加業者が1社であり、随意契約で締結をされていて、落札率も

95.02%から99.11%と設計額に対する落札率も高い比率で契約をされています。

特に、落札率の低い地区は、厳原第3地区、落札率が57.57%、上対馬第1地区、29.78%、上対馬第2地区、27.25%、上対馬第3地区、24.73%であり、健全なごみ収集ができていないのか疑問であり、環境美化につながるのか、特に上対馬地区の業者は、1日当たり6,000円から7,000円程度で、人件費も出ない状況であり、経営も不安定で、健全な経営はできないと思われる。

本委員会の総意として、最低制限価格の設定と美津島、豊玉、峰、上県地区については、2社以上の競争入札で、競争の原理が働くような制度の基準も必要。また、美津島、上県、上対馬地区については、収集範囲（地区分け）の見直しも必要ではないかとの意見もありました。

対馬市全町、公正・公平なじんかい収集委託業務が次年度より執行されるよう要望いたします。

以上で、厚生常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

22番、桐谷正義君。

○議員（22番 桐谷 正義君） ただいまの委員長報告に1点だけちょっとお尋ねいたしますが、報告の最後に、対馬市全町公正・公平とありますが、この中で全会一致で要望することを決められたのか、採決されたのか、その辺が報告にありませんが、その辺のところを、全会一致の採決がとられたのかどうか、あるいは反対、賛成のがあったのかどうか、明確にしていいただければと思います。

○議長（波田 政和君） 厚生委員長、初村久藏君。

○議員（7番 初村 久藏君） 全会一致の総意で決定をいたしております。

○議長（波田 政和君） 9番、糸瀬一彦君。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） 委員長にお尋ねいたします。

この1ページの最後の方ですけど、特に落札率の低い地域、厳原町の57.57とか上対馬町の29から24.73、この問題については3年前から、ちょうど私も厚生常任委員会にいらして、余りにも格差がひどいじゃないかと、本来行政側が設計をすれば、最低これでないといけないという標準価格はあると思います。それを、あの当時指摘をしていたことが全然解消されてない。これはだれが見ても3分の1でやれるはずがない。そういう意味から、厚生常任委員会としては、最後に公平・公正な形で施行すべきだということを指摘してありますけど、行政側も全然真剣に受けとめてないような気が私はしてなりません。そういう意味から、今回の指摘を厳しく行政も反省をしてほしいと思いますので、私からも委員長に対して強く要望しますので、その決意のほどをお知らせください。

○議長（波田 政和君） 厚生委員長、初村久藏君。

○議員（７番 初村 久藏君） その件については、合併当時からいろいろと問題があつてきたような状況でございますけれども、今回の委員会で、全委員、これはおかしいと、何とかしてやっぱり最低制限価格を設けてやらねば、やっぱり健全な運営はできないんじゃないかというようなことで検討をいたしております。そして、市民生活部長も、これ何とか取り組まにやいけんというような決意を持っておりますので、次年度からは最低制限価格なり、ある程度の公正な入札ができるんじゃないかと、私はそう考えております。これからもそういうふうに取り組んでいきたいと思ひます。

以上です。

○議長（波田 政和君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 7. 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（波田 政和君） 日程第 7、産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、三山幸男君。

○議員（５番 三山 幸男君） おはようございます。報告に入ります前に、字句の訂正をお願いをいたします。

１ ページ目の上から 4 行目、「小宮政利議員は」とありますが、「委員」に変更いたします。それと、もう 1 か所、8 行目の「まず初めに、美津島漁協尾崎支所」とありますが、「美津島町漁協尾崎支所」につけ加えていただきたいと思います。

産業建設常任委員会所管事務調査報告書、平成 19 年第 1 回定例会において、会議規則第 98 条の規定により、事務調査の承認を得ておりました当委員会の調査の内容とその概要を、会議規則第 103 条の規定により報告いたします。

当委員会は、11 月 19 日、美津島支所で委員会を開会、小宮政利委員は欠席でありましたが、市長部局より、小島農林水産部長、尾場瀬水産振興課長、一宮水道局次長の出席を求め、美津島、巖原地区の水産物荷さばき施設及び阿連地区の漁業集落排水処理施設の調査をいたしました。

まず初めに、美津島町漁協尾崎支所の荷さばき施設を調査、尾崎地区は浅茅湾養殖漁業の中核であり、近年はマグロ養殖に取り組むなど漁業の近代化、改善に寄与しています。旧施設は築 25 年を経過し、老朽化が進み、また手狭であるため、平成 19 年 5 月 30 日、新しい荷さばき施設が完成し、海水滅菌装置を設置することにより、作業の安全性、水産物の衛生管理、品質の管理を図り、消費者に品質の高い水産物を提供することを目的としています。施設は鉄骨平屋建て、床面積は 140 平方メートルで、全体事業費は 4,719 万 7,500 円です。対応し説明を

いただいた財部理事、宮原支所長のお話では、尾崎地区のマグロ養殖は県のブランド品にも認定を受けており、商標登録「トロの華」のネーミングで高い評価を得ています。マグロ養殖戸数は9戸で、1年魚が約8,000匹、2年魚が約4,000匹で、3年魚が約1,000匹で、3年魚になると約30キロから40キロに成長するそうです。19年度のマグロ養殖の水揚げ額は5億円を超すとの話でした。マグロ養殖の拡大により、えさ保管用の冷凍庫が手狭になり苦慮しているので、大きな冷凍庫の建設の要望がありました。

次に、厳原町阿連地区の漁業集落排水処理施設の説明を受け調査、漁港及び周辺水域の浄化と保全を図るとともに、快適にして潤いのある漁業集落を形成し、そこで生活する住民の健康増進や漁港の機能の拡充、生活環境の改善を図るとのことです。施設は、平成15年に完成し、全体事業費は6億7,000万円のすばらしい施設であり、当初加入対象件数は89戸でありましたが、現在加入件数は53戸であり、さらに加入の促進が求められます。

次に、厳原町漁協小茂田支所の荷捌き施設を調査、小茂田地区における旧荷さばき施設は荷さばきスペースが狭い上に岸壁が高く、荷揚げ作業が非効率的で、漁業者にとっては大きな負担になっていました。さらに、航路筋に面しているため、漁船の航路上危険な状況にありました。新たに荷さばき施設を建設することにより、漁獲物の出荷作業の効率化、省力化を図り、漁業者の負担減を図るとともに消費者に安心、安全な水産物を提供することができるようになったそうです。完成は平成19年3月、施設は鉄骨づくりの2階建てで、1階が荷さばき所、2階が事務所及び漁業用作業保管室となっています。全体事業費は3,341万5,300円で、対応していた厳原町漁協長瀬参事、立花佐須支所長のお話では、小茂田地区の漁業者は104戸で、主に一本釣り、建網漁で年間水揚げ額は2億6,000万とのことでした。

次に、厳原町久田の厳原町漁協荷さばき施設は、既存の施設では操業区域の集中化により、入港荷揚げ時間が同時となり、対応ができなくなったため、新たに荷さばき施設が建設されました。鮮魚の受け取りの迅速化、出荷作業の効率化及び流通形態の変更などにより、漁業経営の向上、安定を図っています。施設は、鉄骨平屋建てで、床面積は1,340平方メートルで、全体事業費は1億9,326万1,000円です。長瀬参事のお話では、年間水揚げ額は県外船が4億円から5億円で、地元漁業者は1億円とのことでした。また、日曜日を除き朝9時から厳原市内の仲買人五、六人で朝市を行っており、年間3,000万円から4,000万円の取引があるとのことでした。近年は重油価格の高騰で、イカの100箱程度の水揚げでは経費が取れないため、出漁船が激減しているとのことでした。調査の中で、荷さばき所の屋根が、平成17年7月完成からわずか2年で、潮風による腐敗箇所が目立っています。食の安全性、衛生面からも早期の改修が必要と思われます。

施設調査後、市役所1階会議室で委員会を再開し、水産業を初めとする対馬の各産業の振興に

とって、昨今の燃料価格の高騰は大きなマイナス要因となっていますが、各荷さばき施設とも作業の安全性や漁業者の作業の負担軽減や衛生管理に適応しています。今後とも山積する課題に対し、所管事務調査を行うこととし、今回の調査に御同行していただいた関係職員を初め各漁協関係者の方々の御協力に対し、心からお礼を申し上げます。

以上で、産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（波田 政和君） これから委員長に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩します。再開は１１時から。

午前10時49分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

.....

日程第８．イノシシ等被害対策特別委員会の閉会中の調査報告

○議長（波田 政和君） 日程第８、イノシシ等被害対策特別委員会の閉会中の調査報告を行います。

イノシシ等被害対策特別委員長の報告を求めます。イノシシ等被害対策特別委員長、小西明範君。

○議員（２番 小西 明範君） こんにちは。イノシシ等被害対策特別委員会調査報告書、本特別委員会の調査状況を会議規則第４５条第２項の規定により、下記のとおり御報告いたします。

当委員会は、１１月１３日火曜日に、対馬保健所３階会議室において、委員６人全員と事務局担当職員及び農林水産部より廣田次長と神宮課長補佐の出席を求め、午後１時より開催いたしました。

今回の調査は、９月定例会の委員長報告で触れておりましたが、イノシシ等の食肉化への取り組みを進めるため、専門機関を交え意見聴取をすることで、法律の規制や問題点をクリアし、実現に向けた行動を促すために実施したものであります。

なお、当日は対馬保健所側より浦田所長、総務企画課長、衛生環境課長、同係長の４名の出席をいただき説明を受けました。

まず初めに、「野生鳥獣の食肉化を実現するために、どのような問題を解決すればよいか」との件で説明を受けました。

豚、牛、馬、イノブタは、「と畜場法」の規制を受けるが、イノシシ（野生鳥獣）は、食品衛

生法により規制を受けることになる。

食肉処理の規制については、食品衛生法により都道府県で基準を定めることとなっており、長崎県は「長崎県食品衛生に関する条例」を制定し基準を設けている。

県としては、野生鳥獣でどんな病原体を持っているかわからないので、感染症の問題はあるが、処理施設に限っては基準を満たせば許可する。

施設は、許可を受けた以外の野生鳥獣処理にも使用してよいが、用途変更ごとに施設全体を83度以上の熱湯で消毒をする必要がある。

次に、過去5年間程度に「野生鳥獣の肉が原因で感染した症例があれば提示してほしい」との件では、全国では、平成15年、兵庫県で野生の鹿肉でE型肝炎及び食中毒、同年鳥取県において、野生イノシシの肝臓を食し、E型肝炎で1人死亡、同年兵庫県において、冷凍生鹿肉でE型肝炎を発症。長崎県では、平成15年3月野生イノシシ肉でE型肝炎を発症した。これはイノシシ肉でバーベキューをしていたところ、焼き用に使っていた箸がいつの間にか食べ用に使ったために感染し、3カ月後に発症した。また、同年8月、イノシシ肉の摂食で11名がE型肝炎に集団感染している。さらに、平成16年5月と平成17年3月にもイノシシ肉の摂食によりE型肝炎に感染した事故が報告されているとのことであります。

そのほか野生鳥獣が原因で発生する感染症としては、主なところでは狂犬病や日本脳炎、鳥インフルエンザ等がある。狂犬病は国内においては予防接種の普及もあり、近年は発生していないが、海外では今でも発生を見ているので、旅行等による感染は十分あり得るとのことです。

また、安心・安全な食の提供の観点からは、現在県内にある5カ所の解体処理施設については、長崎県食品衛生管理指導計画により、年間1回以上の衛生管理指導を管轄の保健所で実施をしているとのことであります。

保健所の説明を午後2時20分に終了し、10分間の休憩をとり、午後2時30分より同会議室において委員会を再開しました。

委員からの意見として、委員会の設置目的にもあるが、食肉化の方向でこれまで進めてきたので、保健所等の意見を参考に捕殺後30分以内の施設への搬入を考慮すると、島内に3カ所程度の処理施設が必要になるだろう、捕獲補助金を見直し市の持ち出し分を少なくすべきだ、食肉化を実現するためには販路の確保も重要である、被害金額と補助額のバランスがおかしいのではないか、イノシシ研究の先進地である島根県美郷町の例を採用し、猟友会を納得させ予算を節約すべきだ、そのためにも処理施設を設置し捕獲補助金にかわる商品化を早期に実現するべきではないか、等々の意見が提案され、午後4時15分に委員会を終了いたしました。

今後においては、野生鳥獣の食肉に対しての検査制度も確立されておらず、解体を実施する個人の状態判断により食肉として提供されることとなるので、処理従事者の養成も必要となるであ

ろう。

対馬市としても、被害防止対策として効果が高い防護さく等の早期設置と突出する捕獲補助金の大幅な見直しの検討が必要と強く要望いたします。また、処理施設の設置に向けた取り組みを早期に検討されるよう重ねて要望いたします。

当委員会は、本年度以内に最終的な調査報告書の作成ができるよう、残された期間においてさらに調査を進めることといたしております。

以上、委員長報告といたします。

○議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 9. 議員定数調査特別委員会の閉会中の調査報告

○議長（波田 政和君） 日程第 9、議員定数調査特別委員会の閉会中の調査報告を行います。

議員定数調査特別委員長の報告を求めます。議員定数調査特別委員長、小川廣康君。

○議員（13番 小川 廣康君） 議員定数調査特別委員会の調査報告を申し上げます。

平成19年第1回定例会において承認されました、議員定数調査特別委員会の調査研究等の経過を、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

当委員会は、11月12日初村久蔵委員は欠席でありましたが、波田議長同席のもと永留議会議務局長、三原書記出席の中、豊玉支所3階会議室において開催をいたしました。

調査内容は、前回の委員会で今後市民の意見を聞き入れながら減員数を絞り込むことを確認しておりましたので、各委員より選任いただきました6名の方々を参考人として出席していただき意見を伺いました。

参考人は、仁位勝良氏（厳原町）、阿比留裕氏（美津島町）、中嶋静治氏（豊玉町）、梅野恵子氏（峰町）、比田勝保男氏（上県町）、平間雅哲氏（上対馬町）であります。事前にこれまでの当委員会の調査経過と議会議員定数に関する資料等を送付いたしておりましたので、これらを踏まえそれぞれの参考人の忌憚のない意見を市民の意向を加味しながら伺いました。

まず、すべての参考人から定数を削減すべきとの意見が出されました。先に配付しておいた資料を綿密に分析されており、将来的な人口の減少が見込まれる中で、今回思い切った定数削減をすべきであり、将来、段階的に定数を削減していくことは難しいのではないか、地理的条件も考慮しなければならないが、多くの市民はある程度の削減を望んでいる等の意見が出されました。

なお、以上の意見を踏まえ、定数は何名が望ましいと思われるのか意見を伺いました。多数の参考人は、6減の20名にすべきである。また、18名でもいいのではないか、あるいは20名

から22名にすべきであるとの意見も出されました。

参考人に対する質疑終了後、暫時休憩し、委員会を再開をいたしました。参考人からの意見を踏まえ、これまでの経過を考慮しながら、定数案について調査をいたしました。参考人の意見を最大限尊重する立場から、定数を20名にすべきである。また、反面、一気に削減するのではなく段階的に削減していくべきであり、今回は24名ないし25名という意見も出されました。また、これまでの調査の経過からして、22名にとの意見も出され、委員会として定数案を絞り込むため慎重に調査した結果、定数案を22名とする意見が多く出されました。

よって、定数を22名とする案について賛否を問いましたところ、賛成多数であり、本委員会としては議員定数を22名とすることが適当であると決定をいたしました。なお、22名の定数案に対し異議があり、少数意見の留保が行使されたことを申し上げます。

以上で、当委員会の調査報告といたしますが、当委員会は所期の目的は達成されたものとし、全会一致で終結すべきと決定をいたしました。

最後になりましたが、御多忙中にもかかわらず御出席いただき、貴重な御意見を賜りました参考人各位に対し厚くお礼を申し上げ、委員長報告といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（波田 政和君） 次に、議員定数調査特別委員会の調査報告について、会議規則第101条第2項の規定によって、少数意見報告書が提出されております。少数意見の報告を求めます。20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） 少数意見の報告をいたします。

お手元に意見の要旨について書いてありますが、確かに全市を回ってみますと、議員の数が多いと、20名でいいという意見が私の耳にもいっぱい入ってきます。それは、議員の方にも責任があるんじゃないだろうか、議員の働きは市民から見ると物足りん、そういう背景があるかもわかりません。しかし、この広い対馬に、例えば20名にするとしますと、非常に活動の範囲が限られてきます。そして、まともに市議会議員としての活動をするためには、全市を回ることもたびたびあります。もともと市会議員というのは、市民の声を行政に反映するという問題が一つあります。もう1点は、市政を監視する、チェックする、そういう機能があります。この2つの機能を十分に発揮するためには、ある程度の議員の数がいなければ私はその役割を果たすことはできないというふうに思っているわけです。議員1人でも歳費、その他の経費についてよく言われますけれども、私は、これは市民の代表として送り出しているわけですから、これを削減するのはそう大きな問題ではない、むしろ議員を監視しながら、そして働かせるというふうに市民の皆様方も思っていたきたいなというふうに考えるわけです。

この意見の要旨にも書いておりますように、私は、やはりしかし何ととっても市民が主人公で

す。その市民の主人公の多数の意見も無視するわけにはまいりません。したがって、急激な減員じゃなくて、当面2名ぐらいの減員でいいんじゃないかなというふうに考えているわけです。どうか皆さん、議員は減らせば減らすほどいいということじゃなくて、理事者との関係、力関係においても減ればそれだけ低下します。そして、市民の声が行政に反映するその窓口も狭くなっていきます。これは議会制民主主義にとって非常に重要な役割であるわけです。そのことも考慮していただき、議員を減らせ、減らせということのみに熱中されないことを、議員の皆さんはもちろん市民の皆さん方にもお願いしたいというふうに考えております。

以上で反対討論といたします。

○議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する質疑を行います。22番、桐谷正義君。

○議員（22番 桐谷 正義君） 少数意見の報告書が出されましたが、そのことについて1点だけお尋ねしますが、昨日同じころ合併した五島市が、定数22という、26から22という削減、4名削減の決定をいたしたとテレビの報道で、まあ詳しいことはわかりませんが、聞きました。そのこと、この少数意見を出された武本議員さんは、その以前に出されておられるわけですが、同じく五島も離島で、島々は点でつながっていない、船で海を渡らんにかいかんという合併をしておりますが、そういう似たような状況下の中で、五島市が26から22に削減したと、まあ委員長報告では22のようでございますが、そういう状況の中が起こった現在、その辺はまだ24名ぐらいでいいとお考えなのかどうか、先ほど申し述べましたように少数意見の報告では、この五島市の決定がなされる前がありますので、なされた後もそういう認識があるのかどうかを1点お尋ねをちょっとしたいと思います。

○議長（波田 政和君） 20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） 私も五島市が26から22名になったのは報道でわかっております。それは今言われるように、私は少数意見を述べた後であります。しかし、私は、五島市は26から22になったことと、対馬市は2名減でいいという意見はいささかも影響はありません。五島市のは参考にはなっても、私の考えはそれによって左右されることはいささかもありません。

○議長（波田 政和君） 22番、桐谷正義君。

○議員（22番 桐谷 正義君） もう1点だけ、委員長に質問いたしますが、この定数26を22名ということを委員会で賛成多数で決定されておりますが、いつから実行するというようなことが発表されておりましたが、来年3月は首長選挙がある場合には、当該市町村の首長選挙がある場合には、補欠選挙があるように法で決まっております。おのずと現在うわさとして数名補欠選挙に立候補するんじゃないかとされておる方がおられますが、そういう状況の中で、次のこの任期から22名とするという、26、22名とするということで決定されておるのかどうか、その辺は、補欠選挙はそのまま26名のままだろうと思うんですが、そういうふうなことでいい

のかどうか、その辺が報告書にありませんので、明確に答弁をお願いしたいと思いますが。

○議長（波田 政和君） 小川委員長。

○議員（１３番 小川 廣康君） お答えいたします。

過去数回の委員会の調査の中で、その点についても調査をいたしました。来春市長選挙と同時に施行される補欠選挙についても適用できないだろうかということも踏まえて調査をいたしました結果、あくまでも条例定数改定後は一般選挙から適用するということになります。よって、来春の補欠選挙については、御認識のとおり現在の条例の２６で選挙が行われるであろうと、そのように認識を、委員会の中でも調査をいたしております。よって、また本会議中、今回の報告はあくまでも委員会の終結を求めるものでありますので、後もって皆様と御相談をし、今会期中に発議で多分、議運の方にもかけてお願いをしておりますので、最終日になろうかと思いますが、議員発議として条例案の改正を求める予定にいたしております。よって、それが可決されますと、おのずと次の一般選挙からということになりますので、来年、再来年ですか、そういう施行としてはそういうふうになろうかと思っております。今回のあくまでも私が今委員長報告を申し上げましたのは、特別委員会の終結を皆様をお願いするものでありますので、この定数についての議決についてはまた本会議中で改めて発議として提出をする予定にいたしておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（波田 政和君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長の報告は、議員定数調査特別委員会を終結する報告であります。委員長報告のとおり終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、委員長報告のとおり議員定数調査特別委員会は終結することに決定しました。

日程第１０．国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告

○議長（波田 政和君） 日程第１０、国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告を行います。

国境離島活性化対策特別委員長の報告を求めます。国境離島活性化対策特別委員長、作元義文君。

○議員（１７番 作元 義文君） 国境離島活性化対策特別委員会調査報告書、本特別委員会の調査等の状況を会議規則第４５条第２項の規定に基づき、下記のとおり報告をいたします。

平成19年10月23日、豊玉支所3階会議室において、第3回委員会を開催いたしました。桐谷徹委員は欠席でしたが、市長部局より、清水、松原両統括監、総務部長、政策部長、農林水産部長及び平間総務課長の出席をいただき開会をいたしました。

まず、松原統括監より、委員会に提出された資料の漁場整備、海洋温度差発電及び燃油対策等についての説明を受けました。

次に、本委員会の重要な要望施策の一つであります国直轄事業（フロンティア漁場整備事業）について、農林水産部長より説明がありました。今年度から始まりました水産庁の直轄事業で、兵庫、鳥取、島根3県にまたがる沖合いに8,400ヘクタールの漁礁を設置する計画で、1億2,700万の調査費がついております。ズワイガニ、アカガレイ等の保護増殖を目的とするもので、実施期間は平成19年度から26年度、総事業費65億円が予定されているとのことであります。また、対馬東工区の人工海底山脈実施事業、海洋温度差発電の必要性等の説明を受けたところであります。

長崎県はマウンド漁礁等の計画があるものをフロンティア漁場造成へ方向転換する模様であり、フロンティア漁場整備事業が事業の採択に向けて、国、県に対する強力な要望活動を行う必要があることを確認したところであります。

海洋温度差発電については、現在まで、新エネ法による新エネルギーとしての指定をされていないが、国境離島対策として、国による巨大プロジェクトとして進めていただきたい。

燃油対策については、重油に関しては、対馬も本土もさほど価格差はないが、水産業の衰退を招くことがないように、国や県に対して強く働きかけていく必要があります。また、ガソリンの問題についても、関係省庁や県に対して価格格差是正に向けて強く要望していくことで一致し、次回委員会に市長を招き、意見交換することを確認して閉会をいたしております。

次に、第4回委員会を11月22日、対馬市役所2階第1会議室に招集をいたしました。桐谷正義副委員長は住民監査のため出張で欠席をいたしましたが、市長、松原、清水両統括監、総務部長、政策部長、農林水産部長及び平間総務課長の出席をいただき開会をいたしました。

まず、市長より、根室、石垣島、対馬等を対象とした「国境離島振興法」的な法制定の必要性和、離島～本土間の海路、空路は国道としての発想からの助成等があつて当然ではないかという話がありました。

フロンティア漁場整備事業については、「事業実現に対する感触は」との質問に対して、「可能性は十分あるので、委員会等の後押しが必要である」とのことです。

また、国境離島を前面に出さないと、他地域との競合には勝てない、早く第一波の要望等が必要であるということでもあります。

各委員の意見として、陳情活動等を早目に行うべきだが、全島の漁協組合長との意見交換も必

要である。また、燃油対策については、重油のみならずすべての油類を対象に島全体で考えるべきだろうということであります。諸施策に対して言えることは、国境政策として位置づけができるか否かがポイントであり、国境離島と他地域との差別化を認めていただくことが急務であります。国境離島政策の必要性を国、県の関係機関に早く届けるべきという意見が多数出ておりますが、市の財政的な面も十分考慮して、まず、水産業の基盤整備事業の学習会を漁協組合長会と一緒にを行うため、水産庁及び長崎県の関係職員を招聘することに努めるとのことで一致し、閉会をいたしました。

なお、市長が水産庁の関係職員と電話で協議、近々来島される旨の約束を取りつけられ、学習会を行うことを予定をいたしております。

以上、本委員会の閉会中の審査報告といたします。

○議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 11. 自衛隊誘致増強調査特別委員会の閉会中の調査報告

○議長（波田 政和君） 日程第 11、自衛隊誘致増強調査特別委員会の閉会中の調査報告を行います。

自衛隊誘致増強調査特別委員長の報告を求めます。自衛隊誘致増強調査特別委員長、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） 自衛隊誘致増強調査特別委員会の調査報告をいたします。

平成19年第2回定例会で承認されました、自衛隊誘致増強調査特別委員会の調査内容について、会議規則第45条第2項の規定により報告いたします。

当委員会は、10月29日午後1時半より、対馬市交流センター3階第4会議室において、第3回委員会を開催いたしました。当日は、委員全員及び参考人として5人の有識者、市長部局より中島総務部長、平間総務課長の出席のもとに、前回より取りまとめ中でありました自衛隊誘致・増強に対する提案書の報告と説明が、参考人として御出席いただいた対馬防衛協会の小松事務局長より行われたのであります。

この提案書の作成に当たっては、有識者の方々が全国レベルによる自衛隊有識者OB18名から、それぞれ対馬島の陸海空の国防のあり方について意見書という形で取りまとめたものであります。

増強の理由といたしましては、近年東アジア諸国における軍事力の増大は、我が国を含め近辺国に脅威を与えていることは言うまでもありません。対馬は、これらの国際情勢の変化の影響を

まともに受ける場所の一つであり、したがって、有事を想定した防衛体制を整えることが望ましいという認識でございます。

まず、陸上自衛隊においては、1個連隊規模の常駐、ヘリ部隊の設置、演習場の確保及びその他の整備。次に、海上自衛隊は、ミサイル艇の常駐、イージス艦を含む護衛艦の寄港地の整備・確保、その他の整備。航空自衛隊は、パトリオット隊の配置及びその他の整備。なお、共通事項として、演習場の整備が主な提案内容となっております。

この提案内容に対し、委員及び有識者から、これをもっとわかりやすくすることと同時に、どの地域に展開が予測されるかについて、次の委員会で検討することとなりました。

第4回委員会は、11月21日午前10時より、豊玉支所3階において開催しましたが、島居委員は欠席であります。

前回報告の提案内容をさらに絞り込み、具体的な形で検討に入ったわけであります。具体的な提案内容として、陸上自衛隊においては、400人の現行規模に対し600人増強の提案となりますが、万一、朝鮮半島で有事が勃発した場合、海上よりゲリラ・特殊部隊が対馬に上陸侵攻しようとすることも想定され、特に対馬北部の西海岸が上陸の可能性が大きいと考えられ、これらの位置に分屯地を新設する。そのためには、約5万平方メートルの用地が必要と予測されます。なお、厳原浅原の本部中隊の施設用地が余りにも手狭であり、拡大の要望が上がっているところであります。

次に、ヘリ部隊については、常時2機を確保する内容とし、対馬空港の使用が前提となります。これに関する操縦士・整備士を含め20人程度の関係人員となります。

海上自衛隊のミサイル艇の常駐は、これに関係する者20名から30人程度で、場所は竹敷の本部と思われます。一つの候補地として、大洋真珠竹敷事業所跡地が既に民間に売却されているとの情報ですが、非常に残念なことと思います。また、イージス艦を含む護衛艦の寄港地を新設することについては、防衛省の予算による専用岸壁約200メートル、水深マイナス10メートルが必要とされ、その候補地として、厳原港、比田勝港、三浦湾が有力視されるとのことです。

最後に、航空自衛隊においては、パトリオット隊の配置は対馬の中央部が適当とされ、これら関係者は60人程度と予測される。

共通事項となる演習場の確保及び陸上自衛隊の候補地、その他の課題に関する調査については、次回委員会で行うものとする。

以上で、委員会の報告といたします。

○議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する質疑を行います。4番、阿比留光雄君。

○議員（4番 阿比留光雄君） 海上自衛隊の本拠地が竹敷と予想されるということですが、

その中で候補地として大洋漁業の真珠跡地という報告がありましたが、これは既に、個人に、民間に売却されているということですが、この件について非常に残念という言葉が出ております。ほかにこの問題について、残念の意味がよく私わからないんですけど、ちょっと詳しくそこら辺をちょっと説明願いたいと思います。

○議長（波田 政和君） 委員長、大浦孝司君。

○議員（１２番 大浦 孝司君） 実を申し上げますと、特別委員会を設置した後に、７月の２４日か６日、どっちかと思いますが、３隊の隊長もしくは関係者への表敬訪問をいたしました。５人全員で。その際に竹敷の本部の中で近い将来大洋真珠跡地を確保したいというはつきり皆さんの前でそういう説明がなされまして、そういう意向があったということは間違いございません。

その後そういう展開になるなと思ったんですが、最近の情報では、どうも民間に売却がされたということを私も大洋真珠の関係者から確認をとります。もう少しこの問題は非常に大洋真珠の跡地というのが、旧海軍の軍港として整備された経緯の中で、日本でも有数な近代遺跡の指定を受けてＡランクの重要文化財的な存在というふうなことを私も文献で初めて、文献といいますが資料によって確認したわけですが、もう少しその辺の連携があったならば、大洋真珠の関係者は他に渡すことはなかったというふうな発言をされました。私もその辺では、地元の者としてもう少し情報を早くからキャッチして、ちゃんとした格好で対応するべきであったというふうなことを思う中で、こういう報告書をつくり上げました。

以上です。

○議長（波田 政和君） ２１番、中原康博君。

○議員（２１番 中原 康博君） 大変すばらしい委員会の内容の報告を見て、まるで軍事会議が行われたようなすばらしい内容になって、これが実現することになったら対馬は本当に企業誘致も何も要りません。ものすごい活気のあふれる対馬ができていくんじゃないかなと、実現に向けて頑張ってもらいたいと思っておりますけれども、この防衛省の考え方のように進みつつあるんでしょうか。どういった、この今の報告書でいきますと、かなり７０％か８０％が実現できる方向にあるような報告書であります。委員長、もうちょっと見解を述べてもらいたいと思います。

○議長（波田 政和君） 大浦孝司委員長。

○議員（１２番 大浦 孝司君） こういう根拠というのは、素人の判断やら私らの委員会の力になるものではございません。これをつくり出した根拠というのが、対馬に滞在された経験のある元指令、もしくは全国レベルの海上自衛隊の幕僚議長、その他の複数の皆様がこの朝鮮半島の有事の想定、もしくは近隣諸国の緊張を考えた場合、対馬の位置づけというのは非常に危険なといえますか、危ない、攻めてくるというふうなことが想定されるというふうなことで、こういうふうな根拠をつくっていただいております。

あくまでも調査の段階でそういうことが必要ではなかろうかというふうな提言でございまして、国の機関、防衛省がそれを認めていくとか、あるいは検討していくというのは今からの段階でございまして、あくまでもそういうことが考えられますよというふうな提言があったばかりでございます。

そういうことと、もう一つは、我々議会、あるいは行政一体となって事をまとめていかにかんとかんと思いますが、もつと大事なことは対馬島民がそれを理解していくというふうなことを忘れてこのことは進んではいかんと、こういうふうに理解しております。よろしいでしょうか。

○議長（波田 政和君） 21番、中原康博君。

○議員（21番 中原 康博君） 過去に、旧町時代に主要地方道上対馬豊玉線で陳情に国土交通省に行きましたけれども、そのときには非常に対馬は防衛の島だと、道路は使わないといけない。予算をつけましょうとかいいことは言われますけれども、全くそれから先は主な予算はついてきませんでしたですね。だからこの今委員長報告にありますことが、自衛隊増強、非常に600名体制になってくれればすばらしい対馬に生まれ変われます。市長とともにこれは議会、特別委員会は力を入れていただきたいなと思っております。ぜひ頑張ってください。よろしくお願いいたします。

○議長（波田 政和君） 20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） 私はこの特別委員会をつくることに際して、国防という問題は陳情とか、請願とか、そういうことで影響されるものではない。非常に国際的な問題も絡んでおりますし、戦略的なそういう立場から国あるいは防衛省の幹部、こういうレベルの高いところで決定されるものであるということをつくっても、こういう運動をしてもこれが誘致に結びつくということは考えられないと、過去の上対馬にもそういう例がありましたけれども、陳情とか、東京に行った人たちがいましたけれども、それによって効果があったという記憶はありませんが、そういうことを申しました。

質問いたしますが、いろんな方の意見を聞かれるということで、その報告、提案書、これには自衛隊のOBの方18名からいろいろなことを聞かれて、それを提案書という形で委員会に出されたということですけれども、私は自衛隊のOBの方々は自分たちの分野を強力にして、そして協力したいというそういう立場で提案されるわけですから、私はこういう問題を見る場合に、例えば、軍事評論家とかそういう立場の専門家の意見を聞くべきだったというふうに考えるわけです。

もう一つ言わせてもらいますと、この委員長報告の今ありますように、朝鮮半島有事の問題とか、そういう国境の島、危険なところに位置しとることが前提にいろいろ協議されているようでありますけれども、今御承知のとおり、6カ国協議というので、今平和のうちにアジア地

区が進もうじゃないかと、武力によっていろんなことを起こしてきたアメリカでさえ、もう北朝鮮とは平らな姿勢を今見せているわけですが、そういう中でこういう軍事的な緊張をあおるということは、かえって私は逆効果になると、力には力を持ってするというこういう時代が今もう過ぎ去ったというふうに考えるわけです。

質問ですけれども、自衛隊の方々と、OBの方々と直接話されたことは少ないようなんですけれども、そういう陳情とかそういう活動をすれば効果があるというふうに感触を受けられたでしょうか。今中原議員からもそういうような質問がありましたけれども、どのような感触を受けられたか。委員長に伺います。

○議長（波田 政和君） 大浦孝司委員長。

○議員（12番 大浦 孝司君） 感触ということは全く今の段階で私の発言をする段階にはございません。現行の隊長さん、指令ですが、対馬はこうあるべきだということは、今の配備された内容で最大限の努力をしていくというふうな言葉以外には一切こうあるべきだという発言はいたしません。

しかし、職を外れて退職された方々の本当の気持は、こうあるべきだというふうなこと以外には引っ張り出す要素はないだろうというふうなことで、参考的な意見を引き出したわけでございます。

感触とかそういうことは全く私の口から出てくる段階ではございません。これを武本議員のお話では、日本の国が今まではソ連というふうな国について非常に警戒して、北海道を中心に国防の拠点を持っていったことはございますが、それがソ連崩壊に伴い、北海道の緊張は解けてしまったと、しかしながら、昨年の北朝鮮のミサイルの6発の発射や核の実験どころか保有をしているだろうというふうなことであります。

武本議員おっしゃるが、以前と対馬の位置、立場というのは違うんです。そういうことに軍力を拡大するんじゃなくて、日本の国内の配置を対馬に一部入れるというふうな考え方でございますので、そういう角度で我々はそういうふうに理解をしておるわけですが、今の質問に対して私の方からは感触ということは発言はできません。今の段階では。

以上です。

○議長（波田 政和君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

昼食休憩とします。開会は13時から。

午前11時52分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

日程第12. 対馬市が平成19年8月1日に締結した「一般廃棄物運搬業務委託契約等」に
関し、九州運輸局長崎運輸支局へ照会したことに対する回答について

○議長（波田 政和君） 日程第12、対馬市が平成19年8月1日に締結した「一般廃棄物運搬業務委託契約等」に関し、九州運輸局長崎運輸支局へ照会したことに対する回答についてを議題とします。

本件について市長の説明を求めます。市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 対馬市が平成19年8月1日に締結をいたしました「一般廃棄物運搬業務委託契約等」に関しまして、九州運輸局長崎運輸支局へ照会したことに対する回答について説明をいたします。

一般廃棄物運搬業務の委託契約の件につきましては、議員、職員には大変御心配をおかけいたしましたところであります。先般の全員協議会でも御説明いたしましたが、9月定例会の折に提出されました小宮政利議員の緊急質問に対しまして、その後、法の解釈や対馬市のごみ収集運搬業務の実情などにつきまして、長崎運輸局と協議、検討を重ねてまいりました。

全国の状況が対馬市と同じような状況でやっているわけでございますが、いろいろな見解もあるようでございます。疑義が出た限り私どももこの点に関して重大に受けとめまして、指導を九州運輸局から受けてたわけでございますが、その最終回答といたしましては、対馬市が是正すべきことじゃないかということで、すべきことといたしまして、現在市が委託をいたしております運搬業者へ可及的速やかに運送業の許可を取得するように行政指導支持をしてくださいという最終の結果であります。

もう繰り返さなくてもいいようですが、厚生省ごみ運搬収集に関しては市町村長の許可認可を得れば白ナンバーでもいいということであります。ところが九州運輸局サイドからいきますと、一貫性の問題の解釈が出てきます。いったん中継基地におろすことはこの一貫性が切れるということで、疑義が出る限りにおいてはやっぱり白ナンバーは青ナンバーにかえたがいいんじゃないかというような、そういう見解のもとに先ほど申しました指導、教示という形で、現在、繰り返すようですが、市が委託をいたしております運搬業者へ、可及的速やかに運送業の許可を取得するように行政指導、支持をしてくださいということであります。

市といたしましては、対馬市の実情を十分理解していただいたものと真摯に受けとめまして、早速業者の皆さんには運輸局からの指導内容を説明いたしまして、今青ナンバーの取得に御理解をいただき、全員皆さんが青ナンバーの取得に申請いたしております。受ける側もできるだけ可

及的速やかに認可をしてくださいということですが、現在、先ほど申しました運送業の許可申請をしていただいております。

運輸支局に対しても、先ほどのとおり早急に認可をいただけるようお願いしておりますので、今までの経過としては、そういう指導、享受いただいたと、可及的速やかに運送業の許可を取得するようという指導のもとに今進行中であります。1日も早い認可がおりるよう運輸局の方にも話をいたしております。

以上であります。

○議長（波田 政和君） これから説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） ある運送業の関係者から聞いたんですけども、今回の場合、行政の場合ちょっと違うかもわかりませんが、違法なこと、白ナンバーでやっとなら、ところが罰金を受けたと、その業者が。だから多分今回も、その今白ナンバーでやっている人たちは罰金を科せられる可能性があるんじゃないかという話を聞いたんですけども、そしたら、待てよ、業者が罰金を受けるということは発注者は、市はもっとひどい処分を受けにやいかんのではないかと、普通の場合そうだと思うんですけども、そういう心配はありませんか。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 今武本議員の御懸念は一般論としてはそういうことが懸念されるでしょうが、御承知のように、先ほどもちょっと言及しました。今までも縷々御説明しておりますように、厚生省の廃棄物対策法の中では、これは市町村の認可を受けた業者の場合は、このごみ収集運搬に対しては白ナンバーでいいということで、全国がそのように今もやっているはずであります。

同じようにやってきたわけですが、ここで疑義が生じました。ということは法の解釈というのがいろいろありますが、厚生省は廃棄物対策法の中では今言いましたような形で白ナンバーでもいい、ところが道路交通法、運送法におきましては、一貫性がある場合は白ナンバーでいいわけですね。その一貫性をめぐっての法の解釈がいろいろあるかと思えます。

先ほど言及しましたように、対馬市の場合はいったん中継基地におろすんじゃないかと、それをまた新たに持って行くから、そこで一貫性が切れてるということで、そういう疑義が出る限りにおいては、行政指導、あるいはよく相談をすべきじゃないかというようなことで、これは相談した結果は、先ほど申しましたように可及的速やかに白ナンバーを青ナンバーに取得をするように行政指導してくださいという教示、指導をいただきましたので、一貫性ということに対しての疑義はいろんな見解がわかれるところではありますが、関東地方の運輸局、九州運輸局とは見解が少し異なっているようでございますが、それぞれの管轄運輸局の指導にということのようでありま

す。

法整備がおくれているといえはそれまでですが、片っぽ厚生省はいい、片っぽ運輸省はいかんと、その接点が一貫性があるかどうかで得られるわけです。私どもはごみがでて、そのごみを処分場まで持っていく。あるいは処分場に持って行くも外に持って行くも、ごみが出て、ごみを運搬収集して処分をする。これが一貫性とみてますけども、そういう解釈で私どもはしているんですが、まあまあ疑義が出た限り、やっぱり中継基地でいったん途絶えるということは、これは一貫性がないんじゃないかというような見解が最終的に出まして、先ほど言いましたように可及的速やかにということでございます。それで武本議員の懸念のように、罰金とかそういうことはないと思います。そういうものは行政指導ということにつきると思います。

以上です。

○議長（波田 政和君） 20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） 明らかに法律違反であるわけですから、それを可及的速やかにといいますけれども、その免許を取るためには、半年ぐらいかかるんじゃないかなろうという話なんですけれども、それじゃ可及的速やかにはならないわけですけども、それで見逃すというか、それを容認するという運輸局のそんな甘っちょろい姿勢なんではないかな。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 先ほど申しましたように、法の整備というのは、皆さんに釈迦に説法でしょうが、法と道徳というのは紙一重、裏腹のものでございまして、その最低守らなければならぬことが法によって整備されていくわけですが、基本原則の法というのはそういったことでしょうけども、ただ今回の場合は、一国二法が出ていることが非常におかしな話なんですけども、運輸局側にいいますと、それは厚生省のことだから私どもは厚生省のことはわかりせん。厚生省に言わせますと、それは運輸局のことだからこういうことですが、こういう点でも法整備がおくれていると思います。

そういう中で罰則規定はありませんが、可及的速やかにということですから、できるだけ早くとい解釈でございまして、皆さんに早速指導があつてから、全部今申請を進めておりまして、おっしゃるように、通常ですと、長く時間がかかるかも知れませんが、これも可及的速やかに認可の方もよろしく事務手続きをお願いしますと、双方話をしながら今進めているところでありますので、可及的速やかにという解釈もできるだけ早くという意味だと解しておりますので、できるだけ早くするように双方で努力をしているというところであります。

○議長（波田 政和君） よろしいですか。ほかにありませんか。9番、糸瀬一彦君。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） ちょっと認識不足のため、ちょっと質問をさせていただきますけど、道路運送車両法になると、それになると例えば零細という車1台で家族でやってある方が運行者

と管理者とかいろいろあると思います。それが1人1車でも許可が出るのか、青ナンバーを指導しても法的にそれが認められるのか、道路運送車両法かな、いわゆる青ナンバーとしての条件を満たせる条件がそろえるのか、部長どうですか。どんな指導があつとるんですか。

○議長（波田 政和君） 部長がいいんですか。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） 市長が詳しければ市長でいいですよ。

○議長（波田 政和君） 市長、どうぞ。

○市長（松村 良幸君） 詳しいも何も最終責任者やから答弁をしきらんようなこっちゃつまりませんので、詳しい細部にわたってはまた部長にでもさせますが、御指摘のように、要件を備えなければ出ないということは今御指摘のとおりであります。また、要件がそろったということで提出をいたしていると思います。

それで道路運送法には一貫性というのは、例えば、病院バスなんか白ナンバーでいってますね。これは一定の起点から終点まで1つの目的を持って運行している。これは病院に限っての病院バスですよという場合、これも白ナンバーで、道路運送法ではいけるはずですよ。これはその延長線上なんです、今回の場合の一貫性というのもそういったことでございますので、後もうちょっと詳しいことはどうぞ部長話をしてください。

○議長（波田 政和君） 9番、今いいですか。もう。部長にわたして。9番。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） 私が納得いく説明をしてもらえればそれでいいわけです。

○議長（波田 政和君） 納得しました。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） いや、まだまだ。

○議長（波田 政和君） 市民生活部長、斉藤勝行君。

○市民生活部長（斉藤 勝行君） 許可の問題でございますが、本来この運送業の許可につきましては、5台以上とか、車の組織あたりで台数の加減ともありますが、この荷物の種類でございますが、ごみに限ってということ、また離島枠みたいな形で普通5台以上というのが3台とかあります。ごみにつきましては、個人でやるとかそういったこともありまして、ごみに限っての運送であれば1人1台でよろしいということで伺ってます。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 環境省のあやまりですから、訂正をさせていただきます。

環境省ですね。廃棄物対策は。

以上です。

○議長（波田 政和君） 9番、糸瀬一彦君。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） 私が部長にお尋ねしたのは、単純に言うなら、本人が車両所有者であって、安全運転管理者が本人になったり、そういう規制が道路運送車両法の中にはあるんじ

やなかろうかと、そういう場合でも所有者が管理者になって、ごみの場合には許可をするという
ような今説明ですから、それでクリアされるならそれでもいいわけですけど、大丈夫ですか。

○議長（波田 政和君） 市民生活部長、斉藤勝行君。

○市民生活部長（斉藤 勝行君） 運輸局の方とも話いたしまして、今の対馬市の個人でやってお
られる収集運搬業者につきましては、すべて申請をすれば大丈夫ということで私も聞いておりま
すし、申請に向けて皆さんやっていただいておりますので、まずその分大丈夫だと。

○議長（波田 政和君） 9番、糸瀬一彦君。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） 先ほど武本議員の方から可及的速やかということがあったんです
けど、部長の感触としては速やかな指導をして申請をして、何カ月ぐらいで許可が認可されるよ
うな話があつておるのでしょうか。

○議長（波田 政和君） 市民生活部長、斉藤勝行君。

○市民生活部長（斉藤 勝行君） 運輸局の方からは当初申請から許可が出るまで3カ月ぐらいか
かると、これは長崎支部の方に提出いたしまして、許可は九州運輸局でやりますが、そのことか
らして対馬市としても、また運輸局としてもできるだけ急ぐと、まだ急いでくださいと、急ぎま
すということも連絡を受けておりますので、3カ月もあれば十分かと思います。それ以前に来る
かなというような感じでおります。

○議長（波田 政和君） ほかにありませんか。2番、小西明範君。

○議員（2番 小西 明範君） 私の方から質問をしたいと思いますが、前回の全協議のときに、
小宮議員が最後に回答書の提出をお願いをされましたが、きょうこの回答書が出てくるものと思
っていろいろ市の見解と比較ができると思っておりましたが、回答書が出てきておりませんが、
その理由は一体どういう理由で回答書がきょうの資料として出てないのか、それをちょっと聞か
してください。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） この前全員協議会で話をしたとおり、いつもそうじゃないかというこ
とで小西議員からおしかりを受けましたが、きょう説明したのが回答であります。回答、説明を
いたしますということですから、これが回答書にかえるものとかえしていただきたいと思います。

○議長（波田 政和君） 2番、小西明範君。

○議員（2番 小西 明範君） 今市長も言われましたが、いつもやり方はそうじゃないかと私が
言ったという話もこの前ありましたが、大体、その資料が出てくれば我々が本来議会の仕事であ
ります市の行政のチェックができるわけですが、今回この回答を聞くただそれだけです。果たし
てその回答書が、どのような回答が書かれておったのか、何か市長の話ではこんなありますがいい
ですかとかいう話がありましたが、ただ、こんな中で回答しかないというのは非常に残念です

が、出てきてないところみると仕方ありませんので、続けたいと思います。

先ほど市長の回答の中で行政指導しなさいという運輸局からの指導があったということですが、行政指導をしなさいということはその前に違反があったから行政指導をしなさいということだろうと思いますが、そうですか。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） これはこの前からずっと議会のたびに緊急質問のときにも話をしましたとおり、一つも変わっておりませんが、先ほどから言ってるように、一貫性ということで疑義が生じる。そういったことで結論が出るのが非常に時間がかかったわけです。先ほども少し申しましたように、関東運輸局と九州運輸局では少し違います。そのことを言いますと、それぞれの地域の運輸局の回答を国土交通省の運輸の回答とするということですから、その話は今までしてありますが、それをまたもう一辺やれというならその全部出してもいいですが、書類を提出せよということであれば、ただ執行権の範疇の中で、いい意味でも外に出るもの、我々の中でせにやいかんもの、これはどうするものと、いろんな一つの事案に対しての対処の仕方があるわけでありまして。

だからこの前からお話をしているとおり、一つも変わってないんですが、それを文書にあらわさにやいかんという皆さんの総意であれば、それもそういうふうにしてもいいと思います。別に隠すことはないんですが、非常にいろんな微妙な問題もあります。九州運輸局長崎支局に対するものいろんなあちこちからの文章も行ったり来たりしているようでございまして、私どもと錯綜する部分もありますが、そういったことをつまびらかに話すことはいいことか、悪いことかも出てまいります。そういうことで御理解を賜ればと思います。

以上です。

○議長（波田 政和君） 2番、小西明範君。

○議員（2番 小西 明範君） 今私はそれぞれの委託契約書を取り寄せたわけですが、この中で受託者の資格、責務という欄があります。この責務の中に乙は業務の遂行に当たって、これは一般廃棄物もダンボール、古紙も一緒ですが、乙は業務の遂行に当たっては、別添の仕様書及び関係法令を遵守しとあります。要するに、この委託業務を遂行するとき、いろいろ適用を受ける法令、廃棄物処理法もそうでしょうし、貨物運送法もそうでしょうし、このすべての法令を遵守しなさいということだろうと思うんですが、間違いないですか。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 遵守することは当然であります。先ほど言いましたように、環境省の廃棄物対策法では、はい、白ナンバーでいいですよ。あるいは今度は国土交通省運輸局の対応は、一貫性があれば白ナンバーでいいですよ。それが一貫性がないという疑義が生じた限り違反といわざるを得ないということの行政指導があったわけですが、全国私どもと同じようなことをし

ているんですが、これがまた一つの範例として今からなっていくのかどうかということも今後のことだろうと思いますが。

以上です。

○議長（波田 政和君） 3回ですから。

○議員（2番 小西 明範君） 最後です。

○議長（波田 政和君） それでは許可します。

○議員（2番 小西 明範君） 今関係法令を遵守するということで話をしましたが、この関係法令を遵守しなかった場合は、契約の解除ができるようになっております。貨物運送法で白ナンバーではできませんという運輸局の見解が出されております。それを行政指導しとるから青ナンバーの許可が出るまで待ちましょうという市の状況ですが、じゃ、その運輸局としてはその許可が出るまでの違法行為は認めるということですか。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） だからずっと前から説明しておりますように、今も話したように、可及的速やかに青ナンバーに移行するよう指導してくださいという行政指導、あるいは教示をいただいたわけですから、そのとおりしている。その間はそれは今までの全国もこのようにやるわけですから、対馬地区でこういう疑義が出てきたから、疑義が出れば違法といわざるを得ないということであれば、速やかに白ナンバーか青ナンバーにしてくださいという法の整備がされているということを先ほど申しましたが、そういった点での法整備がない。

そういった環境省の廃棄物対策法ではこれでいいですよ。道路運送法でもいいんですが、一貫性が切れてると、中継基地がある上に一貫性がない。一貫性があればそれで運輸省もいいわけです。道路運送法上でも、一貫性が切れてるから、そういう一貫性の結局解釈の裁判まで持って行くことになればそういったことが争われるんでしょうが、そういうことでその技術的な短絡的に一貫性が切れているというのは中継基地でおろすから切れるじゃないかと、私どもはもっと大きな一貫性ということをやっているわけでして、ごみが出てごみを処分するまでこれが一貫性だと、中継しようがどうしてもそれは一貫性、ごみを運搬する一貫性じゃないかと言ってるんですが、そこに疑義が生じたところで、行政指導ということになって、またその間は早くしてください。

その間はやむを得ませんということだろうと私どもは解釈をいたしております。これが範例になれば全国がまたそのようないろんな規則ができたり、そういったことになるんじゃないかと今そのように思っております。

以上です。

○議長（波田 政和君） ほかにございませんか。6番、小宮政利君。

○議員（6番 小宮 政利君） 1点だけ、お尋ねしますけど、市長は全国こういう例が、全国的

な全部がこういうふうな全国レベルであると言われますが、これは間違いないですか。これ全国で対馬が初めてじゃないですか。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 中継基地があるから一貫性が切れるというのはそうたくさんないと思います。一度どこかで争点があったようにも聞いておりますが、今までは全部そういったことで、市町村の認可を受けた業者が白ナンバーで全国やっているというのはこれが普通だと思います。

今回こういった中継基地で切れるから一貫性がない。したがって、白ナンバーではだめじゃないのかなということが出てるんですが、ちょっと待ってください。あとは部長の方から全国に例があるかどうか、わかってたらね。

○議長（波田 政和君） 市民生活部長、斉藤勝行君。

○市民生活部長（斉藤 勝行君） この対馬市のこの例がほかにあるかどうかまではちょっと私の方でも確認しておりません。

○議長（波田 政和君） 6番、小宮政利君。

○議員（6番 小宮 政利君） もういいです。後は一般質問でしますので。

○議長（波田 政和君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で平成19年8月1日に締結した「一般廃棄物運搬業務委託契約等」に関し、九州運輸局長崎運輸支局へ照会したことに対する回答についてを終わります。

日程第13. 一般会計決算審査特別委員会に付託の閉会中の決算審査報告

○議長（波田 政和君） 日程第13、一般会計決算審査特別委員会に付託の閉会中の決算審査報告を議題とします。

付託案件は、認定第14号、平成18年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について1件であります。

本案について一般会計決算審査特別委員長の審査報告を求めます。一般会計決算審査特別委員長、阿比留光雄君。

○議員（4番 阿比留光雄君） 一般会計決算審査特別委員会審査報告を行います。

平成19年第3回定例会において、会議規則第37条第1項の規定により、当委員会に付託されました認定第14号、平成18年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定についての審査結果を同規則第103条の規定により次のとおり報告いたします。

当委員会は、10月15日及び16日の2日間にわたり、対馬市議会議場において、15日は

宮原五男委員、16日は初村久藏委員が欠席でありましたが、理事者側から担当部長初め、関係職員の出席を求め、細部にわたり説明を受け、慎重な審査を行いましたので、審査の内容について、特に質疑、意見が集中した点を御報告いたします。

まず、総務部関係では、1、電子掲示板の維持管理。2、不祥事件により休職中の職員に対する給与費等の取り扱い。3、不動産売り払い収入の未収金の内容。4、寄附金収入の内容。5、行政区における密集地の複数区長について、財政、効率面からも行政区間の見直し及び区長の削減検討の要望。

政策部では、1、対馬釜山国際航路補助金等の内容及び地方バス路線維持費の具体策。2、移動通信鉄塔の設置計画。3、地域再生マネージャーの成果。4、バイオマスタウン構想については、現在新エネルギーとして木質バイオマス及び廃油のエネルギー化を図り、利活用するための具体策を調査、研究とのことであるが、湯多里ランドの温泉施設での熱利用にとどまらず、対馬森林資源の雑木活用を行うエタノールの抽出等、構想を大きく取り組んでいただきたい。

市民生活部では、1、税の徴収率低下の原因や県下最低の徴収率は不景気以外徴収体制にも問題があるのではないか、早急に対応策を検討し徴収率の向上に取り組んでほしい。2、し尿処理施設の稼働状況、浄化槽汚泥処理、不燃物捨場用地借上料。

保健部関係では、各診療所への補助金算出根拠。

農林水産部では、1、イノシシ被害の防止対策。2、シイタケ生産とその販路確立。3、島内全体の松食い虫防除対策。4、離島漁業再生交付金の活用方法。

観光商工部では、1、湯多里ランドの運営の収支、利用状況及び各施設の問題点。2、市長補佐官の活用と企業誘致の進捗状況。3、韓国人観光対策及びC I Q施設の改善。

建設部では、1、残土処分場使用料の収入未済額。2、地籍調査の促進。

教育委員会関係では、1、施設委託費の積算根拠。2、上対馬、豊玉両高等学校の存続が極めて重要である。廃校となると島外校への進学や低所得家庭では進学断念も懸念され、人口の減少にとどまらず、島の活性化がそがれる問題である。地元校への進学環境を整えるため、遠距離通学費助成の再考、生徒数確保対策として、中、高等学校現場、保護者、教育委員会が一体となって取り組む必要があるのではないか。3、幼稚園助教諭等の臨時雇用の内容。

等々について活発な質疑応答が行われ決算の内容を検討した次第であります。

質疑、討論終了後、採決を行い、結果、認定第14号、平成18年度一般会計歳入歳出決算認定については賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

なお、今後は本委員会としてももっと効率的で細部にわたっての審査を行う必要があるとのことで、委員会審査日程の見直し、また予算額に対する決算額が比較できる一覧表等を事前に各委員会へ配付されるよう要望いたします。

最後に、理事者におかれましては、本委員会での指摘事項、意見、要望等を十分考慮され、今後の行政運営に生かしてほしいことを強く要望いたします。

平成18年度一般会計決算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） 私は本案に反対の立場から討論を行います。

本案は平成18年の3月定例会において審議可決された18年度一般会計予算を骨子として、その後6回にわたる補正予算を経て今回の決算に至っております。

私は当初予算の審議の中で反対討論をしましたが、特に、その中で次のように述べております。市の補助団体に対する補助率の大幅削減であります。補助団体に対する市の補助金削減というのは、市とそういう団体の中がだんだん遠ざかっていく。お互いに協力し合っていこうじゃないかというこの姿勢が、市の方からどんどん離れていこうとするそのあらわれであると考えております。

例えば、商工会、これは今非常に厳しい状況にあります。その削減が特にひどいと思います。例えば、合併する前の6町が商工会に補助しとった合計は約2,200万円でした。ところが16年度合併の最初の年度は1,830万円に減額され、そして17年度は1,360万円に減額され、18年度はなんと680万円、合併前の3分の1を大きく割り込むという状況になっております。これが当初予算の反対討論の中の一部であります。

そのほか、18年度から導入された低入札価格調査制度により、最低制限価格を撤廃し、調査判断基準基礎価格を採用しているため、設計価格の70%前後で落札、業者は人件費も出ないとなげいています。

また、ケーブルテレビの引込み線を人も住んでいない山の中に設置し、そのことをある議員から指摘され、当初否定したが後で認めるなど、発注者の市がまともな進行検査もしていない。すべてコンサルと業者任せでやってきたのではないか。このケーブルテレビの施工にはずさんな地元対策や加入者数の甘い見通し、これも指摘しなければなりません。

以上、幾つかの点を上げましたが、この決算に同意することは、この1年間の松村市政を基本的に支持することになり、したがって、確信を持って反対討論をするものであります。

以上で反対討論を終わります。

○議長（波田 政和君） 賛成討論はありませんか。——ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第14号、平成18年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、認定第14号は認定されました。

日程第14. 総務文教常任委員会に付託の閉会中の決算審査報告

○議長（波田 政和君） 日程第14、総務文教常任委員会に付託の閉会中の決算審査報告を議題とします。

付託案件は、認定第24号、平成18年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第25号、平成18年度対馬市風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についての2件であります。

各案について総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長、大部初幸君。

○議員（14番 大部 初幸君） 総務文教常任委員会審査報告をいたします。

平成19年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託されました案件は、認定第24号、平成18年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第25号、平成18年度対馬市風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についての2議案でございます。その審査の経過と結果を同規則第103条の規定により報告をいたします。

当委員会は10月17日、豊玉支所3階会議室において、島居委員は欠席でありましたが、市長部局より阿比留政策部長、永尾政策企画課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

認定第24号、平成18年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入決算額3,831万9,581円、歳出決算額2,953万9,955円であります。地域住民の生活の足として定期航路の運行は当然重要であります。利用者が年々減少傾向にあることを考慮するならば、風光明媚な浅茅湾を活用した観光クルージングの方法、宣伝活動を強化する等、積極的に集客拡大に努め、健全な事業運営を目指す必要があると思われます。

認定第25号、平成18年度対馬市風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入決算額3,828万3,913円、歳出決算額3,536万6,933円であります。現在売電事業は600キロワット規模の風車が2基設置され、1,200キロワットを発電、それを九州電力株式会社に売電しているところでありますが、九州電力株式会社に売電できる量は1,800キロワットまで枠があるそうなので、風車を1基ふやして、収益の増加と観光への有効利用が図れ

ないものか、調査研究を提案したところであります。

審査の結果につきましては、本委員会に付託されました2特別会計の歳入歳出決算は適正に計上されており、いずれも原案のとおり認定すべきものと決定をしました。

以上で総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第24号、平成18年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第25号、平成18年度対馬市風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についての2件を一括して採決します。この採決は起立によって行います。各案に対する委員長の報告は認定とするものです。各案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、認定第24号及び認定第25号は認定されました。

日程第15. 厚生常任委員会に付託の閉会中の決算審査報告

○議長（波田 政和君） 日程第15、厚生常任委員会に付託の閉会中の決算審査報告を議題とします。

付託案件は、認定第15号、平成18年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第17号、平成18年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから認定第21号、平成18年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの6件であります。

各案について厚生常任委員長の審査報告を求めます。厚生常任委員長、初村久藏君。

○議員（7番 初村 久藏君） 厚生常任委員会審査報告をいたします。

平成19年第3会定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託されました案件は、認定第15号、平成18年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第17号、平成18年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第18号、平成18年度対馬市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第19号、平成18年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第20号、平成18年度

対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第21号、平成18年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について、以上、6件の審査について同規則第103条の規定により、次のとおり報告いたします。

本委員会は、10月30日、全委員出席のもと、豊玉支所3階会議室において、担当部課長の出席を求め、慎重に審査を行った結果、付託されました6特別会計の歳入歳出決算についてはいずれも認定すべきものと決定をいたしました。

その審査概要について報告いたします。

認定第15号、平成18年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入総額2億632万8,271円、歳出総額1億9,447万7,880円であります。

歳入の主なものとして、診療収入1億3,650万8,860円、県支出金2,621万9,000円、繰入金1,811万5,000円、繰越金1,555万3,871円であります。

歳出の主なものとして、総務費1億3,994万588円、医業費5,453万7,292円であります。

認定第17号、平成18年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入総額52億1,857万7,045円、歳出総額51億9,589万8,078円あります。

歳入の主なものとして、国民健康保険税15億8,304万4,709円、国庫支出金19億222万3,067円、療養給付費交付金4億5,804万5,467円、県支出金3億56万1,073円、共同事業交付金4億1,677万8,460円、繰入金4億9,680万1,888円あります。

歳出の主なものとして、保険給付費33億2,031万3,768円、老人保健拠出金9億4,871万3,722円、介護納付金3億5,952万2,226円、共同事業拠出金4億9,275万2,059円あります。

保険税の収納率、現年分88.28%、前年比1.84%の減でございます。繰越分10.97%、前年比1.09%の減となっております。

収納率では、県下でも最下位であり、対馬市民の経済状況も厳しい中ですが、税負担の公平を図る上からも、管理職、職員も一体となって収納率を上げるよう努力をしていただきたい。

認定第18号、平成18年度対馬市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入総額39億4,189万5,640円、歳出総額39億4,125万7,595円あります。

歳入の主なものとして、支払基金交付金21億1,627万623円、国庫支出金12億3,446万1,151円、県支出金3億480万7,920円、繰入金2億8,303万7,000円あります。

歳出の主なものとして、医療諸費39億2,211万5,083円あります。

認定第19号、平成18年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入総額28億406万5,336円、歳出総額26億3,556万2,123円であります。

歳入の主なものとして、保険料4億6,369万4,680円、国庫支出金7億729万8,715円、支払基金交付金7億6,748万6,000円、県支出金3億8,164万3,692円、繰入金4億4,290万6,757円であります。

歳出の主なものとして、保険給付費24億4,920万6,925円、諸支出金2,643万4,729円、地域支援事業費5,305万4,000円であります。

収入未済額が増加の傾向にあるため、収入の確保により一層の努力をされたい。

認定第20号、平成18年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入総額9,072万2,500円、歳出総額8,760万6,903円であります。

歳入の主なものとして、繰入金7,361万6,000円、諸収入1,710万6,500円であります。

歳出の主なものとしては、地域支援事業費7,636万5,903円、介護予防支援費1,124万1,000円であります。

この事業は平成18年度からの初年度事業で対馬市3地区に包括支援センターを設置し、地域の高齢者への総合的な支援活動が開始されております。

認定第21号、平成18年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入総額4億8,848万9,104円、歳出総額4億7,841万8,095円であります。

歳入の主なものとして、繰入金1億1,267万4,000円、繰越金1,985万5,965円、諸収入3億5,595万9,139円あります。

歳出の主なものとして、民生費4億1,094万4,187円、公債費6,747万3,908円あります。

浅茅の丘、日吉の里の両施設とも各50床で運営をされ、職員数も同じであるが、正職員の差で日吉の里の方が約3,400万円ほど経費が少なく、今後民間委託した場合、相当の経費の削減ができる試算であり、今後十分に検討されたい。

以上で厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。8番、吉見優子君。

○議員（8番 吉見 優子君） 収納率のことでお尋ねいたします。

認定第17号の国民健康保険と認定19号の介護保険なんですが、それぞれ未収入が県下でも最下位とか上げられておりますが、この収納率を上げるために努力をしていただきたいという形だけの要望にとどまっているようですが、具体的な徴収方法とか、検討されたことはないでしょ

うか。

○議長（波田 政和君） 厚生常任委員長、初村久藏君。

○議員（7番 初村 久藏君） 収納率につきましては、いろいろ重複いたしますけども、具体的にどうこうということまでは審査をいたしておりません。市の方には、理事者側には、一応そういうようなできるだけなお一層収納に努めるようにという要望はいたしますけども、委員会としての具体的な案は示しておりません。

以上です。

○議長（波田 政和君） 8番、吉見優子君。

○議員（8番 吉見 優子君） このいずれも保険費に収納が悪いということは、善良に納めている方々に次年度より保険料が値上がりする。はね返ってくるような組織といたしますか、そういう仕組みになっているようですので、ぜひともこの収納率はぜひとも上げていただきたいし、この委員長報告をこの報告だけにとどまらず、今から先の行政管理職、職員の方に関してもそういう取り組みを監視していただきたいという言い方は悪いですけども、努力をしていただくように切にお願いして私の質問を終わります。

○議長（波田 政和君） 厚生常任委員長、初村久藏君。

○議員（7番 初村 久藏君） はい、わかりました。この件につきましては、私たち厚生常任委員会といたしましても、理事者側と協議しながら、一生懸命に私たちも私たちなりに、今から審議はしていきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（波田 政和君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第15号、平成18年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第17号、平成18年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから認定第21号、平成18年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの6件を一括して採決します。この採決は起立によって行います。各案に対する委員長の報告は認定とするものです。各案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、認定第15号、認定第17号、認定

第18号、認定第19号、認定第20号及び認定第21号は認定されました。

暫時休憩します。再開は14時15分から。

午後2時04分休憩

.....

午後2時15分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

----- . ----- . -----

日程第16. 産業建設常任委員会に付託の閉会中の決算審査報告

○議長（波田 政和君） 日程第16、産業建設常任委員会に付託の閉会中の決算審査報告を議題とします。

付託案件は、認定第16号、平成18年度対馬市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第22号、平成18年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第23号、平成18年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第26号、平成18年度対馬市水道事業会計決算の認定についてまでの4件であります。

各案について産業建設常任委員長の審査報告を求めます。産業建設常任委員長、三山幸男君。

○議員（5番 三山 幸男君） 産業建設常任委員会審査報告を行います。

平成19年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託されました案件は、認定第16号、平成18年度対馬市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第22号、平成18年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第23号、平成18年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第26号、平成18年度対馬市水道事業会計決算の認定についての計4件議案でございます。その審査の経過と結果を同規則第103条の規定により報告いたします。

当委員会は、10月17日、豊玉支所3階会議室において、小宮政利委員は欠席、市長部局より齋藤水道局長、川上建設部長を初め、各課長の出席を求め、慎重に審査いたしました。

審査の着眼点を熟知した委員の皆さんの事前研究の成果により、適確、熱心な質疑が行われ、各委員からの質疑に対し、行政サイドの詳細な説明を受け、審査できましたことをここに改めて謝意を申し上げます。

認定第16号、平成18年度対馬市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算の認定については、土地建物売払収入として5億4,830万円を受け入れたものであります。

内容といたしましては、平成14年度に再開発事業用地として先行取得をしておりました対馬交通株式会社の土地を、18年度に一般会計に売り払ったものであります。

先行取得購入資金借入に対する利子支払いのため、96万9,000円を一般会計より繰り入れ、繰越金1,502円を合わせ、歳入合計5億4,926万9,000円に対し、決算額は5億4,927万502円であります。

償還金及び利子分として5億4,926万8,913円が歳出合計であります。歳入歳出差引残額は1,589円となります。この特別会計は18年度で終了し、歳入歳出差引残額の1,589円は平成19年度一般会計へ雑入で組み入れています。

次に、認定第22号、平成18年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてと認定第26号、平成18年度対馬市水道事業会計決算の認定についてであります。水道局においても水道料金の収納率向上のため、日ごろから努力されていることは理解できますが、水道料金の未収金が年々増加しています。水道事業会計の18年度決算で199万9,000円の不納欠損処理を実施しています。

各委員から水道料金の徴収について厳しい意見や質疑があり、水道局、5支所が連携をとり、給水停止を含めた対策をとっていくとのことあります。

合併後に行われた機構改革での人員削減などあるとは思われますが、水道局職員が一丸となって、18年度までの水道料金の収入未収金については、不納欠損処理につながらないよう時効中断措置等を講じて、水道事業会計の健全な運営と滞納額ゼロを目指してさらなる努力を要望いたします。

認定第23号、平成18年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定であります。

18年度から所管部局が農林水産部から水道局へ変更がなされました。当初加入予定戸数が89戸でありましたが、18年度末現在47戸にすぎず、加入率52.8%でさらなる加入の促進が必要であります。

加入者側に立つと、風呂、トイレ、炊事場等の配水管等の改造が必要であり、多額な資金がかさむため、加入がなかなか進まないのではないかと意見などがあり、加入を促進するには、住民の負担が少なくすむような対策はないのか、また旧厳原町時代に厳原市内の下水道計画が、現在も引き続き計画があれば現実の対馬市の財政状況では厳しいとは思われますが、基金をつくり低利で貸付できないのかなどの意見がありました。いずれにせよ加入率を上げて、当初の計画に沿った事業の推進をされるよう要望いたします。

以上、審査の経過と結果について要望も含め、報告をいたしました。議決されました予算は、その趣旨、目的に沿って適正に効率的に執行されており、付託された4特別会計の歳入歳出決算については、いずれも原案のとおり認定すべきと決定をいたしました。

以上で産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第16号、平成18年度対馬市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第22号、平成18年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第23号、平成18年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第26号、平成18年度対馬市水道事業会計決算の認定についてまでの4件を一括して採決します。この採決は起立によって行います。

各案に対する委員長の報告は認定とするものです。各案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、認定第16号、認定第22号、認定第23号及び認定第26号は認定されました。

日程第17. 承認第33号

○議長（波田 政和君） 日程第17、承認第33号、専決処分の承認を求めることについて（平成19年度対馬市一般会計補正予算（第4号））を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） ただいま議題となりました承認第33号、専決処分の承認を求めることについて、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

本案は、平成19年度対馬市一般会計補正予算（第4号）を、去る10月15日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、御承認を求めるものでございます。

今回の補正予算は、去る8月29日の豪雨による公共土木、農林、文教施設等の災害の早急な現状復旧費及び北部斎場建設の予算の組み替えでございます。

1ページをお願いいたします。平成19年度対馬市一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ295億9,600万円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は、2ページから3ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとするものでございます。

第2条、地方債の変更は、4ページ及び5ページの「第2表 地方債補正」によるものでございます。内容といたしましては、災害復旧債を変更し、地方債の総額を32億3,530万円とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について主なものを御説明いたします。

まず、歳入でございますけれども、10ページをお願いいたします。

10款地方交付税1項地方交付税は、普通交付税を4,063万7,000円増額いたしております。

12款分担金及び負担金1項分担金は、農地農業用施設災害復旧事業分担金を15万9,000円増額いたしております。

14款国庫支出金1項国庫負担金は、道路災害復旧事業、河川災害復旧事業の国庫負担金1億394万4,000円を増額いたしております。

15款県支出金2項県補助金につきましては、農地農用施設災害復旧事業、林業施設災害復旧事業の県補助金を5,034万1,000円増額いたしております。

20款諸収入5項雑入は、今回の豪雨によります教育施設に対する保険金161万9,000円を増額いたしております。

12ページをお願いいたします。21款市債1項市債につきましては、災害復旧債5,230万円を増額いたしております。

続きまして、歳出について御説明いたします。14ページをお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費は、節の組み替えをしております。基本設計及び実施設計委託料の決定により、委託料を減額し、工事費、用地購入費、流木補償費を増額いたしております。

11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費は9,554万5,000円を増額し、農地農業用施設15カ所、補助9カ所、単独6カ所、林業施設44カ所、補助11カ所、単独33カ所の災害復旧に係る工事費及び事務費を増額いたしております。

16ページをお願いいたします。2項、公共土木施設災害復旧費は1億5,068万円を増額いたしております。道路災害32カ所、補助2カ所、単独30カ所、河川災害42カ所、補助19カ所、単独23カ所の災害復旧費に係る工事費及び事務費を増額いたしております。

18ページをお願いいたします。3項、文教施設災害復旧費は、厳原小学校の落雷による自動火災報知機設備修理等の修繕料162万円を増額し、4項、その他の災害復旧費は、落雷による消防無線局の修繕料115万5,000円を増額いたしております。

20ページから21ページにかけまして、補正予算、給与費明細書であります。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（波田 政和君） これから本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。9番、糸瀬一彦君。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） 15ページ、斎場建設費の委託料と工事請負費、これは単に組み替えかなと私は思ってるんですけど、たびたびこれが出ますね、委託料と工事請負費の組み替えが。ちょっと説明をお願いします。

○議長（波田 政和君） 市民生活部長、斉藤勝行君。

○市民生活部長（斉藤 勝行君） お答えいたします。

今、説明がございましたように、測量設計が終わりまして、これが一応、入札が終わりまして、その入札の余った部分でございますが、これを組み替えるということで、この事業につきましては、当初21年度までということで行っていましたが、幾らかでも早めてやろうということからいたしまして、また合併特例債の関係もございまして、事業を今年に大きく前倒しをいたしております。

それに対しまして、この取付道路でございますが、当時は今の北部中継所の構内を通して取付道路をつくるという計画をいたしておりましたが、そこを通らずに、手前から掘り切ってつけるということで、今回、その部分が急ぐということで、工事請負費に回したということです。

○議長（波田 政和君） ほかにありませんか。3番、小宮教義君。

○議員（3番 小宮 教義君） ちょっと1点お尋ねしますが、先ほどの関係で、この工事請負費の2,347万6,000円、これは道路の取りつけの分ですね。先ほど合併特例債関係を使用するという話されましたけども、使用するとすれば、この財政の内訳のところに、その例えば起債の分とかというふうなことはないんでしょうか。

○議長（波田 政和君） 市民生活部長、斉藤勝行君。

○市民生活部長（斉藤 勝行君） 合併特例債の件につきましては、工事をちょっと急ぐといひますか、その件もありまして、本来はことしはもう少し事業費が少なかったんですけども、ことし増額したという部分でのことでございますので、これに充てるどうのこうのじゃございません。

○議長（波田 政和君） 3番、小宮教義君。

○議員（3番 小宮 教義君） 工事の内容からすると、以前の合併のときの話もございまして、合併特例債の事業対象にはなっておるんでしょ。でも、今回は起債をしてないということになるんですか。それとも、そのままこれで行くんですかね。

○市民生活部長（斉藤 勝行君） 合併特例債は当初から組んでおります。今回は、歳出だけの組み替えということで、歳入には変更がございませんので、特例債についても扱う必要があつてお

りません。事業費自体が変わりません、中の組み替えですから、ですから財源としてはそのままです。中の委託料を工事請負費にかえたということです。

○議員（３番 小宮 教義君） 工事請負費にかえたけども、工事はするんだから、その分を——わかりました。

○議長（波田 政和君） ほかに。１２番、大浦孝司君。

○議員（１２番 大浦 孝司君） 歳出の災害復旧が農業施設、それから道路と、それから林業施設災害と３つの中で、先ほどの説明では、単独という言葉が出ましたけども、通常ほどの国費の出る分の査定に漏れた件数というふうなことで対象外ということで解釈するわけですが、それが総事業費で幾らになるか、ちょっとすみませんが。その３事業別をお願いします。単独でやったという意味でしょ、市の起債で補助対象外のやつを国費がつかんやつを、そういう意味ですか。

○議長（波田 政和君） 建設部長、川上司君。

○建設部長（川上 司君） 公共災害復旧事業につきましては、当初６０万が基準になっておりますので、６０万以下の小災害といいますか、につきましては、単独で工事をせざるを得ませんので、一応単独として計上させていただきました。

○議員（１２番 大浦 孝司君） いや、事業費が幾らになりますかということを聞いたんですよ。単独で突っ込んでる事業費が幾らか、そういう質問です。

○建設部長（川上 司君） 道路につきましては１，１３４万６，０００円、河川につきましては１，２１９万４，０００円です。（「林道、林業施設」と呼ぶ者あり）

○議長（波田 政和君） 農林水産部長、小島憲治君。

○農林水産部長（小島 憲治君） お答えいたします。

農地農業用施設災害の単独では１４０万円、それから林道災害につきましては８２５万円が単独災害です。

○議員（１２番 大浦 孝司君） 以上で終わります。

○議長（波田 政和君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第３３号は、会議規則第３７条第２項の規定によって、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、承認第３３号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第33号、専決処分の承認を求めることについて（平成19年度対馬市一般会計補正予算（第4号））を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、承認第33号は原案のとおり承認されました。

日程第18. 議案第125号

○議長（波田 政和君） 日程第18、議案第125号、平成19年度対馬市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） ただいま議題となりました議案第125号、平成19年度対馬市一般会計補正予算（第5号）について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、地方バス路線維持費補助金、公債費の増額及び災害復旧費の減額でございます。また、特別職、一般職の人件費につきましては、カット分を今回減額いたしております。

1ページをお願いいたします。平成19年度対馬市一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ299億3,600万円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから6ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとするものでございます。

第2条、継続費の変更は、8ページから9ページにかけての「第2表 継続費補正」のとおり、市道と板糸瀬線道路改良事業のトンネル工事に係る事業費の総額及び年度割の額を変更するものでございます。

第3条、債務負担行為は地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、同じく8ページから9ページにかけての「第3表 債務負担行為」によるものとするものでございます。

塵芥収集委託料、ごみ袋作成は20年度当初から実施のため、19年度中から事務処理を進めるためのものでございます。

次は、農林漁業金融公庫対馬林業公社へ森林整備活性化資金、造林資金、林業経営維持資金等の融資に対して損失を受けた場合、長崎県が損失補償するときに、その損失の一部を補償するもので、借り入れた6件に分けて債務負担行為を設定しております。

第4条、地方債の変更は10ページから11ページにかけての「第4表 地方債補正」によることを定め、地方債の限度額を36億6,600万円に変更いたしております。

次に、歳入歳出補正予算の内容について主なものを御説明いたします。

まず、歳入でございますけれども、16ページをお願いいたします。

8款国有提供施設等所在市町村助成交付金1項国有提供施設等所在市町村助成交付金は、交付額の決定により160万円増額いたしております。

10款地方交付税1項地方交付税は、普通交付税を1,775万4,000円増額いたしております。

12款分担金及び負担金1項分担金は、自然災害防止事業分担金等45万9,000円を増額いたしております。2項負担金は、保育所入所負担金58万2,000円を増額いたしております。

13款使用料及び手数料1項使用料は、保育料等の教育使用料を424万2,000円減額いたしております。

18ページをお願いいたします。2項手数料は、住民基本台帳手数料を25万円増額いたしております。

14款国庫支出金1項国庫負担金は、1億1,291万5,000円を減額いたしております。自立支援費負担金1,258万8,000円の増額、道路災害復旧事業負担金8,898万7,000円の減額、河川災害復旧事業負担金3,589万3,000円の減額が主なものでございます。2項国庫補助金は1,172万2,000円を減額いたしております。後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金361万8,000円の減額、街なみ環境整備事業補助金328万8,000円の減額等が主なものでございます。

20ページをお願いいたします。3項委託金は、国民年金事務委託金を548万円減額いたしております。

15款県支出金1項県負担金は、保険基盤安定負担金等1,970万2,000円を増額いたしております。2項県補助金は746万8,000円を増額いたしております。4目農林水産業費県補助金のながさき「食と農」支援事業補助金517万4,000円の増額、自然災害防止事業補助金375万円の増額、離島漁業再生支援交付金428万4,000円の減額。

22ページをお願いいたします。8目教育費県補助金の文化財保存整備事業補助金300万3,000円の減額等が主なものでございます。3項委託金は275万7,000円を減額いたし

ております。参議院議員選挙委託金411万1,000円の減額が主なものでございます。

16款財産収入1項財産運用収入は、まちづくり基金利子を150万円減額いたしております。2項財産売り払い収入は、市有林、間伐材の流木売り払い収入137万2,000円を増額いたしております。

18款繰入金2項基金繰入金は、家畜導入事業資金供給事業基金繰入金228万1,000円を減額し、24ページをお願いいたします。中山間ふるさと活性化基金繰入金190万円を増額いたしております。

20款諸収入2項市預金利子は、歳計現金預金利子を560万円増額いたしております。3項貸付金元利収入は、地域総合整備事業貸付金返還金843万6,000円を減額いたしております。4項雑入は、段ボールや古紙の売り払い収入等194万6,000円を増額いたしております。

21款市債1項市債につきましては、4億3,070万円を増額いたしております。退職手当債4億4,000万の増額、県工事漁港事業費1,600万円の増額。

26ページをお願いいたします。道路河川の災害復旧債2,510万円の減額等が主なものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。28ページをお願いいたします。

1款議会費1項議会費は、1,521万1,000円を減額いたしておりますが、議員及び職員の人件費の減額が主なものでございます。

2款総務費1項総務管理費は、1億9,133万1,000円を増額いたしております。主なものは1目一般管理費の特別職、一般職の給料2,225万6,000円の減額、職員退職手当組合加算負担金1億292万8,000円の増額。

30ページをお願いいたします。共済組合追加費用2,014万4,000円の減額。

32ページをお願いいたします。7目企画費の地方バス路線維持補助金1億1,893万円の増額、CATV施設整備事業の工事費、事務費等の組み替えが主なものでございます。2項徴税費及び34ページの3項戸籍住民基本台帳費は給料等の人件費の減額が主なものでございます。4項選挙費は、356万6,000円を減額いたしております。職員の人件費の減額。

36ページをお願いいたします。参議院議員選挙費、長崎県議会議員選挙費の補助金の決定によります財源調整と事務費の組み替えを行っております。5項統計調査費は、職員の人件費の減額及び地籍調査測量委託料110万円を減額いたしております。

38ページをお願いいたします。6項監査委員費は、職員の人件費を減額いたしております。

3款民生費1項社会福祉費は、387万9,000円を減額いたしております。人件費の減額のほかに、1目社会福祉費の自立支援給付費2,517万7,000円の増額。

40ページをお願いいたします。4目国民健康保険の国民健康保険特別会計繰り出し金2,490万7,000円の増額、5目老人福祉費の特別養護老人ホーム繰り出し金512万3,000円の減額等が主なものでございます。2項児童福祉費は1,313万1,000円を増額いたしております。人件費のほかに42ページをお願いいたします。2目児童福祉施設費の保育士等の臨時雇い賃金1,109万円の増額が主なものとなっております。3項生活保護費は、職員の人件費を増額いたしております。

44ページをお願いいたします。4款衛生費1項保健衛生費は、3,487万2,000円を減額いたしております。職員人件費の減額、診療所特別会計繰り出し金983万1,000円の増額が主なものでございます。2項清掃費は、2,661万9,000円を増額いたしております。主なものといたしまして、46ページをお願いいたします。2目塵芥処理費のクリーンセンター等の燃料費1,994万4,000円の増額、クリーンセンター水処理用医薬材料費587万2,000円の増額、再商品化委託料630万4,000円の減額、3目し尿処理費の厳美清華苑の医薬材料費597万9,000円の増額、浄化槽汚泥処理委託料806万4,000円の減額等が主なものでございます。

6款農林水産業費1項農業費は、2,890万8,000円を減額いたしております。職員の人件費の減額のほか48ページをお願いいたします。3目農業振興費のイノシシ捕獲補助金744万円の増額、ながさき「食と農」支援事業補助金446万7,000円の増額等が主なものでございます。2項林業費は640万1,000円を減額いたしております。職員の人件費の減額のほか主なものといたしまして50ページをお願いいたします。2目林業振興費の塩浜地区自然災害防止工事441万円の増額、志多浦地区自然災害防止工事294万円の増額、対馬林業公社貸付金497万1,000円の減額等が主なものでございます。

52ページをお願いいたします。3項水産業費は1,340万3,000円を増額いたしております。職員の人件費の減額のほか2目水産業振興費の漁業近代化対策事業補助金368万2,000円の増額、離島漁業再生支援交付金571万2,000円の減額。

54ページをお願いいたします。4目漁港建設費の補助事業費の事業内容の変更による組み替え及び県営漁港工事負担金1,790万円の増額。5目漁場建設費の五根緒漁場整備工事328万6,000円の増額等が主なものでございます。

56ページをお願いいたします。7款商工費1項商工費は、3,876万6,000円を増額いたしております。職員の人件費の増額が主なものでございます。

8款土木費1項土木管理費につきましても職員の人件費の減額が主なものでございます。

58ページをお願いいたします。2項道路橋梁費は、2,367万円減額しております。職員の人件費の減額及び60ページをお願いいたします。3目道路新設改良費の事業内容の変更等に

よる事業費の組み替え等が主なものでございます。3項河川費は自然災害防止事業負担金を5万円増額いたしております。5項都市計画費は、1,597万円を減額いたしております。職員の人件費の減額及び5目まちづくり事業費の事業内容の変更による予算の組み替えが主なものでございます。

62ページをお願いいたします。6項住宅費は、507万円を減額いたしております。市営住宅の修繕料150万円の増額、街なみ環境整備工事562万1,000円の減額等が主なものでございます。

9款消防費1項消防費は、2,747万8,000円を減額いたしております。職員の人件費の減額が主なもので64ページをお願いいたします。3目消防施設費の防災行政無線再編事業負担金につきましては、1,277万5,000円を減額いたしておりますが、4目の防災対策費に組み替えております。

10款教育費1項教育総務費は、2,857万7,000円を減額しておりますが、職員の人件費の減額は主なものでございます。

66ページをお願いいたします。2項小学校費は、741万6,000円を減額いたしております。主なものといたしまして1目学校管理費の人件費の減額、学校用パソコン使用料232万2,000円の減額、鶏鳴小学校教室改修工事費等380万円の増額等となっております。

68ページをお願いいたします。3項中学校費は、275万7,000円を増額いたしております。人件費の減額及び校旗購入のための備品購入費645万円の増額が主なものでございます。6項幼稚園費は職員の人件費分を減額いたしております。

70ページをお願いいたします。5項社会教育費は、2,846万4,000円を減額いたしております。職員の人件費の減額及び72ページをお願いいたします。3目文化財保護費の文化財保存修理工事345万2,000円の減額が主なものでございます。6項保健体育費は1,193万円を減額いたしております。2目体育施設の修繕料248万3,000円の増額と、3目学校給食費の職員人件費の減額が主なものでございます。

74ページをお願いいたします。11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費は、1億6,878万7,000円を減額いたしております。災害査定の結果によりまして事業費が減少したことより、工事費、事務費を減額いたしております。

76ページをお願いいたします。12款公債費1項公債費は、5億3,946万5,000円を増額いたしております。1目元金の政府資金及び縁故債の繰り上がり償還金の増額が主なものでございます。

13款諸支出金1項公営企業費は、旅客定期航路事業特別会計繰り出し金を303万4,000円減額いたしております。

78ページから81ページにかけましては、補正予算給与費明細書でございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（波田 政和君） これから本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。22番、桐谷正義君。

○議員（22番 桐谷 正義君） この案件は、委員会付託されると思いますが、総括的な質疑を行います。今、説明を聞いて、起債を4億3,000万ぐらい、公債費で繰り上げ償還で5億3,900万、合計4,000万ぐらい、繰り上げ償還公債を予定するようであります。こういう状況の中で、この補正予算の現在で、大体実績公債比率はどのくらいになると想定をされておるのか、お尋ねします。

○議長（波田 政和君） 総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） 御指摘のように、実質公債比率の18%が国の基準でございます。そういうふうな関係で、19年度中、政府資金の繰り上げ償還を計画いたしていましたが、国の方から5%、6%、7%について、7%のみが19年度末の繰り上げ償還の認可になります。あとの5%、6%につきましては、それが21年の3月末、22年の3月末ということで、私たちが縁故債等の繰り上げ償還を実施いたしまして、19年度何とか公債比率の分を18を守りたかったわけですが、19年度決算は18%、今回の繰り上げ償還の財源にいたしましてもオーバーいたします。

そういうふうな関係で20年度、どうかしてこの対策をとろうということで、今年度から繰り上げ償還あわせて20年度につきましては、政府資金の6%の分が3億4,000万程度ありますので、それもあわせた繰り上げ償還にしていきたいというふうな計画で、今回お願いいたしております。

以上です。

○議長（波田 政和君） 22番、桐谷正義君。

○議員（22番 桐谷 正義君） 国の方も財務省も非常にずるいと思いますが、大体起債で金利が高いのを繰り上げ償還すると、財務省の財政が減るという現状があつて、なかなか繰り上げ償還を認めないというのが、大体財務省の現実があります。

ところが、その片方では実質、公債比率が18%超えると、借入金等の起債等に制限を生じると、市が単独で借りられないという現実がある。

今の話じゃ、どうも繰り上げ償還を財務省が認めん、金利の7%以上だけしか認めんということで18%超えると、想定をされておりますが、なぜ私がこのことを強調をするかと言いますと、来年、ことし明けて3月で本年度で首長が選挙があるということで、大体だれがなるかわかりま

せんが、状況次第では非常に財政を硬直状態で行ってしまうということで、だれがなるにしても実質公債比率に余裕を持たせてやるべきだと、もし今の現職がなれば、それは自分がしたことやからしょうがありませんが、新しい人がもしなった場合に、非常に対応しきれない。借金も何も借りられない状況に追い込まれてしまうということは、今回の場合、できるだけ避けるべきだという認識を持っております。

そして、3月でももう一度補正があるかと思いますが、新年度の予算になりますと、通常から考えると、首長選挙があるということで、骨格予算になると想定をしております。それが今までの過去の常識ですから、そうなるだろうと思うんですが、そういう状況の中で、今、話を聞くと、国が繰り上げ償還を7%以上しか認めんと、5%は認めんという状況下に追い込まれて、18%を超えると、どのくらい超えるかわかりませんが、そういう実質公債比率の状況の中では、非常に対馬市も問題ではないかという認識をしておりますが、その辺のことは十分認識の上で、償還がでкинならどうにもならんですが、全体的なものがまだいろいろ特別会計とかいろいろありますが、何とかして3月の補正予算までに18%を超えないような最大限の努力を今、その部長の話では超えるんじゃないかということ、超えないようにしなければいけないと、私は思うんですが、それは現実的に今の時点で不可能だと認識をしておられるのか、よろしく答弁をお願いします。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 今の懸念のとおりであります。今、総務部長が話をしましたように、繰り上げ償還7%が来年、6%が再来年、5%がその次ということになるわけですが、御承知のとおり今のまま行きますと、そういうことになります。

だから、これは財務省の方ともそれなりに具体的にいろいろこういったところで申し上げるのはいかがかと思いますが、いずれにしても、この前、長崎県、あるいは県内の市町村は18%は長崎県内の市町村は超えておりませんという新聞発表とかテレビ等で御承知になったと、見られたかと思いますが、確かによそは18%を超えてるところもたくさんありますが、県内の市町村は超えてない。しかし、その当時でも17.8、17.6、17.5、17.4だと、17.9のところもありますし、そういうことでもういつ超えてもおかしくない状況だったんですが、今総務部長が言いましたように、財務省のその指針といたしましては、来年は7%だけを繰り上げ償還を見てると、6%はその次だと、あるいは5%もつても、それはその次だと、それじゃおかしいじゃないかということで、財務省といろんな話をしているんです。

原則運用面で、それはわかる、今まで制度資金の繰り上げ償還というのはまずなかったんですが、それができるだけまだましなんですけどね。原則そうだろうけども、18%を超えようとする起債制限にかかろうとする、そういう状況下にある市町村の繰り上げ償還というのは、これは

弾力的に認めるべきじゃないかと、何も7%が来年だ、6%が再来年だ、それは例外のない法則じゃないじゃないかと、私ども言ってるんです。だから、例外を過渡期にそういうものを打ち出して、いや来年は7掛けだよと、そんな運用上、そういったばかなことないじゃないかと、例外のない法則はないよと、例外は18%前後はこのぐらいにあらずと、原則は原則として認めるべきだと、いろんなことを言ってるんですが、いずれにいたしましても、超えないように何らかの形をとらないといけないと思っておりますので、いろんな今、総務部長の方でもいろんなことをやっております。

できる限り、いろんな具体的なこと言わん方がいいでしょうが、いろんな形でそれを何とか持ちこたえられるようにと思っておりますが、ただ来年になりますと、病院等の連結決算も入ってきます。非常に難しゅうなります。いろんな、しかもドクターがおりませんから、病院のこういった今、一人でのオペが難しくなっておりますので、やっぱりいろんなことが今から出てくるんですね。まあまあそういう状況だけ申し上げておきます。

以上です。何とか何らかの形をとらないかんと思って今、各種協議をしているということです。財務省の方ともいろんなかけ合いをし、県ともいろんなかけ合いをいたしております。

以上です。（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（波田 政和君） 9番から。9番、糸瀬一彦君。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） 33ページ、バス路線の見直しをされたと聞いておりますけど、地方バス路線の維持費補助金ということで1億1,893万円という、このことについてもうちょっと詳しく説明をお願いします。

○議長（波田 政和君） 政策部長、阿比留博文君。

○政策部長（阿比留博文君） お答えしたいと思います。

現在、45系統ございますけれども、その中で赤字系統が43系統、黒字系統が2系統しかございません。こういった状況の中で、私どももバス検討委員会等設置いたしまして、現在進めておるところでございますけれども、今年度は利用の少ないところの2路線を廃止いたしまして進めております。それで、その後、来年度に入りますけれども、現在、仁位廻線と、それから仁位浦底経由いたしまして小鹿線につきましては、現在スクールバスがございますので、そこら辺との兼ね合いをどうしていこうかなと検討いたしておるところでございます、大体その2路線につきましては、めどが立ったようでございます。

そういった関係で、確かに補助金額としては太い金額でございますけれども、私どももできる限り、補助金を削減するために、利用のないところは廃止をしたいというような考え方に至っておりますけれども、ただそうなったときに交通弱者に対してどうなのかというのが疑問になってきます。そこら辺を十分検討し、今後進めてまいりたいと思っております。

○議長（波田 政和君） 9番、糸瀬一彦君。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） 大体わかるような気がします。できるだけ公共交通機関ですから、廃止をしないようにお願いをしたいと思います。

160万のバスの待合所は、これどこですか。

○議長（波田 政和君） 政策部長、阿比留博文君。

○政策部長（阿比留博文君） これは、以前から言われておりましたように、豆酛とか内院とかの方面の方々が、非常に今のティアラの向かい側から乗るようになりますので、現在何もありません。

したがって、雨とかのときに大変不自由をしているというようなことがございますので、補正をお願いしたわけでございますけど、場所は郵便局の下の神社がありますところに市有地がございます。そこを予定いたしております。

○議長（波田 政和君） 21番、中原康博君。

○議員（21番 中原 康博君） 47ページの塵芥処理費の燃料費の安神のクリーンセンター約2,000万弱燃料費が出ております。これは今の騒がれております燃料が高くなりました状況において値上げですか。

○議長（波田 政和君） 市民生活部長、斉藤勝行君。

○市民生活部長（斉藤 勝行君） この予算を組むときには、まだちょっとこの値上げの話もちょっとあってございませんでした。これ当初予算計上するときに見込んだ部分からして、残り期間を計算したときにこのぐらい足りないということで、今この値上がりの分でございます。

○議長（波田 政和君） 21番、中原康博君。

○議員（21番 中原 康博君） もちろん昨年も値上げで、油屋さんから言われて、たしか契約し直したと思うんですが、いずれかまた言うてくるんでしょうか。その辺どうでしょうか。

○議長（波田 政和君） 市民生活部長、斉藤勝行君。

○市民生活部長（斉藤 勝行君） ある一定の割合を超えたときには、これはまた契約変更することになっておりますので、その方向で進みたいと思います。

○議長（波田 政和君） 21番、中原康博君。

○議員（21番 中原 康博君） 3回しか立たれませんが、市長、12月2日の長崎新聞を見てあると思いますけれども、油が約一月に5円から6円ずつ10月からですかね、ずっと上がっております。新聞に載っておりますところ、福岡から東京においては153円から158円ぐらいで推移しておりまして、対馬は181円60銭ということが書いてあります。市長は、日ごろ言っている特区、特区ですね、これをそれなりに市長はいろいろな省庁においてお付き合いがあられると思いますが、やはりガソリン税が今、聞くところによると53円、軽油の引き取り税が

32円かかっているそうでございます。こういったところの減免措置ですかね、早急にお願いをされないものか。また商工業者が2万人の署名を集めて、請願書を衆参の両院議長に出そうということまで書いてありました。そうならないうちに、これは政治決着で図れないものかなと私、思うんですね。

どうかして、市長、本庁に飛んで行っても、これは離島、対馬、五島、壱岐もですかね、離島におけるほんと格差是正を何とかいい方向に持っていつてもらいたいと、漁民あたりは特に切実に願っておるように聞いております。よろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 21番、中原議員の御懸念はもう私どもには全国の市町村の特に、産業、漁業者、あるいは運送業者、皆さんがこれはもう共通の悩みなんです、1バレル、90ドル、97ドル、98ドル、100ドル近くまで行って、また下がる、また上がると、その今繰り返しの状況が続いておりますが、御承知のとおりオイルマネー化している、そういったもののヘッジファンドが出たりということで、これは全く先物取引並みの動きはしているんですが、そういう中で、実はこの前も11月、先月ですけど、市長会とか全部いろんなことでやってるんですが、全くらちが明かんのですね。10何日だったかな、国の来年度要望が11月中でやるもんですから、そのときに県選出の自民党、民主党の県選出の国会議員、ホテル7時50分から朝食会をやって、10分ぐらいやって、それから9時半から10時までやって、それから各省庁に行くんですが、そういった中でも、話はもうその話に今、言われた燃油の問題、あるいは交通の問題も含めて、これはもう医療の問題、特に燃油が一番に出たんですが、いかんともしがたい状況の中で、一応あまり中のことを話すのはよくないと思いますが、私は最後に申し上げました。

これは燃油の問題、1日、12月の1日にも公明党の冬柴国土交通大臣が来るということで、知事と私の方から意見を言えということで、2人で、私は知事は離島のことを大分言ってくれました。私は特に喋々しちゃいけません、時間もありません、燃油のことを言いましたんですが、その衆参の地元選出の国会議員の先生方に、そのとき申し上げました。

結局、我々国道を走るのに、やっぱり根拠をつくらんにやいかんですね、高いけ何とかせ、何とかせと、これだれでも一般の人、考えることであってですね。それをやっぱりどうしたらどうなるのか、それを根拠を持ってやっていかんにやいかんと、今その根拠づくり、例えば我々国道を走るときに本土も島も国道がありますが、お金を払いますかというんですね。無料で走りますよ。高速道路だけが有料で払います。そうすると、各、佐渡島から始まって対馬、五島、沖縄の各離島も国道がありますが、それは海で切れているので、国道が本土と島になりますね。

そうしますと、本土と海の間は国道じゃないですか。こうして位置づけられて、離島振興法上もそうなってるはずですよ。今度の海洋基本法の中の26条にも、この離島の保全振興ということ

は明記されております。そこから行きますと、皆さんよくその財務省と話をしていただけませんか、予算のところと。国道に海の本土から離島までの国道建設に幾らかかっているんですか、かかるはずないですよ、何もないんですから。そしてその維持費が幾らかかるんですかと、道路というのは、国道建設費がかかります、それを維持するお金がかかります。そうすると全然何もないじゃないですか。離島の住民だけが国道を金払って、フェリー、ジェットフォイル、あるいは飛行機と、こうやってるんですよ、これはいかがなものですかと。まして需給調整規則、いつも話すのとおりで、経済の原理原則だけで世の中、社会が動くようだったら、これは政治は要らんじゃないですかと。政というのはやっぱり光の当たらないところに光を当てる、いいところはどんどん競争の原理が働くようになっている。そうじゃないところはマイナーな事業はどんどん捨てられていく。

今こそ政治の根幹が問われているわけですから、その話を申し上げておりますが、それは今そこで自民党の方には原油高騰による影響を受けているということで、国会議員の中でもPT、プロジェクトチームができて、これの検討が始まっております。県の方でも地域産業対策資金とか、原油高騰対策ということで、今、県内中小企業に対する制度資金の貸付についての検討が始まっております。

そういうことで、何とか今の形で、普通に行ったらだめです。しかし、これは沖縄離島振興というのは、特別振興の中の95%全部国費ですから。これと加えて、なぜそれを言うかということ、重量税の問題がありますね。道路特定財源を一般財源化することですから、それはもつてのほかということで、そこにもつながっていくわけでありますので、そういう根拠のもとに今、国会でもそのPTチームができて、PT、プロジェクトチームの中で検討がなされていますが、どこまでどうなるかということです。そこまでやっぱり地方が皆、今、国に対してどんどん物を言うようになって、物を言ってます。

それから、先ほどの9番の糸瀬議員の交通対策ですが、これ実はきのう3日、実はこんなところで言っているのかわかりませんが、少しあそこは中がいろいろありまして、社長の辞任問題が出たりして、実はこれで私ども頭を痛めているんです。その2分の1路線があります。これを3分の2にしてくれということで、3分の2になかなかありません。これでも財源的ことで頭を痛めているんです。

そういういろんな国境交通弱者という今、話がありましたけど、まさにそういうことでしてね、このまま行くと、スクールバスを一般バスで通っている人もおるわけですから、これも大変なことなんです。これも今ずっとここ何日間か、内部がばたばたしてるんですが、もう次から次にそういうことでございますので、御理解を賜りたいと思います。余りいろいろ言う時間がありませんので、以上です。

○議長（波田 政和君） 21番、中原康博君。

○議員（21番 中原 康博君） いや市長、なかなかこれだけは理解はせろというても、安くなれば理解しますので、その辺は何もかも市長が悪いといつか言われましたけど、やっぱり油代が高くなったのも一つは対馬の景気をよくするためにも市長に頑張っていたかなければ、残る任期を特に頑張っていたかなければならないんじゃないかなと思うんですね。

一つの例としまして、車検を普通車を受ける場合、3万830円が自賠責の保険が本土はかかっております。対馬の離島におきましては9,660円で自賠責の保険が済んでおります。3分の1の税金で保険料ですか、税金ではありません。自動車賠償責任保険という保険で差金がされます。そういったふうで、3分の1の格安の一つの例があるわけですから、これを利用していただいて、ガソリン税をいろいろガソリン、軽油、重油にしましても、一応ですけれども、格安な料金に協議をしてもらいたいと。

市長がさっき言われましたハウステンボスで12月1日に会合があつて、首長の離島の首長代表で松村市長の名前が載ってございましたけれども、冬柴交通大臣には市長が訴えられた燃油対策は何も新聞に書かれておりませんでしたので、特に質問したいと思いました。よろしくお願いします。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 強制賠償のことは、もう御承知のとおり、離島のこれは損保業界上げて、大変な状況ですけども、今そういったことで、ところが離島の強制賠償保険につきましても、離島の交通事故が多発しております。本土まではならない、本土並みになってきますと、これも3分の1というのは、今の離島の特別料金というのは難しくなってきます。こういったことも今、損保についてはあります。これは57年から損保業界が今、約600台ぐらい今、自動車を寄贈してくれる、これももう財源的に損保業界よくないからということで、断られ断られしかけても、山中貞則さんあたりのまだおられるころから、ちょうど57年から始まっておりますから、こういったこともありますので、だからもう恐らくガソリンの離島料金、強制賠償保険の離島料金というのが、少し今、危うくなりつつあります。

それから、今の油は、これはだれがどうしてもすぐどうということではなりません。ただ、根拠をつくっていかねばならないわけですね。なぜならば、国境、今政府の政策で一番間違っていることは、差別化をし切らないところに問題があるんです。みんな平等、平等という名のもとの悪平等がはびこってこんなことになってしまってる。だから、沖縄なんかというのは95%、沖縄特別振興法で、これは私も事あるごとに言ってるんですよ。沖縄の人に悪いけど、たかだか近世じゃないか、そういったことになっていきます。これあんまり言いよるとどうしようもないんですが、むしろ対馬の場合は、660何年ですか、ああいった中大兄皇子が天智天皇を即位し

て白村江の戦いで負けている、敵は必ず来る、それからずっと金田城を築いて、次から次に元寇になってきてるわけですから、これは対馬、沖縄、北海道大臣ができていいんじゃないですか。何か忘れちゃいませんかということまで言いますがね。それぐらいやっぱり根拠を明確にしないと差別化して対馬への国費の導入はできないということでもあります。

したがって、国境離島振興特別委員会というのは、そういった意味では大きな意味があるかと思いますので、いろんな知恵を出し、差別化してここに導入できるような、そういうことをつくり上げていかんとならないと思います。一般的にここが悪い、こうしてくれ、ああしてくれじゃないと思いますが、非常に苦慮いたしておるところで申し上げまして終わらせていただきます。

○議長（波田 政和君） ほかにありませんか。7番、初村久藏君。

○議員（7番 初村 久藏君） 1点だけお尋ねいたします。

74ページの災害普及費ですね。補正の額が災害復旧費が1億6,000万ほど減額になっておりますが、これは主な理由は工事費の請負金額の減額でこうなってるのか、災害に対して採択ができなかった分が、そのところお願いいたします。

○議長（波田 政和君） 建設部長、川上司君。

○建設部長（川上 司君） お答えいたしたいと思います。

この工事請負費1億1,229万円の減額でございますけども、今年度、この道路災害復旧工事の中には地すべりが1件発生をいたしまして、この地すべりが広範囲に渡っておりまして、まだ災害査定を受けない前は、現地の調査を歩くだけでの被害報告といいますか、被害額を決定をいたしまして、一応、国の方に報告をしておりましたが、このほど災害査定が終わりまして、東京の方より査定官がお見えになられまして、現地を査定した結果、私たちが検討しておりました地すべりの範囲が大幅に縮小にされたことによる工事請負費の減額が主な理由となっております。

以上でございます。

○議長（波田 政和君） ほかにありませんか。いいですか。

○議員（7番 初村 久藏君） 河川の分はどうですか。

○議長（波田 政和君） 建設部長、川上司君。

○建設部長（川上 司君） 河川につきましても、同じく災害査定の完了に伴いまして、災害被害額が決定したことによる減額でございます。

報告した箇所数につきましては、全額採択を受けておりますけども、事業費の減によるものでございます。

以上でございます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

連絡します。本日の会議は、議事進行上、あらかじめ延長します。

暫時休憩します。40分から。

午後3時26分休憩

.....

午後3時39分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

----- . ----- . -----

日程第19. 議案第126号

日程第20. 議案第127号

日程第21. 議案第128号

日程第22. 議案第129号

日程第23. 議案第130号

日程第24. 議案第131号

○議長（波田 政和君） 日程第19、議案第126号、平成19年度対馬市診療所特別会計補正予算（第3号）から日程第24、議案第131号、平成19年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）までの6件を一括して議題とします。

各案について提案理由の説明を求めます。保健部長、山本輝昭君。

○保健部長（山本 輝昭君） ただいま一括して議題となりました6件の議案のうち、保健部所管の議案第126号と議案第127号の2件について提案理由とその内容を御説明申し上げます。

まず、議案第126号、平成19年度対馬市診療所特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

佐須奈診療所及び佐護診療所は、豊田医師が公設民営で運営されておりましたが、ことしの3月末で退職されたため、医師不在となり、市の直営診療所として上対馬病院より出張診療をお願いし、地域の医療機関を確保してまいりましたが、この間、地域の皆様をはじめ関係者の方々には大変御迷惑、御心配をおかけいたしました。

今般、豊田医師より再度、公設民営で佐須奈、佐護の両診療所を運営したいとの申し出があり、11月5日より診療をお願いしているところであります。豊田医師には、今後一層、地域住民の健康維持増進に貢献していただけるものと思っております。

今回の補正予算は、佐須奈、佐護診療所が公設民営診療所への移行に伴います予算調整及び一重診療所、豊玉診療所並びに仁田診療所等に係る予算補正を行うものでございます。

1ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,709万

9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,430万7,000円と定めるものとございます。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものとございます。

歳入について御説明いたします。8ページをお開きください。

1款診療収入1項1目国民健康保険診療報酬収入197万7,000円及び2目社会保険診療報酬収入324万4,000円は、それぞれ減額で、3目老人保健診療報酬収入526万4,000円及び4目一部負担金収入105万9,000円、5目その他の診療報酬収入857万円の増で、外来診療収入としては967万2,000円を増額計上するものであります。

3款県支出金1項1目県補助金400万円は、へき地医療対策費補助金を仁田診療所関係分を見込み計上するものであります。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金983万1,000円は、一般会計からの繰入金であります。

5款繰越金1項1目繰越金は299万6,000円は、前年度繰越金でございます。

10ページをお開きください。6款諸収入1項1目雑入60万円は、インフルエンザの予防接種料でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。12ページをお開きください。

1款総務費1項1目一般管理費861万6,000円のうち、職員人件費1,142万9,000円の増及び嘱託職員人件費526万円の減であります。13節委託料は、上対馬病院からの出張診療に係る医師派遣等委託料294万1,000円の減でございます。23節償還金利子及び割引料は、平成18年度精算によるへき地診療所運営補助金の返納金589万5,000円でございます。

14ページをお開きください。2款医療費1,848万3,000円は、仁田診療所及び鹿見、伊奈診療所の医薬消耗品及び医薬材料費でございます。

12ページから13ページ、17ページは、補正予算給与明細書でございます。

以上、簡単ですが、議案第126号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第127号平成19年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、老人保健医療費拠出金及び退職者療養給付費等の医療費の伸びに伴い、補正を行うものとございます。

1ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,240万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億4,024万

5,000円と定めるものでございます。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

歳入について御説明いたします。8ページをお開きください。

3款国庫支出金1項1目療養給付費等負担金は、老人保健医療費拠出金として1,419万7,000円。

4款療養給付費等交付金は、1項1目療養給付費等交付金は退職被保険者等療養給付費交付金等で1億4,987万円。

5款県支出金2項1目県財形調整交付金は575万6,000円。

1ページをお開きください。9款繰入金1項1目一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金等2,490万7,000円をそれぞれ増額計上し、10款繰越金1項2目その他の繰越金は、18年度の決算により、繰越金を6,232万2,000円減額いたしております。

続きまして、歳出について御説明いたします。12ページをお願いいたします。

1款総務費1項1目一般管理費で61万1,000円、2項1目賦課徴収費で89万6,000円。

2款保険給付費1項2目退職被保険者等療養給付費で1億1,005万9,000円、2項2目退職被保険者等高額療養費で480万円。

14ページをお願いいたします。4款1目出産育児一時金で175万円、3款老人保健拠出金で4,501万1,000円、9款諸支出金で97万5,000円をそれぞれ増額計上し、10款予備費は財源調整のため3,169万4,000円減額をいたしております。

以上で、議案第126号及び議案第127号の2件の提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（波田 政和君） 福祉部長、勝見末利君。

○福祉部長（勝見 末利君） ただいま議題になりました議案第128号、平成19年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）の提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、特養浅茅の丘及び日吉の里の管理費の過不足分を調整し、その財源として一般会計からの繰入金を減額し、前年度繰越金を充てております。

第1条の歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,165万円と定めております。

第2項に、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

歳入予算であります。8ページから9ページにかけて、3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金の補正額で512万3,000円減額計上しております。

4款繰越金1項繰越金1目繰越金の補正額で600万円増額計上しております。前年度繰越金1,007万4,000円のうち当初と今回の補正で700万円計上したことになります。

歳出であります、10ページから11ページにかけて、1款民生費1項社会福祉費1目特養浅茅の丘管理費の補正額で33万8,000円減額計上しています。1節報酬4節共済費で138万円の増であります。9月から介護嘱託員1名増員によるものであります。13節委託料、中対馬病院との間で契約をいたしております特別養護老人ホーム浅茅の丘診療所業務を週2回から週1回に変更したことによる減であります。2目の特養日吉の里管理費の補正額で121万5,000円増額計上しております。1節報酬4節共済費で55万円減であります。退職者の補充を中途から実施したことによるものであります。11節需用費で、燃料費等で157万円の増であります。燃料費の不足見込み分と単価アップによるものであります。

12ページから13ページにかけて補正予算給与費明細書を掲げております。

以上が、平成19年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）の提案理由及びその概要であります。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） 水道局長、齋藤清榮君。

○水道局長（齋藤 清榮君） ただいま一括議題となりました議案第129号と議案第131号は水道局所管の議案でありますので、続けて御説明申し上げます。

まず、平成19年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、地方公共団体の財政健全化に関し、公債費負担の軽減対策として、公営企業、経営健全化計画のもと、公的資金補償金免除繰り上げ償還等の実施が本年度から3年間にわたって認められることに伴い、借換債と繰り上げ償還金の計上、また財政調整基金の積み立て、簡易水道統合事業に消火栓設置工事を追加するのが主なもので、次のとおり定めるものであります。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,495万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億5,416万2,000円とするものであります。

歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、第2表地方債の補正であります、3ページをお願いいたします。

簡易水道事業債の借入れの限度額を2億700万円に改めるものであります。

それでは、補正の内容について、歳入から説明申し上げます。6ページをお開き願います。

1款分担金及び負担金の215万円の増額は、消火栓設置事業の負担金の追加に伴う増額であります。

7款繰越金1,580万円は、前年度繰越金の追加計上であります。

9款市債9,700万円の増額は、繰り上げ償還に係る借換債の追加によるものであります。

8ページをお願いいたします。歳出について説明申し上げます。

1款簡易水道費1項水道管理費1,458万8,000円の増額は、1目一般管理費積立金で財政調整基金の1,100万円の積み立てと、2目施設管理費349万3,000円の増額で、水道施設の施設修繕料、配電盤等の取りかえ250万円の追加、役務費で遠隔操作専用回線の使用料99万3,000円の追加が主なものであります。2項水道建設費290万4,000円の増額は、簡易水道統合事業で上対馬豊南地区地上式4基、美津島西地区、地下式2基の消火栓設置と、20年度事業で浄水場用地工事が立木移転実施後の工事となる見込みでありますので、先行取得をするための測量設計委託料、用地購入費等の追加がこの主な理由であります。

次に、2款公債費1目元金は、本年度、年に7%以上の簡水債11件の繰り上げ償還実施のための9,745万8,000円の追加計上であります。

以上、簡単ではありますが、議案第129号の説明を終わります。

続きまして、議案第131号平成19年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、水道事業会計においても公債費負担の軽減対策として、公的資金補償金免除繰り上げ償還等を実施することが主なものであり、次のとおり改めるものであります。

第2条として、平成19年度対馬市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の水道事業収益を40万9,000円を減じ2億7,380万1,000円に、支出の水道事業費用も81万9,000円を減じ2億6,082万1,000円に予定額を補正するもので、補正の内容は前年度借り入れの企業債借入金、利率の確定減に伴う支払い利息の減と一般会計負担分の減に伴う収益減であります。

次に、第3条として、平成19年度対馬市水道事業会計予算第4条に定めた本文括弧書き中資本的収入額は資本支出額に対し不足する額「1億8,483万9,000円」を「2億7,693万5,000円」に改め、補てんする財源を過年度分損益勘定留保資金7,771万5,000円に、当年度分損益勘定留保資金を7,915万9,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を1,178万2,000円に、建設改良積立金を7,656万3,000円に、減債積立金を3,171万6,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正を行うものであります。

第1款資本的支出であります、9,209万6,000円を追加し、3億5,693万5,000円とするものであります。補正の内容は、公債費負担の軽減対策として、本年度は年に7%以上の企業債で旧資金運用部資金5件、公営企業金融公庫資金3件の9,209万6,000円の繰り上げ償還を実施するため、企業債償還金の追加補正をお願いいたすものであ

ります。

以上で、議案第131号の提案理由の説明を終わります。

議案第129号、議案第131号をよろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） 政策部長、阿比留博文君。

○政策部長（阿比留博文君） ただいま一括議題となりました議案第130号、平成19年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、旅客定期航路事業の運営に関して行うもので、次のとおり定めるものでございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ260万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,345万3,000円とするものでございます。

第2項で、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

歳入につきましては、8ページをお開きください。

3款の県支出金では、赤字航路事業補助金の決定に伴い303万6,000円の減、4款の繰入金では、一般会計繰入金を303万4,000円の減、また6款繰越金につきましては、前年度繰越金として867万9,000円を予算計上させていただくものでございます。

歳出につきましては、10ページをお開きください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費では、交通基金積立金の減と186万4,000円を財政調整基金に積み立てをしようとするものでございます。また、2款施設費1項施設費1目施設管理費につきましては、重油値上げによる燃料費の増と修繕料の追加分として合わせて74万7,000円を増額計上するものでございます。

以上、簡単ですが、議案第130号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） これから各案に対する一括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第25. 議案第132号

○議長（波田 政和君） 日程第25、議案第132号、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） ただいま議題となりました議案第132号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について提案理由の御説明を申し上げます。

4ページの別表第1に示しておりますように、平成20年3月1日から大村市が同組合に加入することになりました。このことにより、県内の全市町及び諸団体が長崎県市町村総合事務組合の加入団体となります。

また、5ページの別表第2に示す組合の共同処理する事務及び団体においてもすべて大村市が加わることとなります。あわせて学校教育法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、「盲学校・聾学校及び養護学校」の呼称が「特別支援学校」に改められたため、同組合規約第3条第10号の字句の改正を行うものでございます。本案は地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。附則で施行期日を平成20年3月1日に定めております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第26. 議案第133号

○議長（波田 政和君） 日程第26、議案第133号、長崎県市町村土地開発公社の解散についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） ただいま議題となりました議案第133号、長崎県市町村土地開発公社の解散について提案理由の御説明を申し上げます。

長崎県市町村土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公共用地、公有地等の取得、管理、処分等を行うこと等により、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的とし、昭和49年10月19日に設立されたものでございます。以来、公共用地、公有地の取得、管理、処分等を行ってまいりましたが、事業の減少、市町村の厳しい財政事情並びに県出資団体の見直し等により、本公社を平成20年3月31日をもって解散することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第27. 議案第134号

日程第28. 議案第135号

日程第29. 議案第136号

○議長（波田 政和君） 日程第27、議案第134号、対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから日程第29、議案第136号、対馬市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例についてまでの3件を一括して議題とします。

各案について提案理由の説明を求めます。市民生活部長、斉藤勝行君。

○市民生活部長（斉藤 勝行君） 議案第134号、対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由とその概要を御説明申し上げます。

議案書の9ページをお願いいたします。

まず、提案理由でございますが、国の医療保険制度改正に伴い、健康保険法等の一部を改正する法律、これが平成18年6月21日に、また国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成19年10月31日に公布され、それぞれ一部を除き、平成20年4月1日から施行されることに伴い、対馬市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

条例の改正の趣旨は、世帯主を含む国民健康保険に加入している65歳以上75歳未満の世帯で、世帯主が年額18万円以上の年金を受給されている場合、国民健康保険税は、その世帯主の受ける年金からの特別徴収となるものであります。これは受給される年金から天引きをされるというものでございます。

改正の主な内容でございますが、国民健康保険税の徴収の方法を特別徴収と普通徴収とすることを定め、新たに第12条から18条まで特別徴収に係る条項を追加をするものであります。

まず、第3条第1項中「第6条」の次に「及び第19条第1項」を加える。これは条文新設による語句を追加するものであります。

第12条第1項中「第16条」を「第24条」改め、同条第20条とする。これは条文の追加によるもので、国民健康保険税の納税通知書、この項目を変更するもので、さらに本条を20条とするものであります。

次に、第11条第1項中「到来する納期において」これの次に「普通徴収の方法によって」という文言を加え、同条を第19条とする。これは条文の徴収すべきとあるのを特別徴収と、今まで徴収すべきだけであったのを特別徴収と区分けするために、「普通徴収の方法によって」という語句を追加するものであります。

第10条第1項中「第13条第1項」を「第21条第1項」に改め、同条第11条とし、同条

の次に次の7条を加えるものであります。これは国民健康保険税の減額に関する条文が条項の変更により移動するもので、従来の条文の中に特別徴収に係る条項を第12条から18条までの7項目を新設を新たにつくるものであります。

第12条は特別徴収の対象者について、第13条は特別徴収義務者である年金保険者の指定、第14条は保険税額の納入義務を、第15条は資格喪失等の場合の通知等、また第16条は既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収について、そして第17条は新たに特別徴収対策被保険者となった者に係る仮徴収について、第18条は特別徴収対象者が年金受給者になった場合の普通徴収の方法及び充当の方法の条項でございます。

次に、第9条第1項中「国民健康保険税の納期は」とあるのを「普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は」に改め、同条を第10条とする。第9条は新たに徴収の方法として特別徴収と普通徴収について定めたものであります。

以下、本条文の追加等によります附則の中の条項、文言、語句の改正により改めるものであります。また、附則では施行期日を平成20年4月1日からとし、経過措置につきましては公布の日から施行しようとするものであります。

以上で、対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての御説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（波田 政和君） 教育次長、日高一夫。

○教育次長（日高 一夫君） ただいま議題となりました議案第135号、対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例について、その提案理由及び内容について御説明申し上げます。

本案は、対馬市の幼児教育の充実及び少子化対策並びに子育て支援事業の推進を図るため、対馬市立北幼稚園を平成20年3月31日をもって閉園し、幼保連携型認定こども園を開設するため、社会福祉法人親愛福祉会に対して、設置者変更により移譲しようとするものであります。

これまで、北幼稚園につきましては、厳原幼稚園へ統合する方向で検討を進めてまいりましたが、次のような事由により、北幼稚園を閉園し、幼保連携型認定こども園を開設するため、設置者変更により民間移譲することで統合と同等の効果を期待するものであります。

一、北幼稚園の敷地は、金光教対馬教会からの借地であり、親愛福祉会が幼保連携型認定こども園を設立するために返還を求められていること。

二、幼保連携型認定こども園は、保育所と幼稚園の2つの施設をベースに設立されるものであり、親愛福祉会が設立するためには、親愛福祉会による幼稚園の設置が不可欠であること。

三、市立幼稚園の設置及び認可は、県知事の権限となっており、そのためには私立学校審議会の審議が必要であります。新たな私立幼稚園の認可はほとんど無理な状況であり、新設でなく既設の幼稚園の設置者変更であれば、民間による幼稚園の設置認可は得やすいこと。したがって、

幼保連携型認定こども園を開設するには、現在の北幼稚園の設置者を対馬市から親愛福祉会へ変更することが前提となること。

四、幼保連携型認定こども園は、保育所機能と幼稚園機能をあわせ持つ施設であり、保護者のニーズにこたえ得る幼児教育における新たな選択肢であること。

五、幼保連携型認定こども園の開設により、保護者の選択幅の拡大や対馬の幼児教育の充実が図れること、また敷地の返還や園地の無償譲渡により、市の財政負担を軽減できること。

以上が主な理由であります。

このため、本案は、対馬市立幼稚園の名称及び位置を規定している別表第1、3幼稚園の表から対馬市立北幼稚園の項を削ることにより、同幼稚園を廃止しようとするものであります。なお、施行日を平成20年4月1日と定めております。

また、本年8月2日に、長崎県私立学校審議会が開催され、北幼稚園の民営化について私学審議会に対し、これまでの経過の概略、次回平成20年2月の審議会において、設置者変更が予定されていることが報告されております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（波田 政和君） 福祉部長、勝見末利君。

○福祉部長（勝見 末利君） ただいま議題となりました議案第136号、対馬市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例案の提案理由と、その内容について御説明申し上げます。

今回の改正は、介護保険法の改正により、養護老人ホームが介護保険法上、居宅と位置づけられたことによりまして、入居者に対して介護保険法によるサービスの提供が可能となったことにより、養護老人ホームの目的を達成するために、その事業を明確にするものであります。

第4条の次に、次の1条を加えて第5条といたしまして、養護老人ホームにおいて行うことのできる事業として、第1号に老人福祉法に規定する65歳以上の者であって、養護者の疾病、その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となるものがやむを得ない事由により、介護保険法による規定する短期入所生活介護または介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときには、短期入所をさせて養護するということで1号に規定しております。

第2号に、老人福祉法に規定する65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させる、養護するということが今までの養護老人ホームの事業でありました。

第3号に、介護保険法に規定する特定施設入所者生活介護及び介護予防特定入居者生活介護に関する事業であること。

第4号に、その他老人ホームの運営に関し、市長が必要と認める事業であること、を新たに規

定したものであります。

このため、第5条以下を1条ずつ繰り下げるものであります。附則に、この条例の施行日は、公布の日から施行することといたしております。

以上がこの条例案の提案理由及びその内容であります。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） これから各案に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第30. 議案第137号

日程第31. 議案第138号

○議長（波田 政和君） 日程第30、議案第137号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についての更正について（小鹿地区）、日程第31、議案第138号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についての更正について（一重地区）までの2件を一括して議題とします。

各案について提案理由の説明を求めます。総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） ただいま一括議題となりました議案第137号について提案理由とその内容を御説明申し上げます。

本議案は、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についての更正についてでございます。本件につきましては、平成18年6月23日、議案第102号で議決をしていただいておりますが、県が埋立地と背後地の境界線を取り違い、竣功認可を受けていたことが判明し、平成19年6月19日付で竣功認可の訂正を行っております。本市においても、これを確認し、地方自治法第9条の5第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

土地の位置につきましては、変更後、変更前部分を議案の末尾に字図を添付し、黒く塗りつぶして表示しておりますので、御参照ください。

内容は、2工区におきまして対馬市上対馬町小鹿字大浜519の1地先を加え、それに伴い面積の訂正を行っております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

続きまして、議案第138号について提案理由とその内容を御説明申し上げます。

本議案につきましても、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についての更正についてでございます。本件につきましては、平成19年6月26日、議案第57号で議決をしていただいておりますが、県が埋立区域の字名の間違い、竣功認可を受けていることに判明し、平成

19年10月3日付で竣功認可の訂正を行っております。本市においても、これを確認し、地方自治法第9条の5第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

土地の位置につきましては、訂正後と訂正前分の字図を添付いたしておりますので、御参照していただきたいと思います。

内容につきましては、編入する区域におきまして「対馬市上対馬町一重字浜之際」を、「対馬市上対馬町一重字南風泊」に訂正を行っております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） これから各案に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第32. 議案第139号

日程第33. 議案第140号

日程第34. 議案第141号

○議長（波田 政和君） 日程第32、議案第139号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（犬ヶ浦地区）から日程第34、議案第141号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（鴨居瀬地区）までの3件を一括して議題とします。

各案について提案理由の説明を求めます。総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） ただいま一括議題となりました議案第139号について提案理由とその内容を御説明申し上げます。

本議案は、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてであります。地方自治法第9条の5第1項の規定により、あらたに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により、字の区域を変更するものでございます。

土地の位置につきましては、議案の末尾に字図を添付し、黒く塗りつぶして表示しておりますので、御参照ください。

内容について御説明申し上げます。仁田港湾区域内公有水面埋め立てにより、上県町犬ヶ浦字在家201番地17地先並びに字菊ヶ浦9番8及び130番地イの地先に4,496.29平方メートルの土地があらたに生じたので、この土地を「字在家地先」は「字在家」に、「字菊ヶ浦地先」は「字菊ヶ浦」に編入するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

続きまして、議案第140号について提案理由とその内容を御説明申し上げます。

本議案も、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてでございます。地方自治法第9条の5第1項の規定により、あらたに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により、字の区域を変更するものでございます。

土地の位置につきましては、議案の末尾に字図を添付し、黒く塗りつぶして表示しておりますので、御参照ください。

内容につきましては、第1種久根浜漁港区域内公有水面埋め立てにより、巖原町久根浜字竹ナシ51番、61番1、61番4及び64番の地先に1,239.82平方メートルの土地があらたに生じたので、この土地を字竹ナシに編入するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

続きまして、議案第141号について提案理由とその内容を御説明申し上げます。

本議案も、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてでございます。地方自治法第9条の5第1項の規定により、あらたに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により、字の区域を変更するものでございます。

土地の位置につきましても、議案の末尾に字図を添付し、黒く塗りつぶして表示しておりますので、御参照してください。

内容につきましては、第2種鴨居瀬漁港区域内公有水面埋め立てにより、美津島町鴨居瀬字在所182番地2及び182番地2に隣接する防波堤の地先に434.10平方メートルの土地があらたに生じたので、この土地を字在所に編入するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） これから各案に対する一括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

なお、議案第125号から議案第141号までの17件を会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、各常任委員会に付託します。委員長の審査報告は12月14日に行います。

日程第35. 陳情第8号

○議長（波田 政和君） 日程第35、陳情第8号、原爆症認定制度改善のための陳情についてを上程いたします。

ただいま上程いたしました陳情については、お手元に配付の陳情文書表のとおり、厚生常任委員会に付託いたします。委員長の審査報告は12月14日に行います。

日程第36. 陳情第9号

○議長（波田 政和君） 日程第36、陳情第9号、「非核日本宣言」を求める意見書採択に関する陳情についてを上程します。

ただいま上程いたしました陳情については、お手元に配付の陳情文書表のとおり、総務文教常任委員会に付託します。委員長の審査報告は12月14日に行います。

○議長（波田 政和君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

明日は、定刻より本会議を開き、市政一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

なお、各議員に申し上げます。本日の議員全員協議会は、通知をしておりましたが、時間の都合により、あすに変更とさせていただきます。よろしくお願いします。

午後4時32分散会

平成19年 第4回 対馬市議会定例会会議録(第2日)

平成19年12月6日(木曜日)

議事日程(第2号)

平成19年12月6日 午前10時00分開議

日程第1 市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

出席議員(23名)

2番 小西 明範君	3番 小宮 教義君
4番 阿比留光雄君	5番 三山 幸男君
6番 小宮 政利君	7番 初村 久藏君
8番 吉見 優子君	9番 糸瀬 一彦君
11番 宮原 五男君	12番 大浦 孝司君
13番 小川 廣康君	14番 大部 初幸君
15番 兵頭 榮君	16番 上野洋次郎君
17番 作元 義文君	18番 黒岩 美俊君
19番 島居 邦嗣君	20番 武本 哲勇君
21番 中原 康博君	22番 桐谷 正義君
24番 畑島 孝吉君	25番 扇 作工門君
26番 波田 政和君	

欠席議員(1名)

10番 桐谷 徹君

欠 員(2名)

事務局出席職員職氏名

局長 永留 徳光君 次長 橘 清治君

参事兼課長補佐 阿比留 保君 副参事兼係長 三原 立也君

説明のため出席した者の職氏名

市長	松村 良幸君
統括監	松原 敬行君
統括監	清水 達明君
統括監	大浦 義光君
総務部長	中島 均君
総務課長	平間 寿郎君
政策部長	阿比留博文君
市民生活部長	斉藤 勝行君
福祉部次長	永留 秀幸君
保健部長	山本 輝昭君
観光商工部長	長 信義君
農林水産部長	小島 憲治君
建設部長	川上 司君
水道局長	齋藤 清榮君
教育長	米田 幸人君
教育次長	日高 一夫君
美津島支所長	内田 洋君
豊玉支所長	松井 雅美君
峰支所長	阿比留博幸君
上県支所長	武田 憲次君
上対馬支所長	梅野 茂希君
消防長	阿比留仁志君
会計管理者	森田 健一君
監査委員事務局長	阿比留義邦君
農業委員会事務局長	瀬崎万壽喜君

午前10時00分開議

○議長（波田 政和君） おはようございます。報告をいたします。桐谷徹君より欠席の申し出があつております。また、勝見福祉部長、日高教育次長から欠席の申し出があつております。

なお、勝見福祉部長のかわりに永留福祉部次長が出席しております。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1. 市政一般質問

○議長（波田 政和君） 日程第1、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は4名を予定しております。

それでは、届け出順に発言を許します。20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） 私は、松村市長の4年近い市政運営について、財政運営、住民サービス、支所機能及び職員の能力活用、この4点について市長に質問をいたします。

市長の任期はあと約3カ月でありますので、今さら個々の問題について、あれこれ要望をしたりすることもないかと思えます。したがって、対馬市の将来に向けての問題ではなく、これまでの市政運営のありようについて、私及び私自身に投げかけられた市民の方々の声も踏まえながら、松村市政を検証してみたいと思えます。

まず、財政運営についてであります。対馬市の財政が今日のように逼迫した大きな原因の一つが、6町合併が浮上してきた平成12年ごろから、旧6町のほとんどが地元で箱物をつくったり、その代表的なものが湯多里ランドであります。ゴルフ場やホテル用地などの先行投資をしたことに原因があると思えます。

もう一点は、地方交付税の減額など、国の三位一体改革——特に小泉内閣においてひどかったわけですが、この影響を受けていることが考えられます。

市長は、合併直後いろんな会合の中で、3年くらいすると財政改革の目鼻が立つんじゃないかというような話を再三されてこられました。私もその記憶がありますが、ところが現実には、改革とはほど遠い、借金残高は一向に減らない上に、基金は年々減少し、財政再建団体に落ち込んでいく可能性を示唆しているような状況にあります。この現状をどのように認識しておられるのか。

また、その改革の処方せんは持っておられるのか。私は、先ほど今後の問題については問わないと言いましたが、現時点でどういう見通しを持っておられるのかを伺いたしたいと思います。

2点目は、住民サービスの問題ですが、住民サービスは、広い意味に解釈すれば、福祉、介護、医療、保健、教育、文化と多岐にわたると思えます。対馬市になってこれらのほとんどが、旧町時代より進歩、改善、充実したといった分野は一つもないと言っていい状況であります。

旧町時代の格差は、合併のキャッチフレーズであった、「サービスは高い方に、負担は低い方」という、この精神を大きく投げ捨てて、低い方に統一していったのが現状であると思えます。

さらに補助金等は10%カットとか、あるいは20%カットと住民サービスは低下の一途であります。これもすべて財政が苦しいの一言で片づけてしまうのでしょうか、市長の見解を伺いたいと思います。

3点目の支所機能の充実の問題であります。

6町合併で危惧された問題の一つは、支所になるはずの旧5町の役場のサービスの低下でありました。合併前は旧6町とも「支所機能の充実を図る」と言って安心感を与え、そのように6町長とも言ってこられたはずであります。

しかし、実態はどうか。支所に行っても窓口事務はともかくとして、予算がないの一点張りで、何もさばけない、そういう声が聞こえるわけであります。それは、合併のときに声高に約束した「支所機能の充実」が空手形に終わった結果であります。財政の裏づけのない支所が、住民からどんどんと遠ざかっていくと、この現実が今あるわけであります。

したがって、支所に権限の移譲をし、ある程度の決裁権を与えるべきではなかったか。統括監という余り聞きなれないポストをつくったり、これは実質的な権限のない屋上屋を架すことをされてきたのではないかと、等々について伺いたいと思います。

最後に、松村市政の4年近い実態を見て感じることは、助役、副市長が、いろんな事情があるにしろ、3人も去っていったことに象徴されるように、根本的に松村良幸という人に、人心を掌握する上での欠落したものがあるのではないかと。それは、長過ぎた権力の座がなせるわざであったかもしれない。若くして談論風発が出たり、しかも機知に富み、融和を心得ておられた松村良幸氏を知っている者の一人として、今昔の感ひとしおであります。

ナンバーツーが3人も去っていくような、そのような職場に明るさは生まれにくいし、有能な職員の能力を十分引き出すことは、これも不可能であると思います。したがって、住民サービスの向上も図れない、職員が伸び伸びとして明るく仕事をしない、そこに住民サービスは起こり得ない、そのように私は考えます、と思うのです。

昨日の本会議で市長は、次の市長選に再出馬を表明されました。その表明された松村良幸として、このことに対してじくじたる思いはないのか、今、私が個人的な意味も含めて指摘しましたが、そのことに対してじくじたる反省の意味はないのか、そういうことを最後にお尋ねをして、本席での質問を終わります。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 武本議員の質問にお答えいたします。

一向に改善されない財政運営についてということですが、御承知のとおり、対馬市の財政状況につきましては、合併当初から基金を取り崩さないと予算が組めないという状況にあったことは、今さら私が申し上げるまでもなく、再三申し上げているとおりであります。

6町合併の思いにつきましても、今さら申し上げるまでもないと思います。これは、武本議員よく知っているとおり、合併せざるを得なんだから合併した。ただバラ色の合併後の夢がすぐにもという、そういう期待を抱かしたことは、これはなきにしもあらずですが、合併しますと、5年後、10年後にはということなんですが、すぐできるはずがない。合併しなんだらどうなっていたのかということを考えると、既に答えは出ると思います。

合併論議はともかくとして、そういう一般会計におきましても、382億6,900万というような長崎、佐世保市に次ぐようなとてつもない予算規模ということを考えてもらえばよくわかると思います。それは再三お話をしていたとおりであります。

その後も合併前の建設事業等いろんな事業の推進による公債費の増加や、施設の維持費、管理費等の増によりまして、基金を取り崩さないと予算が組めない状況が続いたこともよく御承知と思います。このまま行くと基金も底をつく。財政再建団体になってしまうということから、平成17年度に対馬市中期財政計画を策定したこともよく武本議員御承知のとおりであります。

この中期財政計画は、平成18年度から平成22年度までの5カ年の計画で、平成22年度には基金の繰り入れをしなくても、財政運営ができるように財政計画を立てたものでありますが、計画以上に進んでおります。

その計画に沿って、建設事業の縮減、人件費や物件費の削減、また補助費等あらゆる経費の節減を図りながら財政の再建に取り組んできたことも、これまたよく御承知のとおりと思います。

平成18年度は地方債の繰り上げ償還も行いまして、実質的な基金の繰入額も大幅に減少いたしております。中期財政計画以上の私は財政運営ができたと思っております。平成19年度以降は国の三位一体改革の影響が非常に大きくなりまして、予想以上に厳しくなっていくのじゃないかと今危惧をいたしておるところであります。

特に、一般財源の約8割を地方交付税に依存しています対馬市にとりましては、地方交付税5兆円の削減、18兆あったものが13兆、5兆1,000億という今削減になっております。これ全国の地方が悲鳴を上げている、またはしまっていることは申し上げたとおりであります。まさに死活問題であるわけですが、地方交付税の確保につきましては、今後も市長会等あらゆる機会を利用しまして、積極的に取り組んでまいりたいと、このように思っております。

それから、住民サービスは低下の一途をたどっているということですが、御承知のとおり、本市は厳しい財政状況の中、御指摘のとおりであります。限られた予算や人員といった資源を有効にどう使うか、選択と集中により業務の見直しを行っていることも、これもよく御承知のはずであります。

地域活性化のために、今何をしなくてはならないのか、緊急の喫緊の課題といたしまして、どんな施策を講じなければならないのか、本当に必要なサービスは何かなど、まさにスクラップ・

アンド・ビルドという、こういったことによりまして、今ゼロからの見直しを行っております。

そういった中、住民サービスを低下させないよう知恵を絞っておりますが、これまでのすべてのサービスを維持することは財政的にも、人的にも制約があります。こういう状況、困難な状況になった国の財政、あるいは地方交付税、これを見ていただければ一目瞭然だろうと思います。

これからの地方自治体の役割は、これまでの国の方針あるいは指針に従って確実に事務を処理することから、自己決定と自己責任に基づいて新しい時代に対応した行政活動、行政運営が求められておることも、これも申し上げるまでもありません。少子高齢化、あるいは多様化する住民ニーズ、住民の皆さんの行政に関する関心の高まりに対応するために、従来の行政手法を改革し、住民ニーズに的確に対応した住民満足度の高い公共サービスの提供に努めてまいります。増大する住民皆さんのニーズにすべておこたえするということには、今の状況、財政状況の中には限界がございます。幾分かの住民サービスの見直しについては、痛みを分かち合うということで御理解をいただきたいと思います。

なお、昨今は市民団体、NPOなどの活性化など、公共的サービスを住民みずからが担うという意識も広がりつつあることもまた現実であります。市民の皆さんと行政の役割分担を明確にし、市民の皆さんとともにまちづくりに取り組みたいと、これがまさに市民協働であると思っております。

次に、支所機能は充実どころか後退するのみではないかということですが、ここで支所機能とは何ぞやということになるんですが、6町時代の町の規模、今の合併してからの旧町のあり方、支所のあり方等が問われようかと思います。

本市における財政運営の課題は公債費、建設管理費、人件費といった固定経費の削減に現在あります。職員数は合併前の職員をそのまま新市に引き継いでいるため、他の類似団体と比較して倍以上の多くの職員を抱えております。合併のメリットを生かすためには、また財政再建のためにも職員数の見直しが不可欠でございます。このこともお話もしているとおりでございます。

現在、合併時と比較しますと、100人以上の削減となって、平成22年度当初にはさらに100人程度の削減を見込んでおります。このように大幅な職員削減を実施せざるを得ない以上、今までどおりの組織機構では事務ができないのは明白であります。効率的で効果的な事務事業実施のためにも、組織や機能を見直す必要があったことは御理解いただけるものと思います。

対馬市全体を活性化し、住民サービスを低下させずに市民満足度を向上させるためには、それぞれの支所がばらばらに事業を実施するよりも、限られた人材や財源などの資源を重要政策あるいは施策に投入することにより、実現できるものと考えております。

ただし、そういった見直しの中でも、支所は窓口サービスに重点化をしていく。そして住民の皆さんには逆にきめ細かい窓口サービス、住民サービスのそういった低下を招かないよう努めて

おりますので、御理解いただきたいと思います。

また、事務事業を集約することにより、小さな自治体では対応できなかった施策を実施するための職員配置が可能となります。専門的な指導や支援ができるようになったメリットも生じております。

それから、有能な市の職員を生かし切れない市長の「市長の政治手腕」をただしたいということですが、もう御承知のとおり、職員は財産であることは言うまでもありません。その財産である職員の能力、可能性を十分に引き出し、組織としての総合力を高めることを目的に、平成17年1月に、対馬市人材育成基本方針を策定いたしております。また、対馬市人材育成基本方針を実行していくため、毎年度職員研修計画を定め、職員研修を実施しております。

例を挙げますと、マナーアップ研修、あるいは管理職研修、あるいは業務改善研修、長崎県等への派遣研修等々積極的に研修の機会を設けまして、その動機づけを行っております。

また、組織の活性化と職員の自主性と勤務意欲の向上を目的とした庁内公募を実施することを平成18年2月に全職員に周知いたしまして、応募がありました5件については平成18年度の人事異動に反映させているというところであります。

また、評価という道具を使って職員一人一人が市民や組織から期待される行動と成果を残せる職員に成長することを目指すために、平成18年度より課長級以上の職員を対象とした人事評価制度を試行的に実施をいたしております。公平、公正な制度を構築していくためにも、数度の試行を行いまして、今後、全職員を対象とした人事評価を行い、高い評価の職員はそれに見合う処遇を行ってまいりたいと思慮しております。それと、職員が率直に自己の特性、職務の遂行状況等を申告することによって、職員の適性と意向を掌握ができると思っておりますし、公正な人事行政を行うための職員意向調査を本年度より実施しておりまして、平成20年度の人事異動から反映させてまいりたいと思っております。とりあえず総論的にお話を申し上げました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（波田 政和君） 20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） 確かに国の地方交付税5兆1,000億の削減がありました。

しかし、対馬市は地方交付税に限るとそんなに減っていないわけですね。合併特例債、いや、臨時財政対策債を含めるとそう減っておりません。それはもう数字が示しているわけですけども。ところが、いろんなほかの分野で国県支出金とか、補助金とか——補助金全体含めて支出金ですが、こういうものが減っているということもあるわけです。

ところが、一番の問題は、合併前の問題を引きずっているということに大きな最大の原因があると。その公債費、借金返しがいろいろと大きく財政を圧迫していると。それを、市長はそういうことをやっぱり素直に言われた方がいいと思うんですよ。そういう点は間違いがあったと、基金

を——１００億もあった基金を、６町で１００億もあった基金を、どんどん食いつぶしていった。合併のときに６０数億でいいというような、そういう申し合わせをしたりなんかして、どんどん基金を使った。そういう反省の上に立って、そして今後どうすべきかと。そしたら我々も市民の皆さんも納得がいくと思うんです。そういう反省がないわけですね。言いわけはあっても、反省がない。これが松村市長の特徴であります。

財政問題はいろんな会合で市長は言われました。私も２回ほど聞いたんですけども、合併したと、多分合併したその年によく言われたような記憶がします。あと３年すると目鼻が立つと、方向性が見えるというようなことを言われた。それはもう間違いなく言ってあるわけです。それもね、ところがそうだったけれども、いろんな国の地方交付税の削減とかいうことがあって、そういうのにいかなかったというような、そういう素直な反省がないと思いますが、市長はいかがですか、はい、どうぞ。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 言いわけはするけど反省がないというお話ですが、もうこれはあなたが一番よく知っているはずじゃないですか。御承知のように、基金を取り崩し、そしてまた積み戻す、取り崩す、積み戻すという、そういう財政運営をしていることはよく御承知だと思います。

合併当初に８２４人の職員、臨時職員が１６４名、９８０何名という、９９０名近い人がおりました。このときの予算は先ほど言いましたように３８２億６,９００万、長崎、佐世保市に次ぐ３０万、２０万、たった４万の人口でこれはとてつもない数字で、予算が組めるはずないじゃないですか。ということは、皆さんいろいろ夕張になるんじゃないか、いろんな話がありました。夕張にはなりませんと、させませんということを約束していたことも事実です。二、三年しますということ話も１７年ぐらいから話をいたしております。これも事実であります。見通しもできております。

それから、そのときも継続事業をつぶすわけにはいかないわけですから、私どもの大体身の丈に合った予算というのは２５０億が規模だと思います。３８２億６,９００万という一般会計、特別会計を入れると５２１億を超えていたわけですが、これも御承知のとおり財政調整基金、それから減債基金、１０億、目的基金から１１億、３１億を崩してやっと組めたのが３８２億６,９００万、１７年度になって、これはどうにもならない、何とかせにやいかん、しかしこれもやっぱり２４億の基金を取り崩しました。そして組めたのが３６４億６,６００万、２０億切れませんでした。次の１８年、これも御承知のとおり、１５億という基金を取り崩さなければできなんだ。そして、組んだ予算が３２４億、そしてこの１９年度にやっと繰り上げ償還もいたしました、５億の基金取り崩しで３００億を切りまして、２８７億７,０００万という、こういう形でだんだん目的に近づいてきておるわけであります。

あなたが言われるように、見通しが全くないじゃないか、見通しどおり、それ以上に私は進んでいると思っております。言いわけじゃありません。事実を言っているわけであります。公債費も……（「もういい」と呼ぶ者あり）もういいじゃない、私が話してるの、あなた聞かれたじゃないですか、あなた、いつもそれだよ、自分の言うことだけを言って、だめですよ、あなた。

（発言する者あり）

○議長（波田 政和君） 市長、ちょっと発言を訂正してください。暫時休憩をします。

午前10時26分休憩

.....

午前10時28分再開

○議長（波田 政和君） それでは再開します。

市長、簡潔に答弁ということですから、よろしくお願いします。

○市長（松村 良幸君） ということで、やっと250億に近づいて、287億7,000万ということで、5億の取り崩しで、もちろん取り崩しも今18億ぐらいの基金があると思います。だから、もちろん三位一体等での交付税の削減、5兆1,000億というのはあなたがおっしゃったように補助金も、あるいは負担金もそんなことを加えると大変な金額になります。金額の詳細についてはまた話をさせますが、長くなりますので申し上げますが、いずれにいたしましても、今のおっしゃった言いわけをするが反省がないと言われれば、それは主観の問題ですから、私は反省するところは反省し、主張すべき言うべきことは言う、これは国に対しても、県に対しても一緒であります。

以上です。

○議長（波田 政和君） 20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） 長くなると何を言っているのかよくわからない。だから、要点だけ私も質問しますので、答弁も要点だけお願いしたいと。

昨日の本会議で市長は、こういう答弁をされましたね、19年度は最終的には実質公債費比率、これが18%をオーバーするんじゃないだろうか、それをオーバーすると起債が思うようにならない、県の許可をもらわんと新規事業もできないというような、いわゆる財政再建団体の一手手前の状態になるわけですね。その可能性がある、あなたは昨日言われましたが、それは今答弁されたこととちょっと違うんじゃないでしょうか。答弁の中では、そういう財政改善をやっているという自信満々な答弁でしたけれども、きのうの答弁は危ないというふうなことを言われたんですが、いかがでしょうか。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 17年度に策定をいたしました中期財政計画、改善計画にのっとり順

調に進んでおります。その目標以上に出ておりますということを申し上げました。それは、22年度以降は20億、30億の公債費も少なくなっていくます。そういう意味で、もちろん人員にしましてもそういうこと、22年度に660名以下にする、これも順調に、それ以上に進んでおります。620名ぐらいになると思います。

いずれにいたしましても、18年度の危機であることは間違いありません。それは刻一刻と変化をしていく、いろんな国の指針が変わっていく、大きい中では先ほど言った5兆1,000億もの——18兆から13兆という、こういった交付税の削減、加えて今言われたような補助金のカット、3兆2,000億のカット、あるいは一般財源化という形での、これがまた交付税の換算率をずっと下がっていきます。

そういう中で、18年度に——失礼しました、来年度、今19年度で長崎県の地方自治体市町村は18%を超えておりませんというのがテレビ、新聞等で報じられたの先々月、2カ月ぐらい前だったでしょうか。確かに超えておりませんが、各市町村がそれぞれ17.9、多いところでは17.8、17.7、17.6と、17.4というふうに、いつ18を超えてもおかしくない状況にあります。そういった中で、いろんな繰り上げ償還をしたり、きのうも申し上げましたように、可能な限り7%来年度、6%が再来年、5%の繰り上げ償還はその次というふうにやっていますから、18%前後の危機的なものにあつては例外のない法則ないんですから、例外を認めて、5%でもすべきじゃないかと言ったんですが、御指摘のように18%を超えそうなところに来ることは事実であります。

○議長（波田 政和君） 20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） きのうははっきり言われたんですね、19年度は18%を超える見通しだと言われました。

○市長（松村 良幸君） 超える可能性があるから。

○議員（20番 武本 哲勇君） 可能性がなかったんじゃない……（「いやいやそれは一緒じゃない」と呼ぶ者あり）まあ大した問題じゃないかもわからんですからね。ところが今、市長も認められましたように、今基金は合計では49億ぐらいあるんですけども、財政調整基金とか減債基金、振興基金、いわゆる財政が厳しいときにそれを取り崩して使えと、可能性のある基金は18億2,000万しかありませんね。

ところが、これを取り崩したらもうゼロになってしまう。今年度も、20年度、来年度の予算でどうなるかわかりませんけれども、多分もう底をついて、完全に底をつくんじゃないかという心配があるわけです。そしたら、そしてしかも一方では、実質公債費比率、これは私が説明するまでもありませんけれども、一般会計だけじゃなくて、特別会計とかその他の借金も含めて市税及び地方交付税との割合、借金返しの割合が18%という、これを超えたら非常に市が独自

で仕事をしたり、あるいは借金をしたりすることが制限されるということですので、非常にこれはタ張が、あれはいきなり財政再建団体になったわけですけども、しかし、対馬がちょっと見方によっては、対馬市も肩を並べるぐらいの状況にあると、1人頭の借金は市では、一般市では日本一というデータも出ておりましたですね。

だから、ところが借金返しについては優遇措置があると。それは離島振興とか、いろんなことで認められておりますので、余裕はあると思うんですけども、非常に厳しい状態であるちゅうことは、市長がいつも、市長も認めておられますし、私たちもそのように感じて、これは幾ら言っても特効薬は市長の口からも聞けませんので、もうこの辺にしておきましょうか。

○議長（波田 政和君） 答弁はいいですか。

○議員（20番 武本 哲勇君） 答弁いいですよ、はい。

○市長（松村 良幸君） 離島振興法で起債は関係ないですから。

○議員（20番 武本 哲勇君） 私が聞くことに答えてもらえれば。

○市長（松村 良幸君） 単純に言ってください。

○議員（20番 武本 哲勇君） 話はがらっと変わりますけれども、質問通告とはちょっと関係ないですけども、通告しとるからその方から行きますかね。市長は、職員の問題についても、明るい職場とか、そういうことを私が質問したことに対して、職員の研修をいろいろしているとか、いろんなアイデアの応募制度ですか、そういうのを18年度から設けたとか言っておられましたけれども、職員の質が悪いとか、あるいはそれについて取り組みが弱いと言っているんじゃないんです。今持っている職員の質を十分使いこなしていないんじゃないか、そのことを痛切に感じるわけです。それについて、私は市長の資質というか、それを私は問うているわけです、わかりますね、それについて所信を伺いたいと思います。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） まず、先ほどの交付税につきましては、離島振興法では関係ありませんので、これは起債額の発行しておる、確かに160億2,000万と全国一高い借金です。しかしこの借金があるがゆえに30億の税収しかないんですから、道路ができ、港湾ができ、学校ができ、これは今まで皆さんよくやったと逆に思っております。そのツケが回ってきているわけですから、これに対しては御理解を賜りたいと思いますし、641億ありました起債の63.4%というのは、これは交付税算定できますから、その残りをしていくということで、今いろんなことをやっておるんですが、18%というのは、実質——実質というよりも、公債費比率、相談をせないかんということは御指摘のとおりでございます、20%を超えるとタ張のようになるということですから、それにしないように今いろんな手だてをしておりますので、それは御理解を賜りたいと思います。

それから、人の資質の問題じゃない、人使いが下手だからじゃなかったな、言っていないことを言っちゃいけません、市長としての人事権者としての資質に問題があるというようなお話でした。これはいろいろ見方であろうかと思います。かつてあの吉田松陰が、俊敏にして豪快、この人がこんなに言うております、「人間は長所をいかに引き出すか。そして長所を引き出されると懸命にその人はさらに磨きをかけ、人間があるいはその職能が開発されていく。しかし、長所を引き出すことは非常に難しい。その難しさはなぜかという、心が優しくないと人の長所を見ることはできない」と言うておりますが、そういう点では、私も神様じゃないからその心がけはしているつもりですが、なかなかできないことであろうかと思います。御指摘は甘んじて、というよりも甘受すべきだと思って、じくじたる思いがしていることも事実ですが、いかに長所を引き出し、いかに使命感を持った、市民の皆さんの公僕としての認識を持ちさえすれば、そう大きな専門職じゃないわけですから、いい仕事もできるし、いい職場にもなろうかと思います。

ただし、今のようにいろんなことが国も、地方も、自治体も公務員受難の時代と言われるぐらい、悪いのが少しおるとすべてがそうだということで、大変な受難の時代を迎えておりますが、私は結構それなりにやっているんじゃないかと思いますが、あなたの御指摘のように私の管理職としての、管理者としての資質がどうかということは、これはもう御批判にゆだねたいと思います。

以上です。

○議長（波田 政和君） 20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） 合併してから職員の人件費、これは大幅に減りました。これは約束どおりそれ以上、予定計画以上の削減になっております。それは私は評価すべきかなとは思っているわけですね。人員削減についても、合併したら人は減るわけですから、減らしてもいいわけです、管理部門は減らしてもいいし、窓口が減らされてはいけませんけれど、それは予定どおりいったかも。私、職員の資質については、対馬市の職員の資質はいいと言っていると、私が偉そうに、ほかのとよく知っているわけじゃありませんけれども、そのような印象を持っております。

ところが、私も視察で壱岐市に行ったり、先日は佐渡市に行ってきたんですけども、対馬市の職員は決して劣っていないというふうな感じを持っております。私が言いたいのは、職場が総体的に暗い、それは職員のせいじゃないと思うんです。私も役場に長くいまして、いろんな職種をやってまいりましたけれども、課長とか、当時は課制でしたから課長とか、助役とか、市長とか、こういう人たちのいわゆる資質によって、その性格によって、その取り組みによって、非常に職場はがらっと変わります。それはもうあなたはもう7期でしょう、今7期目ですね、であるから、それよくわかってあると思うんです。で、私の耳に入った松村町政は、非常に当初は非常に明る

くて職場も明るく、そして若くて私も当初申しましたように、非常に有能な職員もおって、松村町長も非常に有能だと。ところが、だんだんワンマンになった、それが今のような総体的に暗い印象を与える。そのことの反省は、じくじたる気持ちはありませんか。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） それはいろんな判断があるでしょうが、時代もなせるわざもあるでしょうし、すべてをもう皆さんは非の部分としておっしゃることもよく聞いております。ワンマンだから、長いからといって、そのお話もよく聞きますが、逆に当時は明るい時代じゃったかもわかりません。右肩上りにどんどん経済も成長して、景気もいい、今のように右肩上りが左肩下がりになっていきますと、それは暗くもなるでしょうし、いろんな時代の背景もあるでしょうが、まあまあしかし、そういった中でも節減ということですから、昼休みは電気を消させますから、庁舎の中真っ暗になっております。

全く物心両面とも暗いという印象はあるでしょうが、そういった中でも、私は懸命に頑張る職員、頑張っていると思いますしね、時折、不心得の人が何人か見えるようにありますが、物を言っても物を言わない、あいさつもしないというのがよく御指摘のように、そんなのが何人かおるようですが、私は反省すべきは反省せないかんと思いますが、結果からいいますと、暗いということであれば、時代の背景と私の資質のまずさなんでしょう。それはもう御判断に任せなければならぬと思いますが、長いのは長いなりにその経験の中からはいろんな職員とのいろんなものも出て、考え方もそれなりに出てきます。またいい面と悪い面があろうかと思いますが、それはもう判断に任せる以外にないと、このように思っております。

○議長（波田 政和君） 20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） 職場は総体的に暗いと言いましたが、原因は松村市長の資質にあると思うんですけども、もう一つ、それはあなたが決定権じゃなく、あなたが決められると思うんですけども、支所に財政的な裏づけがない。だから、支所の職員はまちに出ていくと声がかかります。あそこどうしてくれ、こうしてくれ、あれどうなったとか、議員でもそうですけれども、職員にもそういうのは要望が出てくるわけです。ところが、行ってもああそうですか、そりゃちょっと相談してすぐ回答しますとか、そういう話しかできない。

だから、ある程度支所長に権限を持たして、そして課長が2人いますからね、そしてそういう3人体制でいろいろ協議をしながら、どういう問題についてはここまでは即断で即決していいよとか、そういう財政の裏づけを持った権限を持たせると。そしたら職場もやる気を起こしていく。よしおれあそこに行つてこう、見てこうというようなことになると思うんです。だから、今はそうじゃなくて、もうそれが出ていくと注文があるから対応できんと、事務所にじっとしておく。待ちの行政ですね、待ってお客さんが来るのに対応すると、この待ちの行政ではやっぱりだめだ

と。

ところが、財政の裏づけがないから、そうせざるを得ない。そういうところから問題が出てきたんじゃないかというふうに思います。時間がありませんので、市長が参考にできればいただきたいと思います。

最後になってきましたが、市報、対馬市報ですね、広報誌の、市報によると、私も細かいこと余り好きじゃないんですけども、あそこで市長の島外出張の日数を調べてみたんですね。17年度で96日、18年度で115日、365日のうち実際は250日ぐらいですかね、そのうちの18年度は115日、島外に出ておられます。これはちょっとけた違いに多いんじゃないでしょうかね。

例えば離島の壱岐とか、五島とか、佐渡とかそういう市長に比べると多いんじゃないかという、これが1点と、そして市長はいろんな役職を持っておられますが、それも多いんじゃないかという、こういう今、実質公債費比率が18%をオーバーしようというような状況の中で、そういうほかの方に手を伸ばす余裕はないはずです。そういう時間があつたら、どうして全島をくまなく年に何回か回ると。比田勝とか佐須奈とか峰とか、そういう拠点だけでなく、やはり広めて市民とも対話するというような姿勢が欲しかった、その2点について伺いたいと思います。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 出張が多いということではいかなものかということですが、これはほかの市町村と比べてもらったらよくわかりますが、決してそんなことはありません。仮にあつたと、私どもも出張をできるだけ少なくするようにいたしております。しかし、これは団体の中でのいろんなもの、あるいは国に対する団体の力、そういったことをすると、それは必要であります。私どもは交際費を、市長が個人で交際費を幾ら使うということもございませんし、あるいはタクシー代も一銭も使いません。全部自費です。出張するたびにどうしようもないぐらいになっております。これは今さら私が言うても始まりませんが、6町分が一つになっていることを考えれば、よくわかりいただけると思います。

皆さんに会うたびに私はおわびをいたしております。結婚式あるいは冠婚葬祭、いろんな会合、一つも4年でまだ一人も会っていない人もあります。いつもおわびをいたしております。私は大体皆さんと一緒にわあわあ言って話をしたり、遊び歩きたいのが私の真骨頂ですが、それができないことにじくじたるものがあります。決して多くはないということ、仮に団体のことですが、旅費は100何十回でも半分以上とまでいかんか、3分の1ぐらいは全部団体からの旅費でございしますので、市の旅費はそのうちの何分の1入っていますかね、そういう中で可能な限り私どもはそれに努めております。ちゃんと旅費も地下鉄です、地下鉄で行きよったら仕事になりません、東京あたりは。これはやっぱり東京へ行くと、やっぱりどうしても1万5,000円、2万円の

タクシー料が要ります。そういったもの、物件費にしましてもそうですが、そりゃもう出張するのが皆さん、私ども職員も含めて嫌だという気持ち、また出張かと皆さん牽制気分ですが、しかしこれも仕事だからやむを得ない、そういうことでやっておりますので、これはよく調べていただければいいですが、見解の分かれるとこだと思います。

以上です。

○議長（波田 政和君） 時間になりましたので、最後に締めだけを許可します。

○議員（20番 武本 哲勇君） 私は、旅費を使ってあるとかそういうことを言っているんじゃないです。それよりも金のことじゃなくて、やはり出張もカットして、そして市内をもう少しまなく回することに精進すべきじゃないかということが1つ、で、最後の答弁がなかったんですけども、役職を持ち過ぎじゃないか、そのことについてはもう時間がないそうですから、議長が許せば答弁してください。

○議長（波田 政和君） もう最後でいいですね。

○市長（松村 良幸君） これはね、皆それぞれ6町の分がいろんなものがございますが、それが1つになっています。したがって、統括監の話も出ましたが、私は統括監を特別職でない特別職と思っておりますから、私のかわりに行っていただくことも多いわけです。一人でどうにもならないからそこまでしてるわけですから、必要最小限で、必要な私は無意味な——無意味なといひますか、必要でない役職というのは可能な限り辞退いたしておりますので、それは皆さんの考え方の価値観の違いでしょうから、以上です。

○議長（波田 政和君） これで20番議員の質問は終わりました。

.....

○議長（波田 政和君） 暫時休憩します。開会は11時5分から。

午前10時52分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

次に、5番、三山幸男君。

○議員（5番 三山 幸男君） おはようございます。月日のたつのは早いもので、あと25日もしますとことしも暮れようといたしております。対馬にとりましても、この1年間余り明るい話題ではなく、市民に負担を求めるような、そういうような状況でした。来る来年は市民が対馬でよかったなあと思えるような、そういう年になればいいなということを思いながら、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

さきに通告しておりましたように、全国で一番高いと言われるガソリン価格に対する業界への

働きかけはできないでしょうか。長崎県は全国でガソリン価格が最も高いと言われています。県内本土地区でも他県と比較すると高いと言われているし、対馬は他の離島よりもさらに高く、市民は現在の経済状況では日々の生活が苦しく、さらに石油類の高騰は家計に追い打ちを受けています。輸入資源に頼る我が国は、諸外国の情勢で原油価格が製品に転嫁されます。もっとも今や1バレルが100ドル近い相場ですので、日本だけではないと思いますけれども、11月8日の西日本新聞の記事を見たとき、全国石油情報センターの市場調査で、全国平均価格がガソリンで149円、九州平均が152円、長崎県の平均価格は157円となっていました。

対馬市では、店頭表示価格を表示しているスタンドは、私が知る限り1軒しかなく、聞き取り調査でスタンドの現金価格は、12月に入り181円でした。福岡市は全国でも最もガソリン価格の激安区と言われている。単に福岡市と対馬のガソリン価格を比べると、約リッター当たり30円の価格差があります。本土との価格是正はできないものでしょうか、市長、業界に対する働きかけはできないのか、お尋ねをいたします。

次に、市税の滞納に対する今後の対策についてお尋ねをいたします。

18年度市税の調定額は33億1,631万8,000円に対し、収入済み額は27億6,541万5,000円で、徴収率83.4%となっています。前年と比較しますと、2.5ポイント下がっています。対馬は長引く景気の低迷、市税の滞納は仕方がないかも知れませんが、年々増加している状況です。徴収率でも県下23市町で最下位であり、本市にとって限られた自主財源である市税は、税負担の平等、公平の立場から、早期に解決が必要であります。今後の対策はいかなものか、お尋ねをいたすものであります。

3点目に、鳥獣保護区についてお尋ねをいたします。

現在、対馬市には、鳥獣保護区が20カ所あります。内訳は、国指定が1カ所、県指定が19カ所です。鳥獣の保護を図るため、特に必要があると認めるとき、鳥獣の種類、その他鳥獣の生息状況を勘案して、それぞれ次に上げる区域を鳥獣保護区として指定することができるとあります。

保護区指定が国有林や市有林であれば、被害の苦情も少ないでしょうけれども、民有林であればさまざまな問題が生じています。保護区の指定は民有林では個人の承諾ではなく、公聴会の開催や告示となっていますが、それでよいのでしょうか、あわせて3点お願いをいたします。よろしく願いいたします。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 5番、三山幸男議員の質問にお答えいたします。

ガソリンが一番高いんじゃないかということですが、御承知のとおり、長崎県は高い県と言われております。県内全体、本土地区でも他県に比べると高いということは言われている

ようですが、離島の中で一番高いのは、伊豆七島だろうと思います。八丈島を初め三宅島、青ヶ島、伊豆七島ありますね、あっちの方は大体通常こういった燃油の高騰ならない前でも20円、30円私どもより高うございましたけど、それだけ非常に距離が遠いということかなと思ったりしておりますけども、それだけじゃないと思いますが、ガソリン価格に対する業界の働きかけ等についての質問で、回答いたします。

今、三山議員が御認識されていますように、多大な輸送コストのかかる離島を多く有する長崎県のガソリン価格が、全国トップクラスということで、結局離島の部分もそれに入ってしまうことになるかと思いますが、その中でも本土から一番遠いところにあります対馬が県内でも一番高いということは、認識をいたしております。

近年の異常な原油高騰によりますガソリン価格の値上げが、私ども対馬経済の根幹をなします水産業を初めとした各業界への、運輸業界もそうですが、打撃を与えていることは申し上げるまでもなく、御指摘のとおりであります。

原油値上げのみならず、それに付随します食料品等の値上げによりまして、また私どものライフラインといいましょうか、市民生活の部門にも大きく影響を与えておることも認識をいたしております。

原油高騰の背景には、中国など振興国の需要の増大あるいはバイオ燃料の需要などが引き起こした世界的な食糧資源の争奪戦があることも御承知のとおりでありまして、そこにオイルマネーが、投機マネーとしての投入されました原油相場の高騰があおられていることもまた事実であろうかと思えます。

こういったことから、業界での燃油対策につきましては、限度を超えていると言われておりまして、国による抜本的な改革が求められておるところであります。市といたしましても、従来から機会あるごとに国、県にその対策を設けていただくよう要望いたしてまいっております。今後に対策実現に向けて国、県にはさらなる要望を続けてまいりたいと、このように思っております。

なお、現在、各分野、各機関で取り組まれております燃油対策につきましてはそれぞれの情報を共有をしていくということが大事なことでございますので、課題への対応策の検討を行うために、石油製品価格対策連絡協議会なるものも準備を進めているんですが、その連絡会議等において、また、さらなるいろんな切り口を見つけていきたいと、このように思っております。

また、一問一答であとはお話したいと思えます。

次に、市税の滞納に対する今後の対策ということでございますが、これも御指摘のとおりであります。

御質問の市税滞納額に対する取り組みですが、景気の低迷する中、徴収率は年々低下をしているということでございまして、18年度は県下で最下位という非常に不名誉な順位である

ことは、これもう私ども深刻に受けとめております。

滞納額の増嵩に伴いまして、新たな滞納者もふえつつあります。その主な理由といたしましては、もう御承知のとおり、特に対馬は1次産業の不振、あるいは公共事業ももちろんでございますが、そういった中で、財政状況の悪化等によりまして、公共事業の削減というの大きな要因でありますし、大半は納税意識の欠如が大きな原因となっておりますが、正当な理由のある納税者には、分納あるいは猶予を持った対応もできますが、調査の結果、滞納処分可能なものにつきましては、今後、積極的に滞納処分を実施してまいりたいと考えております。

その取り組みの一環として、長崎県の個人住民税併人徴収実施要綱に基づきまして、長崎県の県から税務職員が対馬市税務職員の身分をあわせ持って、市税——市の税務職員と一緒に徴収事務に従事していただきまして、そして税込確保を図っていきこうと、あわせて対馬市税務職員の滞納整理の技術向上にも役立つんじゃないかというような見地から、19年の12月1日から20年3月31日までの4カ月において、3回、1回継続5日間を滞納処分を主に実施をする予定でありまして、これはもう既に各家庭に配布を、滞納処分やりますということでしておると思います。これはまた部長の方からでも話をさせたいと思います。

取り組み内容ですが、滞納者全員に催告書を12月中旬に送付をいたしまして、12月末の期限を設定いたしまして、期限までに何ら連絡がない場合は早急に財産調査、こういったものを開始いたしまして、対象物件を確認次第、滞納処分を実施するということになっております。

また、同じ仕事の環境であっても、地域、地区によって納税意識に差異があることも事実でありまして、納税者の意識改善をしていく上で、今後の大きな課題であると、このようにとらえております。

そういった地域の徴収率向上に向けての取り組みといたしまして、徴収嘱託員の配置や長崎県税務課OBの方に市税徴収の協力について打診をいたしております。御理解のもと、長年の経験により培われた徴収のノウハウを市徴収職員の技術向上にも役立てていくということで、指導、助言を仰ぎながら数回のOBによる研修会を計画する予定であります。

以上、新たな今後の取り組みに対しまして、職員一丸となって徴収率向上に向けて最善の努力をいたしたいということでございます。

それから、鳥獣保護区についてであります。この鳥獣保護区の指定につきましては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律におきまして規定をされております。これはもうよく御承知と思います。

環境大臣または都道府県知事が鳥獣の保護を図るため、特に必要があると認めるときに鳥獣保護区に指定することができます。これが今里のこの地域もそうだったと思います。指定をしようとするとき、あらかじめ関係地方公共団体の意見を聞いて、その旨を公告し、当該鳥獣保護区の

名称、区域、存続期間及び保護に関する指針案を公衆の縦覧に供するようになっております。

また、指定をしようとする区域の住民の皆さん及び利害関係人は、環境大臣または都道府県知事に指針案につきまして意見書を提出することができるようになっております。意見書の提出があったとき、指定に関し広く意見を聞く必要があると認めるときは、ここで公聴会の開催ということになるわけであります。

ことしの11月1日に指定されたものに、佐護鳥獣保護区がございますが、このときは対馬地方局により新規指定区域の計画を地区回覧で徹底を図りまして、周知を図りまして、またその後集落説明会、8月20日だったと思いますが、これも行われております。

なお、鳥獣保護区内においても、鹿、イノシシの有害駆除につきましては、市の許可を得て実施できます。

大体そういったところで、あとはまた自席の方からの御質問に答えたいと思います。

○議長（波田 政和君） 5番、三山幸男君。

○議員（5番 三山 幸男君） 市長、あとは一問一答でよろしくをお願いします。

まず、ガソリンといいますか、石油価格のことからお願いをしたいと思いますけれども、ちなみに現在、対馬島内で私が調べた限りでは、ほとんどのスタンドが足並みをそろえていまして、ガソリンが181円、軽油が150円、で、灯油が120円、重油が94円と私は調べた中ではそういう回答をいただきました。

で、きのう晩7時のNHKのニュースを見てますと、その中で北海道の高橋知事が、甘利通産大臣でしょうか、灯油が北海道特にこれから暖房用の時期ですので、灯油の高騰は本当に市民に、あるいは道民に負担を与えるというようなことで、陳情が上がっていました。で、そのほかのニュースでもガソリンの価格が上がったというようなニュースがありまして、ガソリン価格のことは市政には直接問題はないかと思いますが、対馬の市民にとりましては、これだけ今関心のある問題はないと私は思っているんです。

特に、例えばいろんなことでガソリン価格、経費が上がれば価格に転嫁できる業界はいいと思いますけれども、対馬の場合、今の経済状況からいって、1次産業はとにかく漁に出て、あるいは作物をつくって売ってみると幾らで売れるかわからない。きのうの私の所管事務調査の委員長報告の中でも、厳原町漁協の長瀬参事が、イカの100箱ぐらいとっても、経費がとれないというようなお話を聞いたとおりですね。イカが、例えば1箱1,000円か1,100円だそうですが、私たちから考えれば、10万も一晩で揚げれば経費ぐらいあるんじゃないかというようなことを思いますけれども、実際漁をされている方からすると、100箱や200箱では経費はとれませんよというような、今そういうような状況です。

それが、例えば上がる、去年の3月ぐらいは多分重油で40円ぐらいです、それが倍以上にな

った、で、魚価が当然それが倍ぐらいになればいいんでしょうけども、とても今そういう状況じゃありません。それと、1次産業に従事してる人ばかりじゃなくて、サラリーマンにしても、あるいは公務員にしても、通勤に対するガソリンというのは毎日消費をしますし、家庭でもこれから寒くなってまいりますと、ストーブなんかの暖房器具をしょっちゅう使います。これだけ家庭に負担を与えるものは私はないと、現在ではないと思うんです。

で、私が申し上げたい、市長にお願いしたいのは、昨日の本会議あるいは11月30日に厳原で市政報告会の中でも、漁業を営んでいる方が市長に重油に対する価格を何とかしてほしいというような要望を聞きまして、そういうみんなが本当に真剣に考えているのは事実なんです。これをやはり何とかしてほしい。単に私が思いますところ福岡はもちろん全国でも激安区だと思います。私もゆうべ福岡にいる子供に電話して、今ガソリン価格は幾らかというようなことを聞きました。その回答は、150円ぐらいという回答でした。で、対馬が今181円、31円の輸送費がかかるのかということが一つ疑問にあるわけですね。ただ、石油といいますか、消費量の問題もあると思うんですけども、やはりその辺、国とかなんかで突破口が見出せないなら、業界にも働きかけるのも一つの筋かなあと私はそう思っているんですけども、そのあたり市長、何とか業界へ対する働きかけでお願いをしたいと思います。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 今一番喫緊の課題は、まさにこの燃油対策なんですが、先ほども申しましたように、こういう状況ですから新エネルギーとしてのその辺もあぁいったトウモロコシやら、あるいはサトウキビ、そういったことでの、あるいは木質バイオマス等でのエタノールということで、逆に今度は小麦粉が上がったりとか、生活にまでそれが関連してきております。御指摘のとおりです。

ただ、イカ釣りの話もされましたように、もうすべてガソリンが一般家庭生活の中に大きく影響してきますし、特にイカ釣り業が大きいですね、あとは運輸業界ですね。イカ釣りも19.9トン、不登簿で大体1晩朝までたきますと8万から9万かかるはずであります。それに箱代なんかをいきますと、10万以上かかるわけですから、100箱釣ってもこれはどうにもならないということになるかと思います。

そういったことで、この前千尋藻の——12月1日から千尋藻の船が例の光ファイバーでの集魚灯、これでの実証試験をお願いしまして、モニターをここで1隻につくっていただきまして、これは恐らく初めての取り組みだろうと思いますが、これは大体1万円かかるのは100何十円ということになり、1.何倍、100分の1ですね、大体ね、そういうことになりますが、問題は超過がどうか、集魚の中にどれだけ超過があるかということですね。前のLEDの場合は、赤色、青色、白色とありましたが、これは余り効果がよくなかった。しかし、あれもいろんな工

夫をすることによって、定置なんかのイワシなんかは、まき網じゃなかった、定置かなあれは、たくさんついたとかいうようなことも報告があっていましたが、いずれにいたしましても、いろんな対応をしていかないかんわけで、基本的に言われるように業界の30何円、1円の差額が、距離が高いから1リッター当たりそんなに31円も距離が転嫁できるのかということでしょうから、その点についての業界ということでしょうね。

これは今まで、そうですね、原油が上がる、値段が上がる、また下がる、下がったときは下げません、それからまた上がったときまた上げていくという、そういうことが今になったような気がいたしましてね、業界の方もいろいろ貯蔵タンクが要るんだと、それはリッター当たり1円か2円かもしれないけど、いろんなそういった附帯施設が要るので、まあいろんな話があります。再度そういったことにつきましては、御指摘のようにそういったことも業界との話も再度せにゃいかんでしょうが、系統立てて話を一遍する必要もあるかなと思いますが、これはよく今御指摘のように話をしてみたいと思います。

基本的には、やっぱりこれはもう原油がさっき言いました投機としてのオイルマネーになっております。これも御承知のように、中国が中東のドバイに手を出して、ここから始まったわけですから、中国、アメリカは自分の埋蔵量、石油持っていないが、これを掘らない、そして今の中でこういったことになっているんですよ、またこれはヘッジファンドなんかのいろんな投機的なものになって、先物取引みたいな形でのニューヨークの1バレル、御指摘のように97円、98円、あるいはまた90円に下がったりとか、100円を超えるのは時間の問題だろうと言われております。

また加えて、化石燃料が50年という人もいる、いや25年だ、30年だという人もあります。新しい油田が開発されない限りね、だから化石燃料にかわる今いろんな模索されておりますが、非常に進んでいない、非常にコスト高になってだめだということですから、対馬の場合もいろんな九電の送電にいたしましても、火力ですから、対馬に送電することによって毎年20億の赤字が出ております。九州全体で120億と言われておりますが、その中で今補佐官を九電と折衝しております。これはこれとして、バイオマスのエネルギーあるいは風力、太陽、そういったものを全部合わせますと1万キロから1万5,000キロぐらいできないかなということでの、九電も真剣にそれは考えて、本社の方やっております。

が、いずれにいたしましても、喫緊の課題として、きのうもテレビなんか見た、そういった方はおわかりだと思います。政府もやっと本腰を入れて動き出しましたが、これは原油のある生産国でもなし、精製国でもないわけですから、非常に難しいんですが、やはり基本的に高い高いということで今まで言うておりました。私ども市町村も今は国に対して大きく声を張り上げる時代になりまして、根拠を一生懸命つくりながらやっております。

だから、根拠としては、この前言いましたように本土の国道を走るのに料金出して走っている。高速道路は高速料金を払って走る。我々もそうですが、やはり本土と離島の海の間を国道ということで、これは離島振興法でも本土との距離を離島との距離ゼロにするということが目的ですから、大いなるね、物理的にできんから制度的にやっている。

そういう中で、私どもはその国道をお金を払っておるわけですね。例えば、海が福岡から対馬までを考えると、これは国道ですね、そして対馬にも国道があります。佐渡から五島も壱岐も、あるいは沖縄も全部あるわけですが、福岡と対馬の間の海の国道に金を国道建設費が幾ら要ったか、あるいはその国道に維持費を幾ら払っているのか、こんな話をよく国会の先生方やら、この前はちょっと燃油の問題、国土交通大臣にも知事が、金子知事が離島の振興のことを詳しくいろいろ陳情申し上げておりましたので、その後私どもの方に振られましたから、私も燃油対策を一番に掲げてやったんですが、そういった中で時間もないからなかなかですが、とにかく検討しようということですが、きのうあたり大分国も動き出しているようですね。全国各地からも広範囲と一つの声が起こっておりますから、これはやっぱり我々はジェットfoil、フェリー、飛行機と国道たる本土と離島の距離を金を払っている。本土の人はただで国道を走っている。これはどういうことですかということなるわけですね。

そうすると、海に132キロ、136キロと言われている対馬と福岡の間国道をつくるのは大変な金額が要ると思います。また、道路ができ上がりますと、その維持費も要ると、その分をやっぱり航空路線あるいは海上の航路、こういったものにそれなりのものをできるようにしなければいけないわけですね。それはあくまでも、こんなことだからこうしてください、これじゃあもうできませんよね。それができそうな、なぜ差別化をしてもらおうことですから、国境離島だから、国境地域だから、国境人が住まなければ国境は守られませんよと、国境地域の定住促進・地域振興、こういうことを国がなるほどとなれば、人が住まなければ竹島やら尖閣諸島みたいに実行主体されるわけですから、それから国としては国境地域、離島も含めた根室、対馬、石垣、与那国といった、こういったところの定住促進あるいは地域振興というのは、国が重大な関心を持ってやらんと、国境政策は出てこないわけですから、そういったことで差別化をすることによって、沖縄振興法のように、すべて生活基盤、産業基盤あるいは学校環境基盤、こういったものは95%国費ですから、あと5%といっても一般公共事業債の起債をしたりして、充当率75%でも、あと55%というその中の交付税の算定ができるわけで、実際、沖縄が払うのは3%そこらでしょう。

そういった点から考えますと、やっぱり沖縄北海道開発庁長官とか大臣が出ておりますけど、それはたかだか沖縄の人には悪いですが、太平洋戦争でいろんな御迷惑をかけた。まあ徳川時代にそういったふうになったわけですから、北海道だって伊能忠敬が近世じゃないですか、対馬の

場合は、667年ですか、金田城が築かれたのは……そういうことで、もう元寇から刀伊賊全部、手を数珠でつながれたりしながら大変な、あるいは太平洋戦争でも基地になった、朝鮮出兵でも兵隊の基地になった。それは沖縄やら北海道どころ以上のものを1,000何百年前から対馬の場合は外交に悩まされてきた。だから、大臣つくるならね、沖縄北海道担当、対馬沖縄北海道、何か忘れとりやせんかと思うんですね。そのこともよく国の人には事あるごとに言っております。

そういう差別化をすることによって、対馬だから、根室だから、あるいは石垣だから、与那国だからこれは国境政策上、この分はこうだよという、そういう根拠を持って当たらなければ、困っているからどうかしてくださいじゃ、これは本土と一緒にですから、今国の政策もそういう平等平等という名の悪平等で動いているからだめなんですね。

だから、やっぱりアクセスをつけるところはつけていく、これが今から国もそういったことになっていこうと思います。その証拠にきのうあたりは大分燃油対策、地方のガソリン、こういったことも含めてPTが動き出したり、プロジェクトチームがですね、いろんな動きがきのうあたりも盛んになってきておるようですので、三山議員の危惧されていることは、これはみんなで根拠をつくり、せざるを得ないようにやっぱり国を追い込んでいく、国に対してのそれだけの主張をしていく、そういう地方の時代になったわけですから、それができない市町村というのは、どんどんだめになっていくわけですから、皆さんでともに知恵を出し合いながら国に対して迫っていく、こういうことだろうと思いますので、今あるところは十分わかりますので、これからもしいろいろな手をかえ品をかえて、これは国がそういった方策に出る、例えばガソリンだったら税を減免をしていくとか、あるいは先ほど言ったような形でいろんなことがなっていこうと思いますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

○議長（波田 政和君） 5番、三山幸男君。

○議員（5番 三山 幸男君） きんのうの長崎新聞にも、対馬で減税に対する署名活動が行われているという記事がありました。で、私も30日市政報告会に3人一緒に行きまして、ティアラの1階ロビーで署名がありましたので、3人とも署名をさせていただいて、幾らかでも役に立てればなあというような気持ちで署名したわけです。市長がいろいろ国に対して、あるいは県に対して御努力されていることは十分理解できますけれども、さっき私が申し上げたように、例えば福岡と対馬が31円も差があって仕方がないのかなあという気持ちはだれしもあると思うんですよ。そのあたりに突破口が見出せるものじゃないかもわかりませんが、何とかその辺突破口を見出せるように、あるいは突破できるような市長の働きかけをお願いをいたします。

次に、市税ですけども、市税は税負担の公平、平等というのが建前だと思うんです。で、まじめな人といえばおかしいかもわかりませんが、例えば今でも前納奨励金がなくても、6月の終わりがくらいには、例えば市税を個人に通知を受けて前納する方だっているわけです。例えば、もち

ろん景気が低迷していますし、各家庭に収入が減れば当然払いたくても払えない人も中にはいると思うんです。中にはいると思いますけれども、じゃあ前納ちゅうか、納期内に支払っている方が必ずしも裕福な人ばかりではないと私は思うんですね。先ほど市長の答弁にもあったように、税に対するそれぞれ個人の考え方で支払ったり、支払わなかったりするわけですけども、ただ、税負担の平等からいえば、そういうことがあっては私はならないと思うんです。ですので、市役所の方も職員の方も、例えば時間差出勤をしたり、人から金を取るということは、大変嫌なことだとは思いますが、嫌われてもそれが仕事だと思えば、やはり何とか解決の方法を見出して、滞納ゼロとはいかなくても、毎年滞納額が減っていくような、そういうことも努力をするべきじゃないのかな。努力はしていると思いますけども、私たちから見て滞納額がふえれば、市の職員の徴収に対する意識がやや甘いところがあるのかなというような気がいたします。その辺努力はされているとは思いますが、答弁をひとつお願いをします。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） もう全くおっしゃるとおりでございまして、納税意識の向上ということがなけりゃいかんわけですが、こういった厳しい時代の背景、世の中の生活苦の中で、そういったものもありますが、しかし私ども一人では生きられないわけですから、やはり納税、一人は万人のために万人は一人のためになるということになると、協働の気持ちというのは納税意識の中に反映されていかなければならないんですが、三山議員の言われるように、税の不平等あるいは不公正、そういったものがならないようにしなければいけないわけですが、結果的にいろんな形で滞納がふえている。滞納がふえているということは、これはそういった私どもの方にももう少しやり方があるんじゃないかということで、後でまた斎藤部長の方から話しますが、こんなお知らせというのが、こんなのが各家庭にも配られていると思いますけども、やっぱり税の不公平感、こういったものがあつたら納税にはなりませんから、正直者がばかを見る税制にならないようにしていかにやいけませんので、これは厳しくても鬼になることは鬼になって、そして理解を得るところは理解をお願いしながら、納税のあるべき姿をいろんな形でやっていかにやいかん。

残念ながら、最下位とことしはそういうことになってしまっておりますので、あと斎藤さん、詳しく話してください、ちょっと話をします。

○議長（波田 政和君） 市民生活部長、斎藤勝行君。

○市民生活部長（斎藤 勝行君） お答えをいたします。

今市長の方からる説明がございましたが、まず、チラシと言いましたけども、これは市税だよりということで、今回滞納処分を前提としたことで、これは関係者だけでなく、すべての市民の方にわかっていただくということで、これから年末にかけていろんな形でそういった処分等を行いますということで、今区長さんの方に全世帯に回覧をしていただくということで今回して

おりますので、今週末から来週ぐらいには各家庭に届くかなというふうに思います。

それと、市長も申しますように、確かに景気低迷等が原因というふうな部分ありますが、大半は納税意識の欠如という分がかなりあると思います。これは、徴収、各地区ごとに徴収率等出しますが、やはり地区によってかなりの差もございます。やはりこういったことを解消するためには、納税意識の改革ということも大事だと思います。

それと、特に正当な理由等がありまして、こういった方々にはいろんな納税相談をする中で、分納とか猶予を持った対応はいたしておりますが、約束も守れない、また資力のあるような人たちにつきましては、今後は滞納処分は徹底的にやっていきたいというふうに思います。

特に方法といたしましては、給与等の差し押さえは今こういった状況の中、難しい部分もございますが、動産とか不動産、特に動産では車あたりは結構持っておられます。タイヤロック等も購入する予定をしておりますし、そういった部分から進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（波田 政和君） 5番、三山幸男君。

○議員（5番 三山 幸男君） 市民生活部長を初め、皆さん方が努力されていることは十分理解はできるんですけども、ただ数字が出てきますと、数字をどうしても見らざるを得ない。例えば不納欠損額を見ても、年に1,000万円を超えている。この中で理由は生活困窮とか住所が不明だとか亡くなっておられる方もいらっしゃるわけですが、やはりこういうことが起こらないうちに納税をするのが私はもちろん納税者の方にしても、そういう状況に陥る前に支払うべきなんですけども、何らかの事情でできなかったというようなことで、そういうことが出てるわけです。やはりこうなる前に何らかの措置をするべきだと、私はそう思ってます。

これ本会議で言っているかどうか分かりませんが、決算委員会の中で、委員の質問の中で、市民生活部長が、例えば個人で最多の滞納額といいますか、そういうことを言ったとき、正直いって私は耳を疑ったような気がするわけなんですけども、個人で3,000万円ぐらいの滞納額の人がいるというようなことを聞いたときにです。もちろんその人が滞納する前は対馬市にとって本当にいい市民だったろうと思うんです。3,000万円も滞納する、あるいは3,000万円になる前は当然年に数百万とか1,000万円近い恐らく市民税を支払っていたんだと思うんです。常識的に考えれば、10万、20万、あるいは50万ぐらいの人がそんなになるとは思いませんので、年に何百万ぐらいの人かなと思いますけれども、やはりそういうような大きい、小さいは別として、やはり小まめに徴収をして、大きくなったら到底今なかなか払えるものじゃないと思いますので、額が小さいうちに現年、現年でやはりこういうものは滞納をなくしていく努力が必要だろうと、私はそう思ってます。今後ともさらなる努力を切にお願いをいたしたい。そして、同僚議員も後で同じ質問があるみたいですので、私はこの辺でその問題はとめておきたいと思い

ます。

最後になりましたけれども、鳥獣保護区に関する事で、私はある人から直接相談を受けたんじゃないくて、ある会合に出た中で、鳥獣保護区に山を指定されたと、もう何十年も指定されて、被害を受けてどうにもならないような話があったんです。私もそれから地方局に行きまして、担当の方にお話を聞きました。さっき市長がおっしゃったように、個人が意見を出すようなこともできるとのことです。ただ、これ1回指定をされますと20年間ぐらいの指定期間があるわけです。この間におれはするべきやなかったと、何とか変えてほしいというようなことを言っても、それはもう通らないわけです。ここ恐らく20年、30年前ぐらいから、まずシカの被害が出ました。その当時は、保護区にシカがもし逃げ込めば狩猟もできなかったんです。今は鳥獣保護区の中でも申請をすれば、有害鳥獣に限っては捕獲できるということですが、当然今までの蓄積の中で被害を受けた。途中で変更、おれのところは除外してほしいと言っても、それがなかなかできないということをお話を聞いて、やはりこれは何とかすべきではないかな。私が一般質問で通告した個人の承諾じゃなくて、公聴会や告示でいいのかといったのはその辺にあるんです。その辺でちょっとひとつお願いします。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 例えば、今里の保護区、シカの種の保存ということで、最低ここ、それ以外は有害鳥獣ということで、あとは保護をしていく。あれはたしか20年だったですね、だから今里の地域に600万、年間600万超えてなかったでしょうかね、たしか。うん、まあまあそういったことで、やはりいったん鳥獣指定になっていきます。そうしていくと、その20年間という間はいろんな話し合いのもとでできている。そういったことでしょうが、新規にする場合は、やっぱりそういったことも考えられた中でないと、最終的には公聴会ということに先ほど申しましたように行き着くわけですが、公聴会でオーケーが出て初めてなっていくんでしょうけども、それを認めたら、その途中でていうのは、今言うように非常に難しいんでしょうが、新規の指定するときにはやっぱりそういうものをちゃんとしとかんと、その期間内に意義申し立てが非常に難しいんじゃないかと思いますが、そういうことでしょ。だから、例外的なものとしては、それが顕著にいろんな問題が出てくる、それ想定以上のものが出たことに対してはまた例外的な措置が果たして早急にされるかどうかということでしょうけど、そこのところはちょっと今の法律では難しいんじゃないでしょうかと思いますが。

○議長（波田 政和君） 5番、三山幸男君。

○議員（5番 三山 幸男君） ちょっと私の質問内容と市長が答弁されたこととちょっと食い違いがあるのかもわかりません。今里はシカの保護区として県に貸していました。私はそのことを言ってるんじゃないんです。鳥獣保護区で、例えば近隣に白嶽というところが、白嶽という山が

あります。そこには国有林が白嶽の原始林があります。そこの中の一帯に民有林を保護区にするところがあるんです、鳥獣保護区。

今里地区が県に貸したのは今里地区でシカが当時天然記念物だったところ今里の保護区内を天然記念物に指定、ほかには有害鳥獣で駆除していいですよということで今里を貸したとこであって、今里のことは、その報告の中で被害を受けようと何しようと、それはもうそれで今里の人たちというのは、被害が出て十分それは認識をしてたわけですから、そのことを言ってるんじゃないんです。

白嶽山麓に保護区があるんです。ここに地図も私もらってますけれども、対馬に20カ所、そしてすべての学校ではありませんけども、学校にも各中学校、各中学校ではなくて10校余りの中学校に保護区というのが載っております。私が言ってる、きょう私が言ってるのは、白嶽に関する、白嶽の保護区の中のことなんです。もし白嶽以外にも国有林とか私有林があって、その周辺が鳥獣保護区として指定をされている箇所があるわけです。ほとんどがそうだと思うんです。そういうところでは、今まで何十年も鳥獣が住み着いていますので、特に猟期になりますとそういうところに逃げ込むそうです。安心なとこ、安心して住めるとこ。特に国有林の中であれば、申請を出しても、私が聞いた範囲では狩猟ができないということでした。何年か前に狩猟を許可したそうですけれども、熊本県だったと思うんですけども、そこで人が銃によって撃たれて、不幸に逝ってなくなった。それ以来、国有林に関するところでは狩猟はできませんということでした。

近隣の山林を所有してる人、この人が例えば県知事におれんとは除外してくれちゅうて手紙出したそうです。もう本当にせっぱ詰まって出したそうですが、県知事からは何の回答もなかった。もちろん20年間、あれは20年間を超えてはいけないという法律がありますので、その期間内だったと思うんですけども、そういうこともありまして、私はその人の気持ちを考えて、聞いたときに、これは何とかやっぱり本人の承諾なり何なりないと、貴重な動物もいるかもわかりませんけれども、シカとかイノシシとか有害鳥獣であれば、やはりそういう民有林は解除してやるべきじゃないのかなということでこの質問を出しましたので、その辺よろしく願います。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 鳥獣保護の白嶽の近くですね、たくさんそういった点での鳥獣保護区はあるようです。だから白嶽鳥獣保護区が410ヘクタールということになっておりますが、その中の民有林が隣接してるところで問題があるということです。それよく調査をいたしまして、今の話はちょっと県のこれは国指定の鳥獣保護区と伊奈のツシマヤマネコですが、県指定の鳥獣保護区だと思います、10カ所は。だから県指定、県とよくお話しをしてみようと思います。後でまた国有林、白嶽の国有林に隣接するその私有林の、ちょっと少し名前を教えてください、具体的に。県の方とよく話をして調査いたしてみたいと思います。その上でどんな方法があるのか考え

てみたいと思います。

○議長（波田 政和君） 5 番、三山幸男君。

○議員（5 番 三山 幸男君） 以上3点、一般質問をさせていただきましたけれども、今後とも市民のためにさらなる努力をしていただいて、私が申し上げたこと、あるいは今回6名の方が通告しておりますので、そういう方の通告が一つでも実現するように、市長、さらなる努力をお願いしまして私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（波田 政和君） これで5番議員の質問は終わりました。

.....

○議長（波田 政和君） 暫時休憩します。13時から開会します。

午前11時56分休憩

.....

午後1時01分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

次に、8番、吉見優子君。

○議員（8 番 吉見 優子君） こんにちは。またまたおなかの大きくなって眠たいときの当番となりましたけれども、よろしく願いいたします。

私は、さきに通告しましたように、この関連質問が多いですけれども、なぜ関連質問かといいますと、きのうも市長が決意表明されましたように、1期4年間、この間に私が質問しましたことで、まだ解決していないといいいましょくか、私も納得していない点がありますので、そういう意味での再質問ということでございますので、ちょうど1期4年の節目時であり、そういう意味で最後の定例会ということで再質問をさせてもらっておりますのでよろしくお願いいたします。

まず、第1点目の粗大ごみの収集についてでございますが、これはここに書いてますように、定例会で2回質問しております。その中でこれは議事録をコピーしてきたわけですが、1回目が17年の第3回の定例会、これは9月でございますが、このときの市長の答弁が、粗大ごみ収集は住民サービスの一つとしてよく検討していかなければならない課題の一つととらえておりまして、そのような認識をいたしておりますので、ぜひ検討していきたいと思っておりますということが、私の第1回目の答弁でございました。

第2回目の19年第1回定例会、3月議会でございますが、このときの回答は、市長が部長から話させますということで、今は退職されておりますが山田幸男市民生活部長の答弁でございます。対象をどうするのかといった方法があるが、料金設定をどうするのか、年何回するのかというところで、現在担当者等支所の担当も含めまして検討を進めているところでございまして、もうしばらく時間をいただきたいと考えておりますという答弁でございましたので、その後の経過

報告、また結論をお伺いいたしたいと思います。

この問題については、武本議員さんもこの粗大ごみについては質問をされておりましたので、この答弁が武本議員さんの質問の回答にもなるかと思えます。よろしくお願いいたします。

次に、公衆トイレについてでございますが、ティアラの1階にあるトイレを24時間開放するようにならないかという質問でございます。

これは、ティアラの1階はティアラ正面玄関から見まして一番左手のモスバーガーの前にありますトイレでございますが、これを24時間開放できないかという質問になります。

それからまた、今屋敷公園のトイレは薄暗くくみ取り式のトイレですが、水洗トイレに改善できないかという質問ですが、これはまちづくり交付金事業として、今屋敷のすずらん食堂の横に空き土地があるんですが、そこに公園と公衆トイレをつくるという構想があったようでございますが、それがちょっと資金面と市民の方の反対で中止となっております。ただここにトイレが必要ということでございます。私もそう思っておりますので、ぜひともこのトイレは、その裏にあります今屋敷公園のトイレを改善してもらえればそれで十分にそれが達成できると思っておりますので、そういう意味での質問でございますので、よろしくお願いいたします。

次に、対馬市市民球団まさかりドリームスと離島交流少年野球大会の見直しについてでございます。これも一般質問をしておりまして、18年第3回の定例会、9月議会ですが、このときに私が質問しました内容は大体市長も選挙公約でもありましようが、財政が大変厳しい中、皆さん一丸となって財政再建に頑張っておりますので、市民球団を見直す考えはありませんかという問いに対しまして、市長の答弁は、夢と希望を持って頑張っておる青少年、あの姿を見る限り見直す気はありませんと荒げた声で答弁されたことを今でも思い出しております。その後も財政再建が大変厳しくなっておりますが、今もその気持ちは変わりありませんか、お尋ねいたします。

以上でございます。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 第1点の粗大ごみの収集についてでございますが、お話しされたとおりでございます。現在ごみの収集については可燃ごみ、不燃ごみ、あるいは資源ごみ、有害ごみの4種類に分けてまして収集業務を行っておりますことはもう御承知のとおりだと思います。

粗大ごみの収集につきましては、合併後、対馬市としては収集をせず、個人による処理施設への直接持ち込み、または個人が業者に処理を依頼するいずれかの方法によって処理をしておりますこともよく御承知だと思います。

このことにつきまして、本庁及び各支所の担当課ともいろいろ検討してまいりましたが、対馬市が実施するといいたしましても、現在委託しておりますごみ収集運搬業者のスケジュールの中では無理があるという結論に達しております。財政的にも衛生費に占める一般財源の割合が高いわ

けてございますが、平成20年度予算編成の中でもさらなる歳出の抑制を強いられておる状況であることも、またこれもよく御承知と思います。財政再建の途中、途上であり、新たな負担を伴う新規事業は大変厳しい状況下にあることも御理解を賜りたいと思います。

また、行財政改革の観点から粗大ごみを収集しない方針の決定が行革の中でっておりますが、皆さんには理解をいただいていると思っております。ただ、今まで検討しましょう、何とか考えてみましょうということは、ひとり暮らしのお年寄りの方とかどうにもならない方があるわけですが、そういったことにおいて何か手が差し伸べられないかということの検討であったわけですが、非常に難しい問題です。そういったひとり暮らし、あるいはままならない人をどうするかということで、基本的にはそういうことで結論に達しております。

それから、公衆トイレについて、ティアラの1階にあるトイレを24時間開放できるようにならないかということですが、これは御承知の交流センターの1階の南、南東側、南、東、南東側ですか、あのトイレは朝9時から夜の9時まで市民の皆さんが利用できるようになっていますが、このトイレを24時間自由に利用できないかとお話しですが、設計の段階からトイレの位置につきましては、関係者による協議が行われまして、論議がされたと聞いております。最終的に現在の位置と利用時間になっております。あくまで店舗内のトイレとなっておりますので、閉店と同時にトイレも利用できなくなります。このことはよく御承知と思いますが、急増する観光客の対策として、公衆トイレが少ないということのことだろうと思いますが、24時間開放ということは、もうこの店舗ですからできないということでございますので、公衆トイレを考えていかなければならないと思っております。

しかし、トイレ問題の対策で今屋敷公園の話もありましたが、このトイレの改修についてでございますが、今屋敷公園のトイレは、御指摘のように薄暗い、またくみ取り式のトイレであるということで、これを水洗トイレに改修すべきだと思うがという御質問でございましたが、この今屋敷公園は都市施設の街区公園として昭和58年に建設をいたしておるようでございます。24年が経過しております。トイレにつきましては老朽化が著しいことも、また木陰で薄暗いくみ取り式であるという暗いイメージがあることも御指摘のとおりだと思います。市民の皆さんや観光客が安心して快適な利用ができるトイレを提供するため、現在実施しておりますまちづくり交付金事業による今屋敷公園の改修事業の一環としてトイレの水洗化、照明整備も含めた改修と身障者用トイレの増築について今関係部局と検討をいたしておるところであります。

それから、まさかりドリームスと離島交流少年野球大会の見直しについてであります。これを再三言ってるがしないじゃないかと、声を荒げたということですが、見解の相違ですと言ったつもりです。これはスポーツをする人に平等にせえというお話しですが、それはそれでわかります。だから、例えばバレーの大浦選手であるとか、あるいはバスケットの原田五月、こういった

人らがやはり離島の、また対馬の青少年に夢や希望をという、そういうことができれば、そういう状況にあればそれも結構だと思います。

金はない、確かに財政事情は厳しいですが、そうかといって家庭と一緒にですから、子供に夢を見させない、ロマンも抱かせない家庭ではどうもならないわけですから、苦しくてもできる限りのことをしてやる。その一つがまさかりドリームスだと思います。そういうまさかりドリームスというステージをつくった村田兆治以下ああいった200勝2,000本安打に匹敵するような、またされるような、そういう人が14人、15人という人が来て、あの目の輝いた、らんらんとバッティングはこうだよ、ピッチングはこうだよと手取り足取りする、あの感動の瞬間を見るにつけて、やっぱり苦しくても、厳しくても夢を与える、そういうことは必要だと思いますので、それぞれのスポーツ界の中でこういったことを、私どもまさかりドリームスみたいにということで、皆さんが燃えて、そういう人がおられれば、またそれも決して門戸を閉ざすことはない。今「兆治島に行く」というように、10数年前から自分の勝率の分だけ島を回るという、そして島の少年たちに夢や希望を与えていこうという村田兆治の考え方と私どもは一致したわけでした、その旗のもとに集まった世界の盗塁王から始まってブンブン丸、それからカズ山本に至るまで、有名選手がこぞって対馬にボランティアで来る、その旅費、あるいは野球教室、あるいはいろいろな成果も上がっておりますし、父兄の皆さんからはいろいろあっていますが、今いろいろお話しがありますけど、なぜこれがいけないのか、私は疑問に思ってたまりません。

全国では対馬は市民球団があるそうですね、5億かかったんですか、10億かかったんですかと、こういう話があります。とんでもないということです。ボランティアでこんなに離島の少年、特に対馬の青少年に夢や希望を与えてくれるステージが私は夢づくり、あるいはロマンづくりのステージをまさかりドリームスが舞台をつくったということで思っておりますので、これは大事にせにやいかんと思っております。

以上です。

○議長（波田 政和君） 8番、吉見優子君。

○議員（8番 吉見 優子君） いつも思うんですけども、市長の答弁の声がはっきりわからないもんですから、よく聞き取れなかったんですけども、ごみ収集に業者関係で無理があるということ言われたと思うんですけども、そしてまた、ひとり暮らしの方を対象にということを考えてあるんですけども、私はごみ収集に業者の方が無理があるというのは、どういうことなのかなということも一つお尋ねしたいと思います。

それともう一つは、ひとり暮らしのお年寄りの方を対象ということですが、これは市民生活の中でのやはりごみですから、こういうことで差別という言い方おかしい、公平さを欠くのは全おかしいんじゃないか。市民の方はやはり、これは年寄りだけですよということになれば、また

これは皆様怒り買われるんじゃないかなと思っておりますので、ここ辺は、必ずぜひとも対象者は市民全員ということでお願いしたいと思いますし、今言いましたごみ収集に無理があるということはどういうことなのかちょっとお尋ねいたします。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 当然そのごみは今収集業者袋を買ってやっておるわけです。当然そういったことですが、自分で持って行かれる人はトラックで運んでいかれる人もおります、処分場までね。それができないということですが、そういった人はこれはどうした方がいいのかなと、運んでも行かれないということですから、決して差別をするという意味ではなしに、弱者に対するどうしたらいいかなということでございます。ちょっと詳しい話は部長に話させます。

○議長（波田 政和君） 市民生活部長、斉藤勝行君。

○市民生活部長（斉藤 勝行君） お答えをいたします。今スケジュールの中でという言葉ございましたが、今の収集業者の通常のごみの収集でございますが、これにあわせ持って入れるというのはちょっと無理があるかなと。というのは、今の委託料全体を考えたときの部分でございますが、これ新たに粗大ごみの収集ということ为例え月1回でも入れるとしたときには、これちょっとまたスケジュールの大きな変更もする中で、財政面としても少なくとも600万から700万ぐらいの追加が出てくると思います。そういう中で、今市長も申しましたように、この粗大ごみにつきましては、現在民間の方でそれぞれ個人の方が依頼されたらそれぞれで対応していただいているというふうに思っております。

また、この一般廃棄物の収集運搬に対するこの許可業者もふえつつございまして、今対馬全島の中でも26業者程度おられます。何らかの形で例えば何でも屋さん、便利屋さんみたいな形で、この種の粗大ごみ等の収集についての、これを仕事として、業としてやっておられる方も結構ふえてきております。そういう中でそれぞれ皆さん方必要に応じてその民間を活用していただいているということで処理をなされているというふうに聞いておりますし、今のところ特段、今吉見議員さんおっしゃいますけれども、うちの方にそういった部分での特に大きな苦情等参っておりませんし、今この件につきまして、今から先いろいろと必要であれば、そういったことについても業者の方々の意見も聞きながら、こういった方法でできないかというような部分を周知をしてまいりたいというふうに思います。

また、今後財政等が回復するにつれて、やはりこれは市の方でどうしてもやらんやいかんというような状況が生まれてくれば、またそのときには考えることもあろうかと思いますし、今どういった方法がいいかということもあわせ持って、まだその分は検討はいたしておりますが、今市長が申しますように、現段階ではいろいろと財政状況等がございまして、厳しいかなというのが現状でございます。

○議長（波田 政和君） 8番、吉見優子君。

○議員（8番 吉見 優子君） 今言われました何ていいですか、民間の方もそういうことをされてる方もおられるから云々ということと言われましたけれども、民間の方されてること、この前も私もそれを含めて質問したわけですが、民間の方をお願いすると何千円でお金がかかるんです。そういうことを含めましての質問でしたから、かかるから、この粗大ごみだから市の方で収集すべきじゃないかという私の質問でした。そしてそのときに、私は各支所には市民生活課があるから、そこの方が市民サービスとして今、月に1回とかおっしゃいましたけれども、月に1回という気持ち、そんなふうに粗大ごみはたまるもんじゃありませんから、年に3回か4回か、そういう程度の運搬になろうかと思いますので、そういう意味での職員さんがサービス、これごみだから、特殊だから何かできないかというのを耳にしたような気もするんですけども、そこんところをもう一度はつきり、老人の人を対象にとかじゃなくして、また、市民の人を活用してほしいということ含めて3点ほどの質問を回答をお願いいたします。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） ごみ収集はそういった有料になっておりますし、粗大ごみだから無料にということもありますので、その点は、これもあなたの言ってることと一緒にございますので、話はお聞きしておりまして、検討課題としておきたいと思います。

○議長（波田 政和君） 8番、吉見優子君。

○議員（8番 吉見 優子君） 私が第2回目の質問をしたときに、山田部長さんでしたけれども、支所と担当を含めて検討をしているということで、ああもう今度の質問では結論が出て収集しますよということを期待して、私もきょうは質問をしたんですけども、全く逆戻りもいいところになりましたので、本当に残念でたまりませんが、またそういうことも予算がない云々も含めまして、今後の課題としてぜひともこれは、そして役所の方に電話なり問い合わせがないからということだけで片づけてもらったら困るわけで、私たちはやはり常に町を歩いて、そういう声を聞いているから私はこういう質問してるわけなんです。そういうとらえ方をされてたら何もできませんので、そこ辺は改めてもらいたいと思います。

そういうことをお願いしまして、次にトイレの関係ですけれども、ティアラのその部分ですが、店舗だからできないということは十分にわかっているんです。そしてその上に公衆トイレも少ないということで私も質問してるんですが、あそこに入ってみたらおわかりになるかと思うんですが、入るところには管理室というのがありまして、防犯関係も心配でしょうが、そこ辺はそれで片づくかなと私なりに思って、そして入ってみたら、モスバーガーの前でトイレに行く道、あそこで私はシャッター一つおろしていただければ、そこはそれで単独でトイレだけの使用ができるんじゃないかなと思っております。店舗の中の支障はないと思っておりますが、そこ辺も含め

まして再度答弁をお願いいたします。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 先ほど申し上げたとおりでございまして、58年にできたトイレがそのままになっているんですが、ティアラの部分は今の店舗のは先ほどからの話のとおりでございしますので、店舗内だから難しいということを聞いておりますが、再度話はしてみますけども、検討課題としていただきたいと思います。

○議長（波田 政和君） 8番、吉見優子君。

○議員（8番 吉見 優子君） じゃ、検討課題としてお願いいたします。

それとまた、今屋敷公園にしようと思ってあったところに、何か今、私もはっきり市長さんの声が聞き取りにくかったんですが、何かトイレをまたつくるちゅ、何か言われましたかね。そこはもう全く断念されたちゅことで理解しとっていいんでしょ、公園づくりは。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 便所が公園でないといかんということもないわけですが、公衆トイレが少ないということの結果がこういうことになるわけですから、公衆トイレの検討をせにゃいかなということでもあります。

○議長（波田 政和君） 8番、吉見優子君。

○議員（8番 吉見 優子君） じゃ、それはそれとしてよろしくをお願いいたします。

続きまして、まさかりドリームスのことなんですが、なぜ野球少年だけなのかということで、私もこの前質問しまして、今市長さんも言われましたように、同じ回答をいただいて、同じことをきょうもまた言われたわけですけども、数字をあらわして私もそのときは言いました。野球人口、そのときにしたときは第6番目でしたけれども、それはそれでいいといたしましても、野球だけじゃなくして、もう今市長さん言われましたように、ここの対馬出身でも素晴らしいお手本の先輩方がおられるわけですが、その方に来てもらって、やはりすれば子供たちは本当この対馬出身の方がそんな方がおられるのかとって、素晴らしい教育材料、一番身近な対馬出身ということで、目がそれこそ輝くんじゃないかと思います。

今言われましたように、バレーボールのオリンピック選手で大浦正文さんという方、皆さん記憶に新しいと思います。上対馬町の大浦出身でございまして、この方、ワールドカップ世界選手権とすごく素晴らしい経歴をお持ちの方でございます。この方たちをやはりバレー人口の方たちにこの方を呼んで指導してもらうこと自体もすばらしく子供の夢とロマン、希望が持てるんじゃないかと思います。少年野球だけが夢と希望とロマンを感じてるわけじゃありませんので、それはぜひとも勘違いされないようにお願いします。

それともう一つ、バスケットボールですけども、原田五月さん、これも皆さん新しいと思い

ます。バスケットボールでオリンピックアジア予選の日本主将、キャプテンを務められた方でございます。この方もまたお願いして指導を受ければ、またバスケットを習ってる子供たちの目は輝き、希望に燃えるんじゃないかと思います。そういうことを参考にさせていただいて、ぜひともこの今私が言いました方たちも島の方に呼んでいただいて、御指導を受けるような方法をとっていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 全くおっしゃってることは私が言ったことと一緒にございます。何も差別をするわけじゃないわけです。野球だけのことじゃないんですが、それだけ10何人の人がボランティアで仕事の合間を縫ってでも来てやろうということではしてるわけですから、そういうことがあれば、それはやぶさかじゃありませんって言ってるわけですからね。それをそのまさかりがどうだということは、それはおかしい。これは私は政策の一つとしてやってますから、それはまさにあれだけ14人、15人の先ほど言いましたように200勝2,000本安打という名球会入りするレベルの人らがあれだけ来てやってくれてる、そういうことに対してやっぱりそれぞれのバレーボールの人口もこうだよ、それは市民から聞きました。バスケットもこうだよ、サッカーもこうだよ聞きましたけど、そういう人がそういう情熱を持って、来てくれということで来て、形だけするんじゃないかなんではないですか。そういった人が今の村田兆治以下本当に情熱を持ってやってくれるなら、それはやぶさかじゃありませんよ。それは教育委員会の方ともよく話をしますが、もうあなた、せっかく皆さんから期待されてるのに、12月、この休みの日もそうですが、わざわざ東京からも来ましたが、もうせっかく我々離島の少年、特に対馬がということをして市長から言われるからやったんだけど、そんなに行って迷惑がられるんやったらやめようかということで、実はこれ何日の日やったか、休みの日は——12月1日か、そういうふうに新聞で見、議会で批判ばかりということで、そんな期待されん、歓迎されないところはもうやめようかという話で、今非常にそういうことで、そうするとやっぱり仁田、比田勝、ずっと豊玉の方もそうでしょうが、巖原まで野球教室で皆いろんな個人的なつながりをもって指導していただけてる、そういうところが、ああ残念だなと思うんですが、いろんな波紋が投げかけられてることも事実ですが、私はもうこれ考え方が違うんだなということで、この前申し上げたとおりであります。

以上です。

○議長（波田 政和君） 8番、吉見優子君。

○議員（8番 吉見 優子君） 今市長さんおっしゃった形だけとか、情熱がないとか、何でそんなこと（発言する者あり）なからないかん、同じようなことだと思います。そういうことを言われて、私この方たちに大変失礼な、私はこう大浦さんとか原田五月さんとか名前を上げて、大変

失礼な言い方だなと私自身すごく今怒っているんですけども、まあ、いいじゃないですか。そういうことで、またその後（発言する者あり）の答弁で言ってください。

ということで、このまさかりドリームスすべてボランティア、ボランティアと言っておられますけれども、800万から900万近くの予算が組んであるわけです、もちろん補助金も入っております。そういう中での球団でございまして、この球団というのは、日本、自治体が持っているのは対馬だったと思うんですけども、今でもそうでしょうか。発足当時のときはそういう市報で見たと思うんですけども、今もそうでしょうか。それと今までの、まだ言いたかったことがありましたら、どうぞ言ってください。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 言いたかったことがあれば非常に、あのね、言葉ていうのは非常に、自分の主観でこうだということになるとおかしくなりますね。私はまず前言を言います。村田兆治以下自分の勝率だけ離島の島を回って、島の青少年に夢や希望を抱かせたい、そして将来本当にいい社会人、またスポーツ人、スポーツ界を通してでもいいそういった社会の生活のできる人間にということでの、大いなる夢と希望、情熱を持ってした。だから同じように、バレーにしてもバスケットにしても、原田さんにしても大浦さんにしても、そういったことがあればいいんじゃないですか、そういったことがあればいいですよ、そんな人ないて私は一つも言ったことない。それが一つ。

それからもう一つ、今まさかりドリームスの話ですが、私はこれは市の広報にも大変な貢献もしてくれております。いろんな新聞、テレビに出るたびに対馬が対馬がということでの、対馬のアピールには大変な貢献をしてくれてると思っております。いろんな意味から私は価値があると思っておりますので、だから加えて申しますが、同じような情熱を持って、離島の青少年にバレーでもバスケットでもサッカーでも、そういう情熱と夢やロマンを持って接していただける人でしたらいいですよ、こう言ってるわけです。あの人らは思っていないとか、一言も言っておりません。そういうことだったら同じようにやりますよということを言ってる。教育委員会とも相談しますよ、あなた失礼なこと、もつてのほか、こっちが失礼なこと聞いたよ、それは。うそを言ってもらっちゃ困る。

○議長（波田 政和君） 8番、吉見優子君。

○議員（8番 吉見 優子君） 決してうそを言ってるわけじゃない。私が感じた（発言する者あり）ことですから、まあ、いいですか。（発言する者あり）だからそういう気持ちがあれば（発言する者あり）ぜひともこういう方たちも呼んでいただきたいと思います。（発言する者あり）そして、野球でも、巨人入りされた小島善博さんという方もおられますし、また阪急に入られました原田さんという方もおられますよ。そんな方もぜひともそのまさかりドリームスそのまま続

けられると思うなら、ぜひとも一緒に呼んでいただいてしていただくと言え、そういうことをされておればいいんですけれども、それと今一つ回答がありませんでしたが、まさかドリームス、自治体でそういう球団持ってるのは対馬だけでしょうか。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 対馬だけです。だから全国の自治体がうらやましがってると言ったとおりです。

先ほど言ったようにね、その間違っただけで言ってもらっちゃ困るじゃないですか。私は失礼なこと言いましたか、原田さん、大浦さんに対して。情熱がないとも言っていない、ロマンがないとも言っていない（発言する者あり）だからそれはあなたが感じたんじゃないですか。私は同じような、そういう、その夢とロマンと情熱を持って、子供の育成、指導にやっていただけるなら、同じようにすればいいじゃないですかと言って。持ってないとは一つも言ってない。大きな違い、それは。それは同じですか、私は言いましたか。

○議員（8番 吉見 優子君） 持ってあるならということ言えば、裏返せば持ってないかもしれないということになると違いますか（発言する者あり）私はそのようにとらえたから言ったわけでございます。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） そんなね、理屈の応酬じゃないじゃないですか。持ってあればそれでいいんじゃないですか。だれも持ってないと言ってないじゃないですか。（発言する者あり）そういう情熱とロマンを持ってあれば、そういった人がやはり同じようにここでしたいというなら私どもも話をしますよということですから、持ってないとは言っていない。裏返せば持ってないということじゃないですかといえ、それはへ理屈じゃないですか。

○議長（波田 政和君） 発言を許可してからお互いよろしくお願いしますね。8番、吉見優子君。

○議員（8番 吉見 優子君） 今、自治体でこういう市民球団を持ってない。持ってる場所は対馬だけということですが、今財政厳しいときからして、私はちょっとこれは、ちょっと疑問に思っておりますが、ちょっとそれと関連しますが、関連しませんね、関連しませんが、何とケーブルテレビがどんどん着工して完成に近づいておりますけれども、このときの例を一つ話してみますと、私たち、私総務文教常任委員会に所属させてもらっておりますが、その中に一般加入率とかインターネットの加入率の調査について付託されて審議した中で、どうにかこういう事業をするときは、机上の上ではプラスマイナスゼロというような形での提案がされてできるわけなんですけれども、美津島町ケーブルテレビを見たときに、今現在でも3,800万、4,000万近い年間の支出が、赤字体制が出ております。

そういう意味からして、大変そういうことが懸念されるので、どうかこの計画の中で節約でき

るものはないか、どうかということで私たち委員会の中で話し合った中で、この接続料に着目された議員の方がいらっしやいまして、それを聞いていただしていきますと、こういう質問を受けました。質問じゃない回答を受けました。

まず、市の計画は、この転送速度という速度のあらわし方、あらわす名前はメガビットとかいうことらしいんですが、当初市の計画では100メガビットこれが年間接続、プロバイダーの接続料としてNTTに払うのが年間8,880万円でした。それを、それはどういうことかと尋ねましたところが、これは高速道路に30メガ、今私たちがその審議した結果30メガビットに落ち着いたんですけれども、じゃ、その30メガビットとはどういうものかということを探ねてみたら、高速道路を超スピードで通るような速度だと。まず、それから、50から60以上メガビットにすると、新幹線が通ってるような速さだと。そして、市が提案されておりました100メガビットはどういう速さなのかと聞いてみますと、月にロケットで行くような速さだと（発言する者あり）、日本ではまだこういうのはしてないという話でした。そして、1時間の映画をダビングしますと、その30メガビットでは大体6分間ぐらいかかると、50から60は4分間、100メガビットにすると6秒でできると。そういう聞いただけで、超スピードの日本でもないということでしたので、そういうことが初めから計画されておったわけでございます。

私はこれをなぜこのように引き出したかと言いますと、まさかりドリームスが自治体でどこも自治体が持ってない、これは日本一でございます。また、これはこの総務委員会で検討されなければ、これも日本一なんです。これは私たち対馬で今第二の夕張になろうかというときに、こういう日本一というのはどうかと思ひまして、分相応の背丈以上な背伸びをする全く必要はないと思っております。

そういう意味で、市長も今度の予算編成で各部署に2割縮減のカットの予算編成をしてくれということで指示されてるようでございますが、そんなこと、そこまでされているのに、我が選挙公約とはいえども、このまさかり市民球団をこういう状態だから今まで3年、4年ちょっとしてきたから、こういう状態なので、みんなと、市民みんなで痛みを分かち合おうという市長の常に言葉発せられますが、そのようなことを発せられるときに、まさかりドリームスちょっと保留して、ちょっと休憩して、また次にできるようなことがあればしようかなという、そういう姿勢が私は欲しいんです。そして市民の方もそうだと思っております。そこ辺をぜひとも市長の気持ちなりを聞きながら、市民の方が納得されるような回答をぜひともお願いしたいと思います。私はあくまでも、常に市民みんなで痛みを分かち合おうという、常に市長の言葉を聞きますので、じゃ、自分もこういうことを思ってるけど、自分もこういうことを身を切って節約、市民と痛みを分かち合うからみんなで頑張りましょうねというこの言葉を、その姿勢がぜひとももらいたいと思ひますがいかがでしょうか。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 余り無理なこじつけのようであって私もよくわからないんですが、まず基本的に100メガビット、50、80、30というね、これはそれぞれの目的のもとにやったんですが、皆さんの合意を得るためには30メガビットだったらいいよと、これだけなるよということだからそういうふうになったんですが、全部100メガの場合はどうだ、80メガの場合はどうだ、50メガ、30メガと、これはいろんな容量のことを言うんですから、やっぱりそれだけの出力もありますし、今言われたように人工衛星飛ぶとか新幹線だとか、それはわかりやすく極論で説明をしたと思いますが、例えば今税関のいろんな取り締まりのもとで監視カメラを使わせてくれてきてます。これも容量が足りなくて、それは無理ですと、するなら自分らで引いてくださいと、こう言っております。あるいは密漁防止の今度新しく2つ、3つできるこういったものもあります。たくさんいろんなことができるような容量をやってるわけございまして、30メガビットだったらNTT回線、この海底の通ってるこの分が安くなる、そういったことでやったんですが、御承知のとおり、静止画像、動画、いろいろあるんでしょうけども、遅くなってきましたとついつい今からビジネスの中ではそういったものがおくれをとります。だからできるだけいろんな観点でやろうということで選択を皆さんの話もあったからそうしたということで、幾つも想定をしてたということです。

それから、財政再建もちろんそうですが、痛みを分かち合ってくださいと、お互い利害に関することを痛みを分かち合ってくださいと言ってるんですが、それはそうしていくと一つの家庭と変わらないわけですから、どうしようもない家計の中で、やはり将来に向かっての例えば160万2,000、日本一市の国からの借金が多いということで、これはこの通りであります。30億しか税収のないところに人件費は70何億、あるいはその他物件いろいろ入れますと大変な金額です、やれるはずがないわけですから。しかしそういった中でも道路も必要、港湾も漁港も圃場整備も学校もということで、そういう有利な国の起債をして本土と余り引けの、遜色のないような基盤整備ができてきたということは、今までの6町が借金をしながらでもそういったことを将来に向かってやってきたわけでありまして、で、今そのツケが回っておるから、私どもそれを苦勞してるわけございまして、それは当然合併後の市長としてすべきことでありまして、それは当然だと思っております。

しかし、ここでまた次なることも、ここで終わるわけじゃないんですから、やはり家庭でも子供が非行にならないように、子供に夢や希望を持って、子供をまた完全として次の社会に巣立っていくように家庭は家庭で学校にもやります山も売ります、あるいは畑も売って学校を出してきた家庭もあるでしょう。そういう中でそれぞれまた新しい展開が開けていくわけですから、一つの家計のやりくりの中で政策を打ちたてつつ、そして財源を考えながら、家計繰りをしてる一つ

も変わらないわけですから、それは4年間フリーハンドでおまえに任せるよという結果が政策決定をしてるわけですので、その批判は甘んじて私は受けなければならないと思っております。それがよく言えばリーダーシップ、悪く言えばワンマンということになるかもしれませんが、それがなければとてもこの難局を乗り切ることはできないと私は自負をいたしております。したがって、意見は意見としてお聞きしておきます。

以上です。

○議長（波田 政和君） 8番、吉見優子君。

○議員（8番 吉見 優子君） ごみ、粗大ごみの関係で600万ぐらいかかるということで、またこれ市民の方がこの600万で粗大ごみの心配をしなくて済む、これは、この金額は大体まさかりドリームスと同じ金額だということ。

それとまだ逆に、今、来年の3月2日に選挙がありますが、その結果続投されるかどうかもちろんだれもわからないことですが、もし続投されるとなるときには、このやはり痛みを分かち合うという観点からのまさかりドリームス継続されていかれるつもりでしょうか、お伺いいたします。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 仮定の話に答えることは要らないと思います。どうなるかわかんことを今話してもせんないことであります。しかし、やはりこの600万まさかりかかるから、この600万粗大ごみいいじゃないかと、これもそれがなかったらできるじゃないかという理論と思います。あるいはこの前、久田のブランコができるじゃないかとかありました。私は非常になるほどその点もあるなと思いましたが、当然それはまた別問題だと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。3月2日後のことは神のみぞ知ることですので、仮定に対しては、仮定の話ですから、そうしたときはどうなりますかと、それは御遠慮させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（波田 政和君） 8番、吉見優子君。

○議員（8番 吉見 優子君） もう時間もなくなりましたので、今言いましたように、対馬からはいろいろなスポーツ関係の人材の方もいらっしゃいますので、野球に限らず、そういう点も考えていただきまして、次続投となれば、そういうことも踏まえてよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（波田 政和君） これで、8番議員の質問が終わりました。

.....

○議長（波田 政和君） 暫時休憩します。開会は14時から、よろしくお願いします。

午後1時49分休憩

.....

午後2時00分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

次に、9番、糸瀬一彦君。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） 皆さんこんにちは。大分眠くなってきよりますが、少し気合を入れて今からお尋ねをしていきたいと思います。

私も質問台に立つのは、もしかしたら市長に対していろいろ議論をするのは今回が最後かもわかりません。通告は一応通告をしておりますけど、通告以前に私も市民に対し、また市長も市民に対し、お互いに冷静に4年間を振り返ってみたいと思いますので、多少辛口になるかもわかりません。また、午前中質問に立たれました武本議員と重複する点が私にしてみれば多いなと思うところもありますけど、おつき合いのほどをよろしく。

本来の質問に入ります前に、来春は市長選挙でありますので、多分今回が最後かなと思っております。少しお互いに就任以来反省をしてみたいと思います。少し時間をいただき、おつき合いを市長にも、また多いに反省し思い起こしていただきたいと思います。

平成16年度、当時90人の議会でした。いわゆる三位一体の改革の名のもと、平成の大合併で全国の離島、過疎地の中でも早目の合併をした対馬市でありました。当初暫定的な執行体制でしたが、市長選挙が行われ、松村市長の誕生を見たのであります。私はそのとき是は是、非は非ということで、市長も思い起こされれば、よいことには協力しましょうという話もしました。

翌17年には90人体制から26人体制の市議会議員が誕生いたしました。その間、市長の権限が強大になり、毎回の議会では公共工事のいわゆる指名競争入札に関する上県、上対馬方式、これが通常の通常化するような議会で、そんな思いがいたします。

最後は、ついに廣田助役以下部課長、市議、業者の逮捕劇に発展いたしました。市議会は、市長の責任を追及するも、3人の助役はやめ、市長の報酬8割減俸で終結したような気がします。

一方、市議会も乱れ、市民の信用失墜、合併に期待を膨らませた市民の期待はみごとに破れ、時間が経過するにつれて失望と変わっていきました。今ではどこでも市民は合併してよいことなし、島民の合言葉になってしまいました。実に残念の一言であります。

一方、行政改革の中で、残ったのは顔の見えない住民サービス、当初の住民サービスは低下いたしませんと私も耳にたこができるぐらい米田教育長から聞かされました。本当に本庁に行かないとできません。予算がありませんというのが現場の声であります。余りにも合併に対する期待と結果の格差が大き過ぎた気がいたしております。決して市長だけの責任とは私は言いません。我々議会にも大いに責任があると思っております。なぜなら、住民の代弁者であります我々がチ

ェック機能でもある議会が十分な権能を果たし得なかった点が反省させられます。いずれにしても、私に言わせると、3人の助役は1人もいないと、市長の責任は本当に大きいと厳しいながらも思っております。これが私の4年間の反省であります。

それでは、通告に従いまして、私も市長の方にお尋ねしていきたいと思います。

今回は、国県道の整備拡充について通告をいたしておりました。特に、国道382号線90.6キロメートル、主要地方道6路線174.6キロメートル、一般県道9路線78.5キロメートル、合計343.7キロメートル、その中で国道382号線の90.6キロメートルの改修率はたしか77%だと理解をしております。

次に、私は先ほども言いましたように、主要地方道上対馬豊玉線47キロメートルの2路線について絞って質問をいたします。

おかげさまで国道382号線の改良では、佐須奈隧道前後が見事に改良され、引き続き河内区までの延長も発注の運びになったそうであります。ところで、御嶽隧道、瀬田隧道の進捗状況と供用開始の時期についてであります、トンネル工事開始以来随分な年数が経過いたしました、我々住民にその見通しがはっきりいたしません。この点を明確にお知らせ願います。

次に、お尋ねいたします。上県町内、いわゆる佐須奈地区でございますが、私は上対馬町出身ですので、市内のことについては1回も承知をしておりません。そこで、上県支所長に質問前に尋ねましたが、引き継ぎを受けてないとのことでしたので、市として県に対する要望書なり計画書なりあるのでしょうか。それともないのでしょうか。これをお答え願いたいと思います。

次に、同じ382ですけど、大地から峠までの計画はいつごろかとか、いわゆる残り23%の改良残についてどのように具体的に話し合いが県当局とされているのか、できているのか、今回県の具体的な計画を答弁をお願いしたいと思います。

次に、主要地方道上対馬豊玉線について、いわゆる東沿岸道路についてお尋ねをいたします。浦底から芦見までは一部櫛千尋藻間を残し快適になりました。また、今回城岳トンネルが開通すると琴まで延長されます。このトンネルは上対馬町民の長年の悲願でありましたが、やっとそのめどが立ち安心いたしております。この供用開始はいつごろか。

次に、琴舟志間についてお尋ねいたします。既設の横坂線、今もみじ街道です。それとも堂坂線なのか新たな路線で計画がしてあるのか、旧町時代検討を論議をした意向が生きているのか、旧町道との振りかえです。先日の市政報告会の中で少し質問に対して答弁してありましたが、どうなるのか具体的にお知らせください。私の考え方からするなら、対馬地方局長、また上県土木所長、両者ともに言われることは、要望するようであれば、用地が何より問題だという御指導がありました。私が今382と主要地方道に質問いたしましたけど、この点を回答をお願いいたします。

それから次に、行政改革について質問、通告しておりましたけど、これは午前中から話があったので、簡単にやりたいと思っております。もし私の数字が間違いであれば御指摘願っても構いません。たしか先ほど吉見議員も言うておりましたけど、20年度は20%減で要求をなさいというような話だったそうです。考えてみますと、17年度が10%、18年度が20%、19年度が10%減、来年は20%減と、こういうことで財政当局からたしか予算要求の申し入れが、強いて言うなら命令といいましょうか、そういうことを踏まえた上で予算要求をしてくださいとのことですけど、そういうことでいいんでしょうか。私の考えからするなら、いわゆる住民サービスに対する教育費、福祉、高齢者対策、このようなものに少し厳しい結果が出るんでないかと思しますので詳しくお示ください。

それから人員削減、いわゆる行革ですけど、人の面は193人ぐらい減員できたんですね。人件費の面では4億1,900万ぐらいですか。職員給としては2億5,500万、それから平成22年の4月の見込みとしては633人、このようなことで理解をしいいんでしょうか。

それから最後になりましたが、滞納税のことにについて、もう既に三山議員の方からも質問があったので、私はこの件については、いわゆる普通税は別にしまして、目的税だけについて国民健康保険税についてだけ簡単に触れたいと思います。

平成16年度6億1,700万円の滞納、18年度は7億3,000万円、こういう実態を見る上で、まず最近の世の中は不景気になりまして一次産業、二次産業、原油の価格高騰、こういう状況の中で、善良なる納税者はまずは税金を払ってからと、こういう善良な納税者と滞納を考えますと、もう少し努力をしてほしいと。三山議員に対し、滞納処分の実施、県の徴収職員のOBの囑託利用とか納税意識の向上とか、差し押さえとか、このような答弁があったので、詳しく、さらりと流されても結構ですけど、その意は十分くんでいただきたいと思います。

以上、後は一問一答でいきたいと思います。どうぞ市長よろしく。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 財政の状況は先ほども武本議員とのお話ししたとおりでございますが、16年に合併したときに641億の起債残がありました。それが19年度、見込みで約41億は減ったと思います。大体597億になろうかと思います。

それから、そうですね。交付税も少なくなってるんですが、今まで地方債が発行の方が多かったんですが、62億円です。19年度は36億円ぐらいの60億から発行で済むようになりまして、まあまあ中期財政計画にのっとった形での、その中での政策経費をいろいろ使ってるということで、また後でこのことはよく話します。

それから、国道整備が先でしたから国道から言いますと、糸瀬議員の整備拡充ですが、幹線道路網に絞ってお尋ねをいただいたですね、382号線90.6キロ。主要地方道上対馬豊玉線、

この2路線についてですね、主にですね。

これは国県道の整備拡充を図る中で、対馬を縦貫する国道382号、御嶽トンネル、瀬田トンネルの進捗状況と、この両トンネルを含めました堂坂工区の供用開始はいつになるのかということでしたが、これは佐須奈地内と仁田川の峠を含めた大地付近の具体的な計画はどのような要望をしてあるのかとの質問でもあります。

まず、国道382号堂坂工区の進捗状況と供用開始時期について御答弁いたします。堂坂工区の御嶽トンネル1,200メートルは来年7月貫通予定であります。

それから、瀬田トンネルの166メートルは5月貫通を目指し、両トンネル間の改良も含めました堂坂工区は平成21年3月末までには供用開始をする方向で今やって努力をしていってると、こういうことでございます。

次に、佐須奈地内と大地の具体的な計画はどのような要望がしてあるのかとの御質問でございましたが、私どものこの対馬市といたしましては、常々国道整備と県道整備は別枠との考え方で県に要望しているところであります。これまで佐須奈地外の開発整備につきましては、旧上県町時代に平成7年、14年と、2回にわたり佐須奈地区開発基本構想計画書等が策定をされまして、市街地の現国道を中心にまちづくりに必要な生活環境を踏まえた整備計画の検討がなされております。県におきましても、国県道の現状を把握されている中、早急な整備の必要性は御理解をいただいております。対馬市といたしましても、佐須奈地区、大地地区の整備は国道382号の中でも重点工区と認識いたしまして、今後もこの事業計画を参考に、関係地域の皆さまとともに要望を今重ねているところであります。

次に、主要地方道上対馬豊玉線の改良による城岳トンネルの進捗状況と供用開始の時期について、琴舟志間の改良工事の計画は既設県道線なのか堂坂線なのか、あるいは新しい路線計画があるのかないのかと、県に対する要望はどうなっているのかとの質問もありましたが、まず、城岳トンネルの進捗状況でございますが、延長640メートルの半分強、今360メートル掘削されておりまして、来年3月貫通予定です。城岳トンネルを含めた供用開始は平成22年3月末を目指しているということで御理解を賜りたいと思います。

次に、琴舟志間の改良整備は県道か市道堂坂線かの質問であります。これもございましたが、県道整備は地域に果たす役割と必要性にかんがみますと、常々県に対しまして要望しているところでございますが、御質問の主要地方道上対馬豊玉線の琴舟志間は、舟志、琴地区からの要望とともに、県にも要望いたしているところであります。御承知のとおり、この区間はまれにみる紅葉の群生地でございますし、秋の紅葉時には舟志川の水面に映えるさまていうのは本当にみじ街道の名にふさわしい圧巻であります。私どもが後世に残さなければならない財産であろうかと思っております。この区間の整備につきましても、県は整備の必要性は理解していただいているわ

けですが、このような状況の中で、現道改良か新しい路線を計画するのか、市道堂坂線改良計画も含め、現時点ではまだ法線決定されておられません。今後地域の皆様方や県と協議しながら、整備計画を推進したいと考えておりますので、なお一層の御理解と御協力を賜りたいと思っております。

それから、行政改革については、あと一問一答でよろしいですかね、先ほどちょっと申し上げましたが。大体そうですね、641億あったのを597億になっておりまして、人件費もそうですね、60億を切るときがもう近づいております。

それから、地方債の決算、これも後で言いましょう。

それで、後は行政改革ですか。これは糸瀬議員の言われるとおり平成18年度末の一般会計の——これはいいか、行財政は。

予定どおり実施されているのかということですが、（発言する者あり）そうされますか。17年の11月に行財政改革大綱を策定いたしまして、それを実施していく上での具体的な目標や行動プランを定めた実施計画を平成18年3月に策定をいたしております。その計画に基づいた改革に今取り組んでいます。具体的な取り組み状況といたしましては、新しい時代に対応した組織運営として、市民協働の取り組みや職員などの定数見直し、あるいは安定した財政運営として成果重視の予算編成や中期財政計画によります財政運営の実施、効率的な予算の執行に取り組んでまいりたいと思っております。

そういった中で、効率的で効果的な事務事業の推進として、補助金、負担金の見直し、公共施設の管理見直し等に取り組んでおります。厳しい雇用情勢、経済情勢を反映いたしまして、目標とする数値に達しておりません、この税收確保がです。保険料の未収対策、今後これらの収納対策にも取り組んで、積極的にいかなければならないと思っております。

収入未済額の根本的徴収努力についてですが、これはもう先ほど三山議員からの話がありましたが、これもまた税金の方で具体的な話で答弁にかえさせていただきたいと思います。

○議長（波田 政和君） 9番、糸瀬一彦君。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） 御嶽隧道、瀬田隧道については、来年の7月、さらに5月ということで、21年の3月が供用開始ということで、これは間違いはないわけですね。

それから、上県町内、いわゆる佐須奈地区の地区内の計画路線、これは国道を踏まえてというような説明でしたけど、基本的には国道を踏まえたということでしょうか。私が聞き及んでおるのは、何か3路線ぐらいあったそうですけど、私はそれから先は全然承知をしておりませんので、県との詳しい陳情でもいいですし、要望でもあるようであれば、詳しく何年ぐらいに計画路線を決定をして、そして用地の交渉に入るとか、また大地から峠までの改良については、どのような計画で県と話がしてあるのか、こちら辺を私もお尋ねしたいわけです。

これは市長も記憶にあると思いますけど、私は合併当時に国道のスピードの改良とかいろんな思いで合併の条件であってもいいじゃないかということを質問したこと記憶にあらうと思います。先ほど言いましたように上県隧道、いわゆる佐須奈トンネルの前後は見事に改良ができました。多分、河内までは来春ぐらいには開通するであらうと思います。そうなってくると、どうしても残るのが上県町地内、このことについて詳しくわかる範囲で答弁を願いたいと思います。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） この法線がまだ確定してないんですが、佐須奈の町中を通るのか、あるいはグラウンドの方を通るのか、いろんな今までも議論がなされたと思いますが、詳しいことは統括監の方から……

○議長（波田 政和君） 統括監、清水達明君。

○統括監（清水 達明君） 私の方からお答えいたしますが、佐須奈地区のまちづくり計画、あるいはそれに伴う国道の改良につきましては、合併以降数回の地元との陳情を重ねております。その中でどうなっているのかと、今後の予定はということでございますが、県の方といたしましては、大地地区のトンネルの決定をまず先にするというような考え方が強いようでした。

その次に、町中の方を考えていくというような考え方が強いようでしたが、まだ現在に至っても工区の決定がなされておられません。そういうことで、どういうルートを通るのか、あるいはいつごろから着工するのかということも、工区の決定がなされておられませんので、現在はまだ未定という状況でございますが、地元地区では、地元からも先ほど冒頭言いましたように、陳情を市と一緒に重ねておるという状況でございます。

○議長（波田 政和君） 9番、糸瀬一彦君。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） もう私が言わなくてもわかりますように、市長はただ一人ですから、何とか、もとは6市長がおりましたので、陳情事で多少なりとも掌握ができておりましたけど、今統括が言いますように、陳情は受けたということですけど、我々、市長がいつも言われるように情報を共有、できれば共有したい、何年ごろにはこういう見込みで陳情が来ておるから、財政的に今厳しいから、私そういう面で前向きな話を陳情は再三受けておるということですけど、いつごろ、例えば来年か再来年には路線を決定してとか、そんな話が来てるもんかと思ってお尋ねしよるわけですけど、どうですか、統括。

○議長（波田 政和君） 統括監、清水達明君。

○統括監（清水 達明君） 先ほども申し上げましたが、少し言葉足らずだったかと思いますが、地元と市役所、私どもと一緒に地味局の方に陳情をいたしております。その結果が先ほど言いましたように、まだ工区の設定がされておられませんので、どのルートを通る、どこまでやる、いつごろやるというような回答はいただいていないと。ただ、陳情の中では早期着工ということ

で要望いたしておりますし、今後とも地元と一緒に頑張って要望をしていくという考え方でございます。

○議長（波田 政和君） 9番、糸瀬一彦君。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） 市長、私は市内は非常に難しいんじゃないかと私は思っておるわけです。それからすると、大地から峠までも、あの路線については陸橋でも飛ばすと私は早目に改良できるではなかろうかと、そんな思いを持っておるんですけど、そこら辺は地元の陳情の中にあつたのかなかったのか、先ほど大地地区のトンネルを優先にという統括の答弁でしたけど、これはどうでしょうか。

○議長（波田 政和君） 統括監、清水達明君。

○統括監（清水 達明君） 陸橋という考え方は現在までは出ておりません。私どもについても、地方局の方にしても、まだ地方局の方では先ほども言いましたように工区設定という前段での調査はあつたかとは思いますが、陸橋という言葉は、あるいは考え方というものは出ていないようであります。

○議長（波田 政和君） 9番、糸瀬一彦君。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） 清水統括監、私は素人ですけど、あの間はもう今なら陸橋ぐらい飛ばしてもいいんじゃないかという思いを持ってるんですけど、少し計画を変えて、私は陸橋でも要望してもいいんじゃないかという思いを持ってるんですけど、市長そこら辺は国道と県道は、国県の工事費を引き出して少しでも上の方に、上の方の距離を引きつけると、地方に引きつけると、そんな思いで熱い思いを私汗かきながらやりよりますので、ちょっと答弁ください。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 今糸瀬議員冒頭話もありましたように、合併時、上下のこの距離を90分構想ということでお話しもされたようです。まあまあ、それに近づきつつありますが、大分改良できてきましたけども、今の大地地区からも路線、佐須奈の地内を通るのかどうするのか、幾つも考え方があるようですので、今糸瀬議員のおっしゃった陸橋ていうのも、やっぱり論議の一つにもなるでしょうし、そういったものを皆さんでよくね、そこは私どもが主体になるわけじゃないんですが、そういったものを地元の要望としても、これはそれなりに検討していったらいいんじゃないかと思います。しかし、路線決定はあくまでも県がいたしますが、いろんな考えがあつてもいいと思いますので、その陸橋も一つの考え方かなと思っております。いろんなまだそこまで行っていないんですが、いろんな思い、考え方、手法がありましようから、そういうもので、どこからどうした方が一番切り口がいいのか、取り込みやすいのか、そういったこともよく論議もし、検討をしていくべきだと思っております。

それから、その陸橋も一つの選択肢の一つとして検討したらいいんじゃないでしょうか。

○議長（波田 政和君） 9番、糸瀬一彦君。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） もうちょっと統括、私の切なる訴えを聞いてください。あそこは高校の通学路なんですよ、通学路なんです。もう今は5時10分ぐらいになると日は落ちます。私は大浦ですから、上対馬高校の地元ですから、時より日が落ちて比田勝に行くと、高校の前に車が何だろうかと思って見ると、高校生の帰りを迎えに来てあるんです。あくまでも仁田、女連、あんな遠くから来るわけですから、何とか優先順位を上げて、来年でも何とか県の方に箇所づけでも路線でも何とかならんかと、そのような訴え方をぜひお願いをしたいと思いますが、優先順位を一番につけるわけにいきませんか。

○議長（波田 政和君） 統括監、清水達明君。

○統括監（清水 達明君） 優先順位についてはいろいろあろうかと思いますが、国道、それから主要地方道、県道ございますので、そういう中で市といたしましては検討をしていくということにいたしております。

今、糸瀬議員がおっしゃられたように、最も重要な工区であると、早急にやっていただきたいということは常々地方局に対しても申し上げております。

○議長（波田 政和君） 9番、糸瀬一彦君。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） 佐須奈地区内と、それから御嶽、大地、そこら辺は、市長、私がお願いするのは、いわゆる上五島の方の高校の閉鎖もありましたし、上にとっては、上高の存続は大変重要な問題なんです。やはり再三再四交通費の補助を、通学費の補助をという話をしましたけど、3校を同等に扱わないといかないというような話がありましたから、危機的状況にあることを踏まえて、ひとつ部内で、庁舎内で検討される場合には、あの箇所を第一優先にしてください。これは私からのお願いです。よろしくお願いします。

次に、ちょっと市長の考え方を。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 第一優先順位にせていうことでお聞き預かっておきたいと思います。熱い熱意があるということは聞き預かっておきたいと思います。ここで、これを優先順位にしますということは、これは私も要望の段階での話だろうと思いますが、よく大事な路線になることはもうよく認識いたしておりますので、大体大事なものであれば優先順位は高いと思っておりますから、そういうことで御理解賜りたいと思います。

○議長（波田 政和君） 9番、糸瀬一彦君。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） 次に、主要地方道上対馬豊玉線について答弁もいただきましたけど、城岳トンネルが640メートルで360メートルが現在、360メートルで言っちゃったかな、それぐらいが既にできておるということで、来年の3月に開通はするんでしょうね。そして

供用開始は22年開始ということでしたから、そうすると、琴まで通じないと次の計画はどうな
んですか。先ほど答弁がちょっとあっておりましたけど、琴舟志間については現道、県道を改良
するのか、堂坂線と振りかえて計画を上げるのか、それともまん中辺新しい路線を検討するか、
そこら辺はどうなんでしょうか。

○議長（波田 政和君） 建設部長、川上司君。

○建設部長（川上 司君） 城岳トンネルに伴いますこの工区が完成いたしますと、これに伴い
ます工区の工区設定として、一応今言われております工区を検討するようなことは聞いておりま
す。

それで、どの路線にするかということにつきましては、また今後地区の皆さんと協議して決定
ということで、現段階では決まっておきませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（波田 政和君） 9番、糸瀬一彦君。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） 私が聞き及んでおることは、琴舟志間、もし市長、お許しが得ら
れるようであれば教育長の方に聞いてもよろこびますか。琴舟志間については、18年の9月
25日、これは川上部長は承知してないんですかね。舟志区、琴区の連盟による要望書が提出さ
れてあるということだったんですけど、この前市政報告会の中では教育長の話であれば、ある程
度路線が確定したような約束があつたような話を私聞きましたけど、あれはどうですか。

○議長（波田 政和君） 教育長、米田幸人君。

○教育長（米田 幸人君） お答えいたします。今の城岳トンネルをやっています。琴芦見間、こ
れ多分平成13年ごろ工区設定をされて、その後今整備をされてるんですが、そのとき琴芦見が
済むと次は上対馬豊玉線は比田勝の三叉路から豊玉の浦底までですので、その中で基本的に改良
をされてないのは琴舟志間になるんです。そういう意味で琴舟志間というような話はいただいて
おります。ただ御承知のとおり、財政状況は非常に厳しゅうなっております。その関係で公共事
業も減になってるというようなことで、現在の状況は全く私承知いたしておりません。

ただ、路線につきましては、御承知のとおりもみじ街道、これについては舟志区の皆さん方が
これを残したいというような熱意のもとで祭りもされ、そして植栽もされてきてるんです。です
から、そういうことで、今もみじ街道の部分については、やっぱり改良ということは、その当時
の県の考え方はやっぱりすべきでないということで、実は上対馬町時代に舟志の神社から改良し
てますね。あれは県道規格で、県の方の要望で県道規格で改良されております。ですから、基本
的には、その当時の県の考え方は、あすこを県道通りたいというような、もみじ街道じゃなくし
て今の市道、昔の町道を通りたいというようなことで話を聞いております。

○議長（波田 政和君） 9番、糸瀬一彦君。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） 市長、今お聞きのとおりですので、ぜひお互いの申し合わせ事項

といいましょうか、そういうことを踏まえた上で私も堂坂が出たらという思いを持っておりますので、何とかその堂坂線の改良と振りかえて、振りかえです。いわゆる県道と市道の振りかえと、こうすることで進めさせていただきたいと思いますので、ひとつ県の方とよくよく相談をしていただきたいと、このようにお願いをしておきます。

それから、行革について少しだけ。私も当初予算のときは予算委員会委員長をしておりまして、少し公債残が減ったなど、５８０億ぐらいになるかと思って、この決算を見ますと６２１億か、資料によっては６２９とか（発言する者あり）そういう状態で、私にしてみれば、いわゆる基金もきょう説明があったように、今１８億ぐらいやから何とかなるかなという思いも持っていますけど、もうぎりぎりですっときとるわけです。それで私がいつぞや、市長、いい市長になるためには支所長に少しは金をやって、いい市長だと言われるようなことをどうですかと言うた覚えが記憶があると思います。私は悪いこと言うたらんとです。ああ、いいことを言ったんですけど。ところが今支所に行く、ちょっと待ってくれと、支所長は余りはらかかんようにしてくださいよ。本庁に聞かんとうわらないと、これがですね、これが窓口では困るわけです。特に上対馬、上県は非常に距離がある。それは向こうに行ってくださいと、１回ぐらい言ったかどうか知りませんが、我々にはそういうことが聞こえてくるから、午前中武本議員も言いましたように、支所長に何ぼのもんかを持たせて、あなたのかわりにてきぱきとやれるぐらいのことを任せてみたらどうでしょうか。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） まず、公債費でありますけども、起債、借金の残高です。言われるように、１６年度は６４１億合併したときはあったわけです、借金が。これはもう御承知のとおりです。この１９年度末には恐らく５９７億円になると思います。約４４億少なくなります、１６年から比べたら。そこまでやってるので、その間は言われたように基金を崩し、また積み戻し崩し、積み戻し崩しでここまできてるわけですから、あと２２年以降になりますと、これは非常に、そうですね、大分下がってくると思います。２２年以降は２０億、３０億少なくなっていくますから、それからですね。だから、２０年、２１年、問題は来年と再来年をどうするかにかかっておりますので、これを何とかクリアしたいということで、この前から総務部長が言っておりますように、いろいろ繰り上げ償還の問題いろんなこと、国の方も大体全国の８０％が１８％超えようといったしております。地方ではですよ、全国ね。だから長崎県だけが最初もきょう言いましたように１８％を超えておりませんと、だけどさっき言いました１７．９、１７．８、１７．６、１７．４というふうに、もう超える寸前ですから全国一緒ですが、そういったことで恐らく今私もいろんな総務部長を初め各市長会でもそうですが、今のこういう三位一体改革、こうした状況の中で１８％いかなものか、２０％財政再建いかなものかということで、これがまもな

く20とか25になるんじゃないかと思っております。だからおっつけそういう話が出てくるんじゃないかと思しますので、財源的にはそういったものをやりながら、給料も人件費にいたしましても、これはずっと50、60億を切るときがもう間もなくだろうと思います。いずれにしても中期財政計画にのっとなって、それにのっとなってやってるんですが、大体私どもの目標以上に進んでいくと思っております。

それから、その支所の問題ですが、支所長というのが部長で皆おりますけれども、政策も財務も建設部も全部はできませんので、そここのところはシステムがそういうシステムにはしておりますので、今の意見は意見としてお聞きしておきたいと思いますが、窓口にやっぱり一本化して住民の皆さんにはかえって不便をかけない、むしろ住民サービスがよくなるようなという形、窓口業務です。あっち行け、こっち行けではなしに、そこで待っておられると、すべてでき上がりました。はい、どうぞ。そこまでいくように今いろんなもう少し何とか考えようということによっておりますので、それは御理解賜りたいと思います。

○議長（波田 政和君） 9番、糸瀬一彦君。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） 相も変わらずちょっと残り少ないけど前向きにどうですか。何とか支所長に権限は委任しますよとか、それから意欲的に600人が働くように、私は市長に期待したのは、トップダウンじゃなくてボトムアップでやってくれんかということをいつぞや言うたと思いますよ。そしたら、募集方式でやるから、非常に皆さんの意欲をかき立てて、職員から上げてきたことについては真剣に考えるような話をされたわけですけど、今みたいに20%カット、10%カットでは、ないそでは振れないけど、少しでも意欲的に職員が働けるような、そういう雰囲気をつくっていただきたいと、これは私からの要望で、午前中武本議員も言いましたけど、最終的にはやっぱり職員600人がやる気にならんと、この財政赤字、赤字とは言いませんけど、厳しい中では乗り切れませんよ、乗り切れません。そして市民の信用を回復するためにもお互いに努力していかんやいかんと私は思ってます。

それから、余り時間ないですけど、少し滞納税のことについて先ほど言いましたように、午前中からいろいろ答弁がしてありますからさらりと流しますけど、本当にその日その日、日金を稼ぐことに厳しいきょうこのごろですから、真剣に税金をまず第一に払ってから、そして我が家のことは次にしようというような思いで、その日その日過ごしてありますので、真剣にこの滞納、滞納税ですか、これに対する取り組みについてはもう1回市長の気持ちを。結構です、決意だけで結構です。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 御承知のとおり、行財政改革、その基本指針、方針にのっとなって進めるわけでございますので、先ほど来いろんな話があっておりますが、公約を守ることも市長の役

割でございます。財政再建をしましょうということでございますので、そういった点で2割カット、1割カットとシーリングを引く、そういった中で取捨選択をしていくわけですが、御承知のとりの状況ですから、皆さんにはいろいろ熟知たるものがあるかと思いますが、これは今懸命に全職員がやってるはずでございますので、御理解を賜りたいと思います。

それから、滞納につきましては、これはやっぱり先ほどから申しておりますように、一人は万人のために、万人は一人のためにというのが、これはもうそういうことでいきますと税の認識、意識というものを不平等にならないように、正直者がばかを見る税制にならないようにしなければいけないので、そういった点については、先ほど斉藤部長から話がありましたように、県の併任事例という形で一緒になってやっていくようにいたしております。

それから、滞納処分については、やっぱり時効中断をいかにやるかということが大事だと思っておりますので、時効が来たからという、そういうことにならないように、時効中断、請求書だけ書けば時効じゃない、そこに1,000円でも2,000円でもいただく、そして私の今、税の残りはこれだけですよという確認をして始めて時効中断ができるんですから、そのことも十分考えながらやっておりますので、今御指摘のように、本当に効果が出るようにもう一踏ん張り努力を皆さんにしていくようやってみようと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（波田 政和君） 9番、糸瀬一彦君。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） いろいろ切々とお願いをしてきましたけど、私も一つだけ忘れておりました。市長、斎場の建設については私本当にこの厳しい中に位置づけをさせてもらって、取りつけ道路をことしやるということですから、これは上県、上対馬両町、上県郡の住民として、本当にありがたいと思っております。

それから、私はもう1回来春でも質問できればいいですけど、できませんが、上対馬の旧庁舎の解体はどうですか。これだけ1点、最後にイエスかノーか、一つだけお願いしてみたいと思いますが。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 皆さん最後の質問になるかわからないがということで、私の余り当選は期待されてないかと（発言する者あり）いやいや、それはいいですから。まあまあ、ジョーク。そういうことで、その上対馬のことはどうかということですが、これまた早くやらないかんと思っております。だから優先順位がおくれておりますけれども、よく危険の——やっぱり少し子供があんなとこでもし遊んでてどうかなということもありますが、いろんなことで今危険区域にしておりますが、とにかく建物の中には十分入っておりますし、これも懸案事項の一つでございますので、ただ優先順位、ほかのことがありますから、例えば豊砲台への道をどうしてもやっぱあすこはつけにやいかんとか、そういったことがあったりとか、それはそれもできたでしょうけど

も、いろんなことでやっぱり、後々になっておりますが、これも何らかの形で検討せにやいかん
と思っております。

○議長（波田 政和君） 9番、糸瀬一彦君。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） 時間が来たようですので、市長以下部長の皆さんにもよくお願い
しますが、何とかきょうの話を十分踏まえて、県との協議をぜひお願いをしてほしいと、お願
いをして私の質問を終わります。どうも。

○議長（波田 政和君） これで9番議員の質問は終わりました。

○議長（波田 政和君） 本日の登壇者は4名であります。あすは定刻より市政一般質問を続行し
ます。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

なお、議員各位におかれましては、引き続き全員協議会を議場でやりたいと思います。協議会
の開会が15時10分からよろしくお願いします。

午後2時52分散会

平成19年 第4回 対馬市議会定例会会議録(第3日)

平成19年12月7日(金曜日)

議事日程(第3号)

平成19年12月7日 午前10時00分開議

日程第1 市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

出席議員(21名)

2番 小西 明範君	3番 小宮 教義君
4番 阿比留光雄君	5番 三山 幸男君
6番 小宮 政利君	7番 初村 久藏君
8番 吉見 優子君	9番 糸瀬 一彦君
11番 宮原 五男君	12番 大浦 孝司君
13番 小川 廣康君	14番 大部 初幸君
16番 上野洋次郎君	17番 作元 義文君
18番 黒岩 美俊君	20番 武本 哲勇君
21番 中原 康博君	22番 桐谷 正義君
24番 畑島 孝吉君	25番 扇 作工門君
26番 波田 政和君	

欠席議員(3名)

10番 桐谷 徹君	15番 兵頭 榮君
19番 島居 邦嗣君	

欠 員(2名)

事務局出席職員職氏名

局長 永留 徳光君 次長 橘 清治君

参事兼課長補佐 阿比留 保君 副参事兼係長 三原 立也君

説明のため出席した者の職氏名

市長	松村 良幸君
統括監	松原 敬行君
統括監	清水 達明君
統括監	大浦 義光君
総務部長	中島 均君
総務課長	平間 寿郎君
政策部長	阿比留博文君
市民生活部長	斉藤 勝行君
福祉部長	勝見 末利君
保健部長	山本 輝昭君
観光商工部長	長 信義君
農林水産部長	小島 憲治君
建設部長	川上 司君
水道局長	齋藤 清榮君
教育長	米田 幸人君
教育次長	日高 一夫君
美津島支所長	内田 洋君
豊玉支所長	松井 雅美君
峰支所長	阿比留博幸君
上県支所長	武田 憲次君
上対馬支所長	梅野 茂希君
消防長	阿比留仁志君
会計管理者	森田 健一君
監査委員事務局長	阿比留義邦君
農業委員会事務局長	瀬崎万壽喜君

午前10時00分開議

○議長（波田 政和君） おはようございます。

報告いたします。島居邦嗣君、兵頭榮君、桐谷徹君より欠席の届け出があっております。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1. 市政一般質問

○議長（波田 政和君） 日程第1、昨日に引き続き市政一般質問を行います。

本日の登壇者は2名であります。

6番、小宮政利君。

○議員（6番 小宮 政利君） おはようございます。議長の許しをいただきましたので、さきに通告をしておりました3項目について、市長並びに教育委員長に対し質問をいたします。

まず1点目の質問でございますが、対馬の海岸全般に流れ着いている漂着ごみの回収の問題について、市長にお尋ねをいたします。

国や市、行政機関が、あるいはまた各漁業協同組合、市民の皆様方、そして内外からのボランティアの方々、そして新しくNPO法人とかが設立をされて、この漂流物、漂着ごみの回収に取り組んでおられ、また、その成果も上がっております。相当の量のごみが回収をされている現在ではありますが、しかしながら、今現在、回収されているところは、私から見ますと、腑に落ちないといえますか、海水浴場であったり、車の積み込み、積み下ろしの便利なところであって、対馬の海岸全体から見れば、限定された場所であると思います。島全体から見れば大した距離ではないと、そういうふうに思っております。道のないところや人の入れないところなど、いわゆる手つかずの場所がたくさんあるように思っております。

一昨日の市長の行政報告の中で、漂流・漂着ごみ国内削減方策モデル調査地域に我が対馬市が指定されたと聞き、行政が大変な思いで、日本の中から7カ所ですか、そういうふうな功績を上げられて、それも行政の皆さんの一生懸命の頑張りだと思って、安心もしておりますし、また、これからなお一層の取り組みがなされるものと思っております。これからがいよいよ本番と、私は私なりにいろいろな取り組みが展開される中であって、行政に対してまた一つ陳情、お願いをしてみようかなと思っております。

この島全体の手つかずの分野のごみを市はどのようにして工夫をされて、そして回収をされる気持ちはあるのか、ないのか、そこら辺を市長に尋ねてみたいと思います。財政の厳しい中ということとはよく認識はしておりますが、今、漂着ごみに関する予算内で市民の皆さんから拾ってもらう、行政のお金を出してでもこれを回収してもらう方法を考えてあるのかどうか、市長にそこら辺を尋ねてみたいと思っております。

次に、教育長にお尋ねをしますが、学校の統合の問題についてであります。

生徒がどんどんどんどん少なくなり、また、これから先も少子化で、学校の限界を感じている昨今でございます。今の教育委員会のやり方、私から言いますと、生徒が少なくなる中で、何か

小規模になって、少なくなればそれでくっつけるといいますか、吸収合併的な、そういう統合だと私は認識をいたしております。これを10年間ぐらいの、10年先のビジョンとして大々的な、対馬、もう6町はなくなったわけですから、その中で枠を取っ払った集落はほとんどが東海岸、西海岸に学校も設立されているような感じであります。

その中で、学校を新しくつくれと言っているわけではありません。ただ、やっぱり子供たちが切磋琢磨して競争意識を高めたり、チームワークを組んだりするのは、そういうものができるのは、やっぱり大きな学校でないといけないのではないかなと私なりにそう考えて、教育長は大規模統合のそういうビジョンはないのかをお答え願いたいと思います。

3点目は、一般廃棄物運搬業務の委託についてであります。これは11月の16日の全員協議会の中でも、そしてまた一昨日の本会議でも、いろいろ市の方の回答も、議員の皆さんの前で回答もされました。その中で何点かまた聞きたい点もありますので、これは最後に市長と一問一答でまたお答え願いたいと思います。

まず最初に、ひとつ1番目の方からお願いいたします。市長。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 6番、小宮政利議員の質問にお答えをいたします。

対馬島全般の海岸に流れ着いている漂着ごみの回収問題、方法についてでございますが、漂着ごみ問題につきましては、平成17年11月に、実は対馬市、壱岐市、五島市、上五島町、この4市町共同で内閣府の第8次構造改革特区等に外国由来漂着ごみの処理責任の明確化ということで提案をいたしておりました。平成18年3月、政府が関係省庁の局長によるいろんな編成案を得た結果でございますが、漂流・漂着ごみ対策に関する関係省庁会議を設立いたしました。1年間かけて現状の把握、被害が著しい地域への当面の対策、発生源対策について協議、平成19年度には新規事業のほか、既存の制度が拡充されました。

この4省庁、関係各省庁での会議というのは、この前も一度話したと思いますが、職員の名前は申し上げませんが、一係長が非常にネット上での4省庁とのバトルを繰り広げました。これは国の責任において処理すべき問題じゃないかと、いろんなやりとりがあったようでございますが、最終的に私が最後のバトルを見たのは、国に責任はない、あなた方は責任あるなしというのはどういうことなんですかとか、いろんなやりとりがありました。余り詳しくは申しませんが、最終的には、あなた方が主張する法律は、外国の漂着ごみを想定して、これはできた法律ですかと、こういったところから始まって、おいおい、なかなかやるばいなと思ひましてね。それぐらい市職員の資質も高まりつつあるわけですが。

結局そういうことで関係各省庁の局長クラスのテーブルを設けるようにいたしましたと、全国ネットの何々さんへと、全国ネットになりまして、実は今回の、今、小宮議員が申し上げました、

対馬市においても環境省の新規事業である漂流・漂着ごみ国内削減方策モデル調査の指定というのは、そういったことで、今、彼がNPOのJ E A Nの小島さんっていう、これも全国ネットで有名な局長がおるんですが、まさに彼とJ E A Nの小島さんっていうのが全国的に今いろんな形で頑張っている。全国の、この前、私、会合に参加しましたが、百二、三十人の人が佐渡まで集まるという、そういったこともあっております。

そういったことで、モデル調査の、御指摘のように、指定がされまして、上県町の志多留、越高が選定されました。この10月に第1回のクリーンアップ調査が実施されました。この事業では、クリーンアップ調査を行うことによりまして、漂着ごみのメカニズムやら、あるいは、どうして漂着するんだらうということも含めまして、効率的な回収体制を検討することとなっております。なお、本事業は2カ年の継続事業であります。

また、水産庁の事業であります漂流・漂着物処理推進モデル事業にも選定をされております。漂着した発泡スチロールのフロートやプラスチック製品などについて効率的な処理方法を検討いたしております。発泡スチロールにつきましては溶剤による減容試験、プラスチック製品につきましては機械による破碎試験を行いまして、漂着ごみの再利用の可能性についても検討いたしております。

これらの国のモデル事業によりまして、分別せずに処理を委託していた漂着ごみも丁寧に分別し、それから前処理をすれば、資源や燃料としてリサイクルできる可能性があることがわかったところであります。これまでは回収するための費用だけではなく、輸送費、処理費が大きな問題となっていましたので、今後、検討していく必要があります。

このほか市独自の取り組みとして、釜山外国語大学校の学生と対馬市民の皆さんによる海岸清掃、それから日韓学生対馬会議によります大学生による意見交換などを開催いたしております。

しかしながら、このような試みだけで対馬市の漂着ごみ問題は解決できないという小宮議員の指摘どおりであります。それが現実であります。このごみが山積みになった海岸は対馬の至るところにまだまだあります。今回は回収作業を続けるだけでなく、海岸管理者である県の役割も含めて、関係行政機関との協議が必要であります。

また、海岸のごみに限らず多くの清掃活動では、NPOやボランティアの皆さんの協力が不可欠でありまして、支援体制、協力体制についても十分検討していく必要があります。その結果、具体的にどうだということが出てまいろうかと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

それから、もう一つは、一般廃棄物運搬業務の委託、それから段ボール、古紙再生商品運搬方法の、どうなんだという、市の見解をもう一度聞かせよということでございますが、このことにつきましては、9月20日に緊急質問が小宮議員によってなされまして、対馬市としては10月2日付で長崎運輸支局に文書で一般廃棄物運送業務の委託について照会をいたしました。そして、

10月22日に回答をいただきましたが、対馬市の質問に対しまして回答が内容的に不十分でありましたので、その後、再三にわたりまして対馬市の実情、法的見解の解釈、相違点についての説明を求めたり、今後のあるべき方向性についての双方理解できる協議を進めてまいったところであります。

その結果、九州運輸局の見解といたしましては、ごみの収集、運搬、処分までの一貫した作業を行う場合は自家用運送に該当するが、それ以外の対馬市のごみの運送行為は貨物自動車運送事業法に該当していると判断し、是正すべきは是正していただくために、現在、白ナンバーで運送している委託業者に対しまして、青ナンバーを早急に取得するよう指導、指示をしてくださいとの行政指導が、ということで決着を見ました。

対馬市では早速11月1日に豊玉、三根、上県、上対馬支所管内の関係業者を対象に、また11月12日には、現在の収集運搬形態では運送業の許可は必要ありませんが、今後の対馬市のごみ収集運搬業務のあり方を検討する必要もあることから、厳原、美津島支所管内の関係業者の皆様にも御説明をし、運送業許可取得の必要性を御理解いただきましたので、その結果を長崎運輸支局に報告させていただいております。

この問題は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律と、貨物自動車運送事業法という2法にかかわるものでございまして、法の二重規制であると考えられます。一つの目的に対し環境省、国土交通省の二者の法律が全く相反するということでは、これをクリアさせることが果たして合法と言えるのか、見解の分かれるところでもあるようであります。

九州運輸局には対馬市の実情も考慮していただきまして、現在の白ナンバーから青ナンバーに移行できるよう対馬市が積極的に指導、指示をいたしまして、早急に取得に向けた取り組みをしていることに理解をしていただきました。また、業務の停滞が市民生活に及ぼす影響、残り契約期間など、やむを得ない環境にあることも十分理解していただいたものと判断をいたしております。

あとはまた後ほど。

○議長（波田 政和君） 教育長、米田幸人君。

○教育長（米田 幸人君） 小宮政利議員の学校統合についての御質問にお答えをいたします。

まず、対馬市の学校の現状であります。市内の児童生徒数は、過疎化、また少子化等に伴い、減少の一途をたどっております。平成10年4,902名が平成19年度3,443名と、1,459名も減少いたしております。率にしますと29.8%の大幅な減少であります。

学校数を見ますと、平成元年度は小学校が39校、分校を含んでおりますが、中学校27校、計66校でございましたが、学校の統廃合が進められ、平成19年度現在、小学校が28校、これは分校を1校含んでおります、中学校が19校の計47校となっております、平

成元年度と比較しますと19校の減ということであります。ちなみに、年に1校、学校の統廃合を進められたというような結果になっております。

次に、現在の学校規模の現状を見ますと、50名未満の学校が30校、率にしますと63%が小規模校であります。また、複式学級は小学校で17校、39学級、率にしますと27%が複式編成を余儀なくされておるところであります。なお、今後の児童生徒数の推移を見ますと、平成29年度には現在より約700名減の2,750名程度が考えられます。

以上、申し上げましたとおりの状況であり、多くの友達と出会い、いろんな価値観や命の大切さ、相手を思う心の醸成、切磋琢磨することにより、よい意味での競争心を育て、学力向上を図る教育環境づくりは行政の責務であり、対馬市教育委員会としましては、平成18年2月に対馬市立小中学校適正配置基本計画を策定をいたしました。計画実現のため、関係地域や保護者の方々に市教委としての考え方を申し上げ、御理解をいただけるよう努力いたしているところであります。

まず、配置計画の学校規模についてであります。理想的な規模はどうかと申しますと、全国的な考え方では1学年に複数学級が理想的な学校と言われております。1学年2から3クラス、小学校でいいますと、12学級から18学級の学校が理想と言われております。

それでは、対馬市の場合、こういう理想的な学校はどうかと申しますと、厳原小学校と鶏鳴小学校2校になります。対馬市の地形上からの多くの集落による人口分布、交通体系、地域の歴史・文化を勘案し、複式学級編成が解消される規模を統廃合の基準といたしたところであります。

統廃合に当たっては、次のような基本的な考え方で、児童生徒数の激減や、極小規模校など、早急な対応が必要な学校、旧町境に位置する学校など、その状況に応じて第1次から第3次、短期から長期まで統合を進めていくように計画いたしております。

具体的には、第1次計画、これは短期計画であります。1校当たり10名未満の学校、これ4校、分校2校、本校2校ありますが、これをまず進めていこうということであります。第2次につきまして、これは中期計画であります。1校当たり30名未満の学校のうち、小学校6校、中学校5校の統廃合。第3次計画、これは長期であります。小規模校9校を統廃合するという計画であります。

以上の統廃合が進められますと、第1次計画完了では小学校25校、中学校19校、計の44校、第2次計画完了では小学校19校、中学校15校、計34校、第3次計画完了では小学校14校、中学校12校、計26校となる計画となっております。

以上の基本計画のもと、平成18年6月から第1次計画の対象である4校の保護者や地域の方々に御説明を申し上げ、深い御理解をいただき、御承知のとおり、平成19年4月には久田小学校内山分校が本校に統合されました。また、平成20年4月には豆酲小学校瀬分校が本校に統

合するように決定をされております。2校の中学校で平成20年度の複式学級編成を避けるために、平成19年2月から2校の保護者や地域の方々に御説明申し上げておりますが、現在までまだこの統合の結論は至っておらないところであります。今後とも御理解いただくように頑張つてまいりつもりであります。

小宮議員さん御指摘の、大規模な統合は考えられないのかという質問であります。学校を統合する場合には、保護者の理解、また地域の理解が必要でありまして、そういう理解をいただくためには、なかなか難しい問題があります。各学校には長い間の歴史や地域との深い結びつきがあるとともに、人々の心のよりどころでもあります。また、児童生徒数が減少し、小規模という条件の中で、これまで学校の創意工夫と家庭や地域の協力のもとに、地域に根差した教育が実践されてきましたが、少人数では多様な物の見方、考え方を学んだり、集団を通して切磋琢磨し学び合う機会がないとの心配がある反面、地域から学校がなくなれば、地域が寂しくなるなど、関係者の方々は複雑な心境であろうと思います。

以上のようなことを総合的に判断しますと、短期的に大規模な統廃合の理解をいただくのは決して簡単なことではないと考えております。市教委としましては、市内の子供たちが平等に、よりよい教育環境の中で教育が受けられるよう最大限の努力をいたしてまいりたいと考えております。どうぞ議員の方々の御支援をお願いをして、答弁いたします。

以上でございます。

○議長（波田 政和君） 6番、小宮政利君。

○議員（6番 小宮 政利君） まず、1項目から入りたいと思います。

市長、今確かに漂流物はどんどん回収はされております。しかしながら、私が言いたいことは、さっきも言いましたように、車の積み込みのいいところとか、そして海水浴場とか、こういうものは、市長が行政報告で言われますように、何度もそこは取りに行かれますので、漂流物が少なくなったねえというのが、よくそれは理解できるわけですが、私が言いたいことは、その裏側、見えないところですね、これは今、漁協組合とかが、漁業従事者の方々が再生交付金ですか、そういうものも投入しながら行っておられます。しかし、私が見ますと、皆さんも大体そうだと思いますが、あのごみを、今ここで言っていいかどうか分かりませんが、焼いているんですよ。焼いているところもいっぱいあるんです。これが今までのスタイルなんです。

私が市長にお願いをしたいということは、これを何とか行政の力で、今ボランティアではだれも行きません。今ぐらいの人数でしかないわけです。それも年に1回か2回か。ですから、私は、こういう問題にはやっぱり行政が、さっきも言いましたように、お金でも投入するべきだと。といますのが、新しい財源を私は持ってきてくれと言ってるわけじゃないわけです。

市長も先ほど言われましたように、上県の北部中継所に11月5日から30日まで、水産庁の

管轄で委託、依頼を受けて、有限会社マコトっていうところが、あそこにありました漂流物、特に発泡スチロール、破砕機も持ってきておりましたが、破砕機はなかなか能率が上がらないということで、主に発泡スチロールを溶かしていただくのを、私も時々、2日に1回とか、3日に1回、行ってみまして、どれだけの効力があるのかな、そしてまた、どれだけのこの溶解液は能力を持っているのかなと、いろいろ勉強もさせてもらいました。そういう中で、帳面上、記帳の上では1対1の割合で、例えば100キロの溶解液であれば100キロの発泡スチロールを溶かすという姿が話をされておりましたが、私もずっと見ておきますと、8割程度かなというのがそういう実態でした。

そういうことを見たときに、しかし、たくさん発泡がある中で、どんどん溶けていきますので、大体私から言えば、一番わかりやすいのがコンテナだと思いますので、コンテナ50台分が1台ぐらいになるという姿は見て取れました。今、先ほども言われます、私も言いますように、拾ってくることは拾ってくるんですけど、輸送コストが物すごくかかるわけですね。ですから、こういう溶解液とかを利用すれば50台分が1台になるわけですから、単純に計算しますと、1台7万とかいう話も聞いております。ですから、処理場まで持っていけば8万ぐらいかかるんじゃないかなと。しかし、それを例えば50台運んだ場合でも400万という数字がかかるわけですね。

しかし、私が言いますように50台分が1台になれば、物すごい縮小されるわけです。そのお金が浮くわけです。ただ、溶解液は購入しないといけないわけですから、私も一緒になってずっと勉強させてもらいまして、さっきの数字の中で400万の輸送料がかかるんなら、100万程度の液を買えば、それは完全になくなってしまうと。それが1台ないし2台になって処理場に運ばれると。そうすれば、そのお金というのは200万か、液を買ってですね、残った分が250万とかいうお金が残る計算をしてみました。

そうすると、1杯のトン袋で取っていきますよね。このトン袋が、100キロ、200キロと言っても、目安はわからないと思いますので、あの袋が大体20キロぐらい発泡スチロールが入るわけです。それを4トン車で10個入ります。4トン車、ロングの方ですね。ということは、4トン車1台のロングで、200キロの発泡があると、それは200リッターで解消ができるというようなデータも出ております。

ですから、そういうことをすれば、ほとんどのものが縮減されて、私が言いたいことは、その分を市民の皆さんに、余った——余ったといえますか、予算を組んでいる中で、そういうものを皆さんに拾ってもらってはどうかというのを市長にちょっとお尋ねしますが、どうでしょうかね。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 先ほどから話がありますように、小宮議員は非常に熱心にモデル事業の発泡スチロールのフロートや、あるいはプラスチック製品などにつきましての効率的な処理方法の検討がなされておるんですが、漂流・漂着物の処理推進モデル事業というのは水産庁なんです、人数を確認したら1人どうしても多い。だれだろうと思ったら、どうもよく調べたら小宮議員のようであります。何か2日に一遍、少なくとも、毎日のときもあるし、1カ月ぐらい続けてあると聞きまして、ほお、熱心だな、もうちょっと私に話してくれるとき、優しくあんなふうに話してくれればいいがなと冗談を言ったんですが、本当に熱心に毎日現場で皆さんとお話をし、いろんな研究をされていることもよく聞いております。

これは、先ほど申しましたような環境省の関係は、先ほど申しましたように、いろんな形で国がやっと処理に対する責任を認めたということは、まず第1のまあまあ効果があったと思っております。各関係省庁の局長クラスの会議を設定するというのは本当に極めて異例なことでありますが、その中でごみの処理について国の責任でやるということを初めて認めたわけでありまして。したがって、それをしていくために、今いろんなモデル事業の指定をしたり、そういうことをやっているわけございまして、こういった検討、研究が進みますと、これは今度は国の責任においてやっていくということになっていくわけです。

その方向で今進んでおりますので、それに呼応して、水産庁も水産庁の事業でありますモデル事業にも選定いたしました漂着した発泡スチロールのフロート、プラスチック製品などについての効果的な処理方法。今言われたように、溶液での、溶剤を入れての溶かす方法とか、溶剤による減容試験あるいはプラスチック製品については機械による破碎試験等を行っておりますが、漂着ごみの再利用の可能性についてもまた検討がなされるということを聞いております。

これはもう既に鳥栖地区にプラスチックの再生の工場があるんですが、私も、いつだったか、二、三年前にちょっと入院していたときに、散歩の時間がありましたので、そのときに連れて行ってもらいましたけど。本当に、はしですね、食べるはしであるとか、新聞古紙等、プラスチックなんかでもお盆、トレイ、そういったたくさん製品ができておりまして、簡単にできるなと思って、あんまり大したものも要らない。それと、プラスチックの廃船処理が私の頭にありましたので、廃船処理が何とかならないかということだったんですが、廃船処理の場合はやっぱり、小宮議員はよく知っているとおり、あれはガラス製品ですからね、このガラスの部分を取り除く、ガラス繊維を取り除くのには大変なお金、投資がいるようでございまして、それ以外は結構簡単にできるという再生のこともありますので、ぜひこれに向かってもよく考えていかにやいかんと思っております。

全国的にも対馬がアピールされまして、もう2年半ぐらい前になりますかね、アクロス福岡でNHKの特別番組の中でアルピニストの野口健とか、あるいは専門家の先生、私も何か出ろとい

うことで、あの大きな会場で全国にアピールしたんですが。そういったことや、いろんな皆さんの動きが、ボランティアも含めて、そういうことが認められた結果だと思いますので、これをばねに、今おっしゃられたように。

ただ、今のところは、検討とか研究あるいはフォーラム、会議あるいはそういった外に対するアピールという段階だと思ってもらえば結構ですし、広報すること、予算は広報がとっていくということは、行政の人はあんまり気がつかれませんが、やっぱり我々行政関係は疎いんですが、その点、民間の場合はそういったことが非常に進んでおります。結局予算の獲得には広報がいかにか大事かということでありますので、今後ごみのこういった処理あるいはボランティア活動、いろんな会議等を通じてもっともっとアピールしていき、早く、今おっしゃっていたような目的が達成されるようにやっていかにかいかなと思っています。

○議長（波田 政和君） 6番、小宮政利君。

○議員（6番 小宮 政利君） 今の話はもうもっとも、国の施策というのもよくわかります。

ただ、越高、志多留の海岸にも、私、ちょっと行ってみまして、活動をされていたときにですね。そうしますと、今はまだ大学の教授とか、いろんな人たちが来てありました。で、何をしてあるのかなと思いますと、1平方メートル当たり何がどれぐらい寄っているとか、それから、今の段階は第一歩ですから、そういうふうな形になるんでしょうけど、これは約2年間すればそういうスタイルができ上がると思うんですが、私はこの漂流物はもう待てないわけですね。ですから、市は市で取り組む方法をしていただきたいなと。

というのが、先ほども言いましたように、いろんな中身での枠の組み替えといいますか、予算が余る部分は、私が言ったようなそういうふうな方に回せばいいし、そしてまた、これは市長さんの言われることに何か反発するようになりますけど、今、韓国の外語学校の学生たちが百五、六十人とかいうボランティアが来てくれてますよね。しかし、この人たちが今取ってくれるのは、湊浜、井口浜、棹崎、ヤマネコ公園の先とか、場所はそういうふう限定されることもありますし、今回は豊玉か美津島あたりも去年はされたような感じですけど。私は今まで、これ職員も大変だと思うんですよ、この子供たちの子守りにですね。といいますのが、そんなに働いてくれている子供たちはいないんです。地元のボランティアの人は一生懸命その子供たちに合わせてやってくれておられます。

ですから、私は、先ほど言いましたように、そういう人たちにどんどん、もう韓国の子供たちは、もう何年もPRしてくれましてね、KBSも釜山放送もみんな宣伝はしてくれているわけです。ですから、ここで英断をされて市長も、もう要りませんよと、あなたたちは、韓国の外語学校の。市政報告みたいに関係ない保全会議ですか、ああいうものは鹿児島県の学生も、長崎県の学生も、釜山外語学校の学生も、30何名ですかね、そういうものは私はいいいと思うんです。しかし、

今、ボランティアの子供たちが百五、六十人来ますけど、私はこういう部分の予算を、さっきも言いましたように、地元の人に取ってきてもらおうと、還元してもらおうということを英断をしてほしいというのが私の実態であります。

確かに水産庁とか、そういうものが今どんどん表になってやってくれております。これはしかし長期なんですよ。そして、それからまた、ごみ拾いをやらにやいかんということになっていくと思うわけです。今、そういうことを含めて、やっぱり対馬市で今予算をつくっている、予算があるわけですから、それをそういう拾ってきてもらうことに予算を使っていただきたいなど。そうすれば、皆さん、これだけ冷え込んだ対馬です。それぞれがやっぱりごみ、漂流物、発砲スチロール拾いに行かれるのは、これはもう実情なんです。

私も会社からドラム1本溶解液を買ってみましてね、そして軽トラックに発砲スチロールを拾ってきて、皆さん10人ぐらいとか6人とか8人とかおるところの前に行って、皆さん、こんなふうですよという話をずっともう上の方ではしてきました。そうすると、これが、おまえたちが拾いに行けというわけですよ。お金にならんとに、何でおれたちが拾わにやいかんのかって。じゃ、そういうふうに1袋、例えば1袋2,000円とか、そういう問題で拾ってもらえば、さっき私が言いましたように、あの韓国の外語学校の人たちが来てくれるこの予算というのは、恐らく200何十万か、それぐらいの組み方をしてあるわけですよ。そうすれば、その200万があれば、1,000袋ですからね。そういうこともよく認識していただきたいなど。

そしてまた、さっきも言いましたように、輸送コストを下げることによっても、やっぱりそれだけの2,000個、3,000個の袋が入ってきますと、ほとんど漂流物は物すごくなくなると思います。そういうことも、市長、前向きに検討じゃなくて、そんなことをやってもらえるか、やってもらえないのか、ちょっと、イエスカノーかで答えてもらえませんか。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 小宮議員はいつもそういうふうに性急にイエスカノーか、まどろっこしいことを言うと、何を言いよるかわらんって怒られるんですが。

趣旨はよくわかりますし、ボランティア等での学生なんかのこれは、今、廃校跡での、向こうの学校のね、大学のキャンパスということでの話が進んでおりますし、あるいは、そういった中での一つの社会体験、海外学習、海外キャンパスでの、これも単位化されている状況です。これはこれでね、ボランティアとしてのものはいいいことだと思います。

ただ、今言われているのは、今からはやっぱり有償ボランティアということがまだ対馬ではなかなか、日本でも定着しませんが、もう外国の場合はほとんど有償ボランティアじゃないですか。ただ、何もかもじゃなしに。皆さんボランティアしたいという気持ちはあっても、何か社会貢献したいということがあってもね、タクシー代を5,000円使い、1万円使いね、そこまでって

いうこと。足代が、あるいは、そんなものが出れば、何か貢献したいということもありますから、今言われたことは、その交流事業費の中でのいろんなものはあっていると思いますがね。

今のごみのもう少し具体的な市としての支援措置ということでございますが、これは今2年間というのがモデル事業、2つのね、これがありますから、これが出ましたら、国が一つの事業費として見ていくはずですから、その中で国が幾ら、県が幾ら、市の負担が幾らということになっていきましょうから、そういったことを念頭に置きながらよく検討してみたいと思います。本当にやる方向でやっていきますから。そういうことでお願いいたします。

○議長（波田 政和君） 6番、小宮政利君。

○議員（6番 小宮 政利君） よろしく願いしておきます。

次に、今度は教育長にちょっとお尋ねをしますけど、先ほどる説明の中で、いろいろそれは学校の姿とか体質と、対馬の学校の体質ですね、そういうものも、またそして、統合の難しさもよく認識はしております。

ただ、しかし、一番最初の根拠は、やっぱりそういうふうな切磋琢磨する子供たちをつくっていくならば、私はもう少し、最初から取ってつけじゃなくて、やっぱりこれは英断するのをもまた一つじゃないかなと思うわけです。

そして、地域の人たち、保護者の人たち、言われるのは、小さいからこそ言われるわけと私なりに認識しているわけですよ。これが教育委員会が、いえ、大々的にこれだけの、対馬をこんなふうに割るんですよという話をぼーんと持っていけば、そういう言う暇はないわけですよ。皆さんそれぞれが小さい学校に行って、15名、20名になってから、その話をされます。そうすれば、そりゃ反発が出てくるのは当たり前ですよ。

ですから、そういうことではもう追いつかんじゃないですか。今の数字を見とつても、もう3,000が2,000になり、2,000が1,500になるって、どんどん減っていつてるわけですから。私は、そういう取り組みを、10年後に向けての取り組みを今からしておかなければならないんじゃないかなと。

今の形を、話を聞きますと、年数をずっと聞いていきますとね、これは子供たちは自分の学校から1校、2校、違う学校にまた移り、9年間の義務教育の中で、そういうふうなことも考えられないことはないわけですよ。今の小さい学校を吸収的なことをしていけばですね。

私は、これ自分も佐護の中学校を卒業して、もうかれこれ30年近くになりましたけど、やっぱり校歌を覚えているんですよ。その子供たちに、じゃ、3カ所の校歌を歌わせるのかというのもあるわけですね。そういうことも含めて、子供たちは、ここにおられます皆さんそれぞれが自分の小中学校、義務教育を出てきたところは、卒業したところは、皆さんそれぞれがやっぱり帰ってピアノでも最初の伴奏が入れば、昔はオルガンでしたけど、すぐそれが言葉に出てくるわ

けですよ。

だから、そういう統合を何カ所かにされたときに、その地名をどんどん、校歌でも新しくつくって、そして、してもらような私は姿をとってほしいなと、先々のために。やっぱり今学校があるところを何カ所、それを4つなら4つをくっつけますよね。そうすれば、その校歌の中からでもいいし、その知名度の中からでもいいし、そういう校歌あたりをばっちりつくって、そういう統合に向けていってもいいんじゃないかなと思いますが、そういうことはどうお考えでしょうか。

○議長（波田 政和君） 教育長、米田幸人君。

○教育長（米田 幸人君） お答えいたします。

お答えをいたしましたように、学校統合については、やっぱり保護者の理解と地域の同意が必要ですね。私ども話しているのは、まず子供の学力、子供の育成ですね、これを主体に考えてほしいというふうなお話をしています。

ですが、その中で、やっぱり長年地域のシンボルとして学校が存在をしてきた。それがなくなるということは非常に皆さん方やっぱり寂しさを感じてありまして。ただ、私どもが、高等学校は御承知のとおり義務教育じゃありませんね、小中は義務教育です。義務教育ですと、憲法26条に保障された、いつでも、どこでも、だれでも教育を受ける権利があるわけですし、それに対して教育委員会はやっぱりそれに対応していかなければいけないということでありまして、皆さんの受けとめ方が県立の場合と義務教育の場合、ちょっと違いまして、市教委の場合も考え方が違います。

そういうことで、現在は短期、中期、長期とやっていますが、ただ、小宮議員の言われるように、やっぱり長期的なプランの中でむだのないようにしなければいけないということですね。例えば、中期的なところで校舎を建てるかというのと、それはもったいないという話になりますので、長期的な中での統合を見据えながら校舎を建築していくということになるかと思います。

ただ、私どもは前取りはしたいと考えております。地域の皆さん方がいろんなことで、これはだめよというようなことになると、前取りはしたいなと思っているんですが、一度に大々的なことについては、それを上げるということの一つの問題として、統合はいつになるのかなと、小さい学校がずっとそのままおるのかなという問題もあるんですね。大きな理想を上げますと。

ですから、理想と現実の中でどう接点を持っていくかということだろうと、そのように思いますので、言われますように、むだのないように、そして前取りはしていきたいと、そのように思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（波田 政和君） 6番、小宮政利君。

○議員（6番 小宮 政利君） 理解はあんまりできませんけど、話は大体わかりました。

そういうことも含めて、やっぱり統合というのはもう身近、すべてそういう学校ばかりなんです。対馬がそれだけ過疎化もし、少子化もしたということで、仕方がないことかなと思います。保護者にすれば、怒られる保護者もたくさんおられると思いますけど、私はあえてやっぱりそういうことも視野に置いてやっていくべきじゃないかなと思います。それで、答弁は要りません。

最後の3分になりましたけど、市長、もう11月16日の全員協議会もそうでしたし、一昨日の市の回答も、きょうまた市長が回答されたことも、ふっくるめて。ただ、私は最初から言いますように、もし事故があったときの仮定としてですね、これは十二分に、もうそれこそ、それができました、じゃ議会の方に「こういう損害賠償をしなければいけません」とか、そういうことが絶対起こらないような形で私はやってほしいなと思います。もう水かけ論で、これは何回言っても、何をしても、もう一緒だと思いますので、私はそういうふうな考えで、緊急質問のときのあの意気込みっていうのは、そういうもので、何といえますかね、しかしながらですよ、私は運輸局あたりがこれだけのものかなと思っておりますし、国、運輸局、そこら辺にはこれからも私はずっと抗議をしていこうと思っております。

ですから、もう市の方は、これ私と一緒に話をしても、ずっと水かけ論ですので、市長の考えも、私の言うことと市長の言い方がもう全くずっと平行線をたどっていくようにありますので、これは何度言っても一緒だなという思いをしております。

ですから、もう答弁は要りませんから、そういうふうで、ここでテレビの前で、運輸局とか国に対して、私はそういうもので対馬市のごみの運搬業、運搬する人たちのことでいいのかなというのを訴えていって、抗議していこうとは思っております。

以上です。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 今までの小宮議員の方とは話をいたしておりましたので、要はその廃棄物の処理及び清掃に関する法律、それから貨物自動車運送事業法という2つの2法にかかわるもので、法の二重規制であるわけですが、これは私は国に対しましても機会あるごとにこういったものの整合性を求めた法の整備が必要であるということを強調していきたいと思いますが、基本的には今あるもので私ども対処していきたいと思っております。

したがって、倫理条例の問題から始まって、いろんなことがあります、法がある限りにおいては、いろんな議論があると思います。それにつきましても、「悪法は法である」という条例を守り、法を守るのは私の務めでございますので、それはいささかも揺るぎませんが、やっぱり新しいこういったものが出てくると、法の整備というのは当然必要ですから、小宮議員の意向もよくわかりますので、勘案をしながら、よく間違いのない対処ができるように努力していきたいと

思っております。

○議員（6番 小宮 政利君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（波田 政和君） これで6番議員の質問を終わりました。

.....

○議長（波田 政和君） 暫時休憩します。11時5分から再開いたします。

午前10時52分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

次に、12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） それでは、通告に従いまして市政一般について質問を行います。

質問事項は、バイオマスタウン構想について、次に2点目として、対馬市職員の旅費に関する条例の運用についてであります。

対馬島に占める森林面積の65%に当たる3万7,643ヘクタールは、天然林であります。対馬市は、平成18年度当初予算においてバイオマスタウン構想を策定したところでありますが、長崎県下ではこれに取り組んだ関係市町村は、対馬市と西海市の2市であります。この計画策定に当たり18年度一般会計決算審査での関連質問の折、担当部長の回答では、私たちが当初の期待をしていた内容よりは、今後の見通しについて期待が薄いように思いましたが、現段階でこのことに対する基本的な考え方と将来の構想について、どのようなことか、市長にお尋ねをいたします。

また、先ほど申し上げました、天然林の活用が私は期待できると思っておりましたが、もしそうでなければ、次のことについてお尋ねをいたします。

現在、パルプチップ材として、これらの森林資源を下島の範囲では活用しているものでありますが、対馬で唯一の対州林産の処理工場が樽ヶ浜港に存在しております。上島の範囲からは運搬距離が遠く、チップ材の活用がなされていないように、そのような現状でございます。そういう意味から、上島はシイタケ原木の利用を除いては、これらの資源は眠った状態となっております。

対馬は不景気であります。公共事業の減少する中、土木作業従事者も失業状態になりつつあり、これらの作業労力を、上島地区にパルプチップの生産ラインを確立させることが雇用の促進につながると思われませんが、このことに対し市長はどのように考えているのか、お尋ねいたします。

次に、対馬市職員の旅費に関する条例の運用についてお尋ねします。

島外出張の交通運賃は、それぞれの旅費規程により定められているところでありますが、特に航空運賃は割高であることは言うまでもありません。この種の運賃は、普通運賃、往復運賃、特

割運賃があり、これを選択することになっておりますが、対馬市の場合、対馬、長崎、福岡間は島民割引として適用し、その他の区間は往復運賃割引となっており、概算払いを行っている聞いております。

出張日程が前もって明確になっている場合は、全日空、日本航空、スカイマークを含めた特別料金での予約購入をするべきだと思いますが、このことについて、東京・福岡間は3万3,000円の片道普通料金の半額でいわゆる出張ができます。市の財政難の折、大きな旅費の削減が私は可能と思いますが、市長の見解について伺いたいと存じます。

以上です。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 大浦議員のバイオマスタウン構想についての質問にお答えをいたします。

御承知のとおりでありまして、対馬市バイオマスタウン構想は、先ほど大浦議員が言及されたとおり、対馬市の特徴であります豊富な木質バイオマス資源を活用いたしまして、化石燃料代替エネルギーの導入、地球温暖化防止等を図っていく、そして林業活性化あるいは木を切る人、運ぶ人、また加工する人といった雇用創出や森林環境保全を目的に策定をいたしております。これは通産省、NEDOあるいは農水省、国土庁と、これは全額補助事業での研究会も発足させております。そういった中で、通産省のNEDOからも熱い視線で見ていただいております。そういった中で、通産省のNEDOからも熱い視線で見ていただいております。だんだん佳境に入っております。

対馬市の現状といたしましては、素材産業や製材あるいはチップ生産などの加工業も行われておりますが、それらの林産業から発生する間伐材や端材あるいは残材の多くが現状では未利用のまま放置されていることも、もう御承知のとおりであります。最近、ラミナ材でこれが少し動き出しております。

これらの森林資源というのは、化石燃料代替エネルギーとして、本市が島外からの供給に頼っている灯油や重油にかわる、価格、供給ともに安定した地場産エネルギーとしての活用ができるものであろうかと思っております。この木質バイオマスを島内で有効に活用することによりまして、化石燃料依存度の軽減と未利用資源の有効活用ということでもあります。ひいては、地域循環型社会のまさに構築を図っていくということが出来るものであります。

なお、本年度、地域新エネルギー詳細ビジョンにおきまして、公共温浴施設等におけるチップボイラー用燃料としての活用を中心として、今、事業化についての可能性を探るための原料調達、それから供給システムの検討あるいは具体的なエネルギー変換システムについての検討を行っております。島内の木質バイオマスの有効利用について模索をしておるところであります。

また、バイオマスでの有効活用ができなければ、上島地区において、上県地区ですね、パルプチップの生産ラインを確立させればどうかとのことですが、近年、森林・林業を取り巻

く環境というのは、もう御承知のとおり、伐期が5年、5年、5年と延びていることも御承知のとおりであります。まだまだ外材の流入が続いております。

対馬市におきましても、林業公社を中心に昭和30年代に進めてまいりました造林事業が今主伐期を迎えようとしております。森林を守り育てる林業経営は、中国の木材輸入量の増大や木材自給率の好転など、新たな兆しは見られるものの、先ほど申し上げましたように、依然として輸入材等の影響による木材価格の低下、経営コストの増大等から、厳しい経営状況であることは、もう大浦議員よく御承知のことと思います。

こういった状況の中で、対馬流域における活性化基本方針の策定あるいは流域林業の活性化を図るための基本的な事項の協議につきましては、生産者から建築業界、素材生産組合など、林業に関係する官民の代表により構成されております対馬流域森林・林業活性化協議会におきまして検討がなされておることも、よく御承知と思います。

市といたしましても、今後、人工林はもとより、天然林を含めた島内木材需要の拡大対策及び素材の生産、出荷体制の整備が重要課題ととらえておりますので、活性化協議会及び関係機関と協議を重ねながら、森林所有者の出材意欲及び所得の向上対策に取り組んでまいりたいと考えております。

それから、職員の旅費に関する条例の運用についてであります。本市における島外出張の旅費の支給方法は、これも大浦議員、今御指摘のように、福岡・東京間往復割引運賃により旅費を積算しております。

県内各地の状況を見てみますと、大阪、東京の大都市へ出張は、ホテル代と飛行機代がセットになったいわゆるホテルパック料金での積算が増加しつつあります。予算上ですね。しかしながら、用務地等の関係でホテルパックがそぐわない場合にあっては、航空運賃については往復割引運賃でもって積算されている状況にあるようです。一部の市町村にあっては、福岡、長崎、東京、大阪間にあっては、特定割引運賃の適用を検討しているところもあるようです。

特定割引運賃適用での予約は、予約席数に限りがあること、一たん予約した後に変更が生じれば、キャンセル手数料に加え、変更搭乗便の料金の普通運賃、福岡・東京間を例にすると3万3,800円となりまして、約1万2,000円程度の負担増となるということにもなります。普通運賃の約半額の負担増となるので、ほとんどの職員は往復割引等での予約を行っているのが現況であります。

対馬市の財政状況を考えると、旅費等の物件費を今めちやくちやに節約しているわけでございますので、こういったことも非常に大事なことでありまして、他市の状況も勘案しながら、さらなる前向きな検討を行いたいと思っております。

次に、条例第17条に規定する現に支払った旅客運賃の確認でございますが、予約の実態が、

前述しましたように、先方の事情あるいは交通状況による遅延等を考慮し、往復割引等の運賃で行っているため、概算払いイコール精算としているところであります。

以上です。

○議長（波田 政和君） 12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） ここは特別暑い感じで、ちょっと汗をかきましたが、一応落ちつきしました。

私も重箱の隅をつつくような質問は余りしたくないんですが、出張旅費の計算について、今、市長の答弁もお聞きしましたが、根本的に航空運賃、福岡・東京の問題は私はよくよく考えないかんと思うんです。今、答弁の中にもありましたように、東京・福岡間の普通運賃は3万3,800円です。これは全日空の場合。それを往復割引にした場合は3万650円です。3,200円が片道で安くなると、こういうふうなことでございます。

ところが、この特別割引料金の設定がこの中にございます。例えばこれがおおむね半分になる、1万五、六千円前後で片道が乗れるようになっております。極端に言えば全日空、JAL、スカイマークエアライン、スカイマークのエアラインの片道料金の普通運賃は1万9,000円でございます、頭から。そうしますと、今の市の旅費規程でいけば、この差が莫大な金額になります。東京・福岡出張における一泊二日の概算はおおむね10万円でございます、空港から乗った場合の。福岡・東京航空運賃3万650円、対馬・福岡1万円、日当2,900円、それに宿泊料の1万3,000円、日当は2日分と、そうなります。そのうちの3万円相当が浮くことになりまして、割引料金を使う場合。これは私は財政の縮小あるいは逼迫の中で、今後、対馬市はこのような方法に、3割も削減できるような方法であれば、改めるべきだと思います。

その中で、総務部長、関連的に、議長、確認をとらせてください。条例の第17条に、これは実質運賃を適用という中で、ですから往復であった場合には往復の支払い、特別割引料金の料金で乗った場合のことについては実質の精算額、こうなります。その確認というのはどのようにやっておられるか、総務課長もおられますけれども、部席じゃございませんが、総務部長の方にお答えをお願いします。

○議長（波田 政和君） 総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） 今、御指摘の精算等の事務でございます。それと、特割ですか、特割1、特割2がある内容。今、実際に市が行っておりますのは、往復割引運賃で支給いたしております。その前に、市といたしましては、やはり旅費等の節減等がございますので、日程調整、二泊三日で、ある程度時間帯では必要かなという分についても、命令の段階で各部長会議を開いております。

そういう中で、日程調整で一泊二日ですかね、東京等につきましては、そういうふうな関係で

うちが今旅費関係の精算をいたしておりますので、今、議員御指摘のように、特割、それから普通運賃、それと往復運賃との差額は私たちもわかっております。そういうふうな中で、もし時間的にキャンセルが出た場合にどうするのか、個人負担でございます。市の方は出しません。そういうふうな関係で職員も今のところは往復運賃で行程を組んで予約をしておるといふような考えでございます。そういうような関係で、私たちといたしましては、17条に精算事務関係がありますけれども、対馬市としては領収書等の発行はしておりません。

ちなみに、県下もこういうふうな人事担当の会議がございまして、旅費の取り扱い等について非常にいろんな意見があります。今、市長が答弁されましたように、ホテルパックの使用関係につきましては、本土では検討に入られております。しかし、壱岐、対馬、五島、平戸、この離島関係につきましては非常に難しいということで、やはり全額キャンセルになった場合の返納がございまして、離島関係については今までどおりの県下13市では往復割引運賃の適用を進めたという形が今の現状でございます。

○議長（波田 政和君） 12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） そういうことは実質わかりますよ。しかし、全額キャンセルになって、もとの料金を、普通料金を全額払いなさいと、日程が変更になった場合、時間がですね、そう多分なると思うんですよ。しかし、それも実費じゃないですか。航空運賃の実費による精算ということで、私はその場合はやむを得んことだろうと思うんですけど。いやいや、そういうふうなことになると思うんですよ。

だから、今のお話では、そういうふうな場合ちゅうのは、時々あるか、ないかでしょう、ねえ。だから、私は、極端に言えば、10万もろうて3万浮くような格好はできるんですよ、この旅費の規定で。それが何も書いておらねば、私もすることはないんですが、航空運賃は実費による支給と、こうなってますから、実際に乗った内容と、こうなってますから、そのところが市役所の中でチェックがどのようにやってあるかということが問題になろうかと思うんです。そうは思いませんか。私はそういうふうと思うんですが。

○議長（波田 政和君） 総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） 最初の概算を一応支払いします、旅費の場合。その前に出張命令の行程費用を一応部長決裁、課長決裁で回ってきます。その段階で、行程をつくった中での積算になってきますので、その中で今うちが取り扱っているのが往復運賃ということでございます。

ですから、その往復運賃で旅費を概算もらった人が、特割1とか特割7で行ったと。その分については、うちは今のところチェックはいたしておりません。あくまでも今のところは往復運賃ということでこちらの方はしておりますので、自己申告があつて、そういうような領収書等があれば、その段階での精算になりますけれども、今のところは概算払いの精算というのが通常の精

算事務になっております。

○議長（波田 政和君） 12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） 非常に条例の運用上、17条のチェックは対馬市はやっておらんということになるかと思います。自己申告がない限り。ということは、特割に乗れば、うまくやれば東京往復は3万の……。私、実際昨年の政務調査で行ったんですよ。スカイマークに乗って行ったんですよ。そうすれば、頭から1万6,000円です、片道が。そやけども、頭からその切符を対馬で買うて行くことになりますね。交通会社の予約に入れてもらうもんですから。議会事務局の方からそういうふうな取り扱いをしてもらいまして、半分で行了きましたよ、頭から。

だから、そういうことは、極端に言えば、わからなかったら、おおむね3万という金は浮きます。これを出張命令が余裕がある段階であれば、そういうふうなことをやるべきだということ言ってるわけで、問題はそのチェックが、自己申告をせん限り、対馬市の場合にはわかりませんという総務部長の話ですね。なるんですよ、今の格好は。これはおかしいかということなんです。なぜならば、17条では実費相当、乗った人の相当の航空運賃の旅費の支給、こうなってますから、これは大きな問題じゃないでしょうか。と私は思います、運用上。違いますかね。

○議長（波田 政和君） 総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） チェック関係につきまして、今、大浦議員さんが指摘の、私たちであれば、最初の行程関係の命令段階で、例えば特割1で行きます、特割2の予約関係で行きますと言えば、その段階での実費支給ですから、そういうふうになってきますけれども、今のところ、私たちの方に一応課長、部長の方に回ってくるのはそういうような形で、往復割引運賃が基本でございますので、そういうふうな中でのチェックをいたしておりますので、今、大浦議員さんが指摘の、最初概算で、もし特割1で行った場合、特割7で行った場合、そういうときにやはり時間どおりの行程で帰省ができれば、それでいいわけですがけれども、金額的には安くなります。それは私たちも全部わかっております。

しかし、もしこれが時間どおりの行程で仕事の関係でできなかった場合、キャンセルになってきますね。そういうふうになってきた場合に、今のところ、私たちであれば、このキャンセル料、先ほど言いましたように、特割1であれば9,920円、それから特7であれば1万5,420円の差額を個人負担というふうになってきます。

ですから、今のところ、私たちであれば、日数、私、財政の方としては日数等の調整を今のところは節減の中では考えておるということで、先ほど市長が答弁されましたように、いろいろと各13市もパックでの旅費関係に検討が切りかえてありますので、市の方もこの分については検討はしてみたいと。

しかし、あくまでもこれをするためには、やはりいろんな形で経済的な条件があってきますの

で、やはり部長以下職員等の話し合いを進めて、決断するときにはしていきたいというふうに考えております。

○議長（波田 政和君） 12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） 総務部長、私とあなたの話は一つもかみ合うとらんですよ。要は、チェックがなされておらないということが事実のことです。それはそうなりますよ。個人が特割を予約を入れれば、それで終わりですたい。概算ちゅうのは、あくまでも往復割引で支給ということになってますから。

問題は、その差額のことが、航空運賃についてはそういう運用をしちやいかんぞと書いてあるんです、ですね。だから、極端に言えば、特割で行って、それがキャンセルになれば、そういう場合も実費じゃないですか、その支給になると。私はそういうような精算でやっていいと思うんですよ。たまにそれが出た場合。また、そういうふうに割り切らんといかんでしょう。違うですかね。3万の差があつとですよ。10万もろうて3万浮くんですよ、この場合、ほとんど。これはそうなつとんですよ。私も乗って行った、3人で、政務調査に。

それはね、やはり私は、今後やる方向はいいとして、チェックの仕方に問題がありますね、精算におけるチェックの仕方に。恐らくチェックがないんじゃないでしょうか、自己申告がない限り。そういうふうに理解いたします。だって、そういうふうな話なんですよ、今のお話を聞いたら。違うんですかね。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） かわりに担当の総務部長に答弁をさせましたが、あなた方の話は一つも変わってない、平行線じゃないじゃないですか。当たり前、一緒のことを言ってるじゃないですか。

実費運賃というのを、往復運賃をもって実費運賃としますと言ってるわけでしょう。それはわかりますね。（発言する者あり）往復ね。いや、わかるやろ、それは。そうすると、チェックをどうしてるの。往復運賃概算を実費運賃としているわけですから、チェックする必要はないじゃないですか。たくさん予定が変更になったり、何らかの形で自分の行程が変わったりした場合は、それは個人負担をさせますということ。それで、どこをチェックするんですか。

それはあくまでも実費、実質運賃を支給ということですから、チェックという話につきましては、チェックの必要はないんでしょう。結局、往復割引運賃を実費運賃として、しているわけですから、それ以上ふえる分については個人が負担をします。そういうことですから、概算払いイコール精算という話を今聞いてまして、一つもお二人の、大浦議員と総務部長の話は食い違っておりませんよ。

そりゃ昔のように、汽車も船も一等・グリーンということで、赤ちょうちん代がこれでできたというて、あなた方も職員のとき、よく聞いたでしょう。しかし、そういう時代は越えたわけで

すから、そういうことは一つも私はあなた方の話は食い違ってないと思います。

基本的なものが食い違くと、食い違うんですが、実費運賃、往復運賃をもって実費運賃とします、概算請求を精算とします、ただし、日程の変更とか割引運賃が切れる場合は実費を支給する、それは市はしませんよ、個人の負担によってしてもらいますよということですが、そうそう、あなたが言うように、多くあるもんじゃありませんね。だから、私は、往復運賃が実費運賃としての概算イコール実費精算ということになると、チェックの必要はないと思います。

以上です。

○議長（波田 政和君） 12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） また、苦言を呈さなきゃいかんですね。そういうことを言ってないでしょう。概算を往復でもらったけれども、本人が特割で乗っていったというふうな場合、どうするかということを言ってるんですよ。（発言する者あり）いやいや、それは何も触れんじゃないですか。

総務部長はそのことに触れて、そのことは本人が申請せん限り、わかりませんと、こう言うたから、それはおかしいかということでもありますから、今の市長の答弁は全然総務部長たちの話の中には入ってませんよ。（発言する者あり）いや、特割で行った場合、チェックはできませんでしょうが、本人が言わん限り。（発言する者あり）いや、そういうことがあった場合、ねえ、そういうことを言ってるんですよ。いやいや、今のことは……（発言する者あり）

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 一つも違ってないじゃないですか。あなたの言うとおりにじゃないですか。だから、二人の話は違っておりませんと言ってるでしょう。

あなたが言うように、往復割引と、あるいは正当な単価と、割引と、特割と、超特割と、そういったのは差があることは、あなたが言ってることは前提の上で言ってるんじゃないですか。あなたはチェックしてないじゃないかと言うから、その前提の上に立ってチェックの必要がありますかと言ってるんでしょう。往復割引を実費運賃としますよと言ってるから、一つもあなた方の話は変わってないじゃないですか。その前段階はもちろん肯定した上ですよ。

だから、例えばホテルとのパック運賃を使っているところもありますが、各13市町でいろいろ総務部長レベル、給与の問題、そういった旅費規程の問題というのはずっとよくやっているんですから、調整はいたしておるわけですが、別にかみ合わんことじゃない。あなたが言ってる運賃の差があるじゃないかと、それを前提にして往復割引を実費運賃といたしておりますと。したがって、旅程が変わったり、3万何千円、1万何千円になったときは、その場合は個人負担になりますよというから、チェックの必要はないじゃないですかと、こう言ってる。だから、前提は一つも変わっておりませんということです。私は全然かみ合わんことない。

○議長（波田 政和君） 12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） もうこの話は私の言ってる意味もわかっておるはずやし、今の現行の中の運営、なかなかチェック、その精算の段階でね、行きがけはいいんですよ。帰りの精算で本当は特割に乗って行ったんだよと、3万円浮かせたんだよということが本人が言わん限りわからないということですから、私はそういうふうに理解します。

これが発覚した場合、そのお金というのは当然返納ということになりますか。あるいは、市はそれをわかった場合には別に見過ぐすと、こういうふうなことになりますか。そのことをひとつ最後に、今に関連して、それで終わります。

○議長（波田 政和君） 市長、どうぞ。——市長でいいですか。

○議員（12番 大浦 孝司君） いや、部長でいいです。

○市長（松村 良幸君） 一般質問は私が答弁するようになっているんですが。

○議員（12番 大浦 孝司君） それなら、市長お願いします。

○議長（波田 政和君） 市長——総務部長。いいそうです。どうぞ。

○総務部長（中島 均君） 今の質問は、往復割引で行ったときに、旅費もらって行って、それが実際特1か特割で本人がした場合に、その分の返納かということでございますか。

○議員（12番 大浦 孝司君） そういうことです。

○総務部長（中島 均君） 一応うちといたしましては、先ほどから言いますように、旅費行程、それから旅費関係の分については、往復割引運賃ということで実費をうちとしては打ち出しております。そういう中で……

○議員（12番 大浦 孝司君） もしもわかった場合のことですから。そうでなかった場合の精算。

○総務部長（中島 均君） もしその場合に特1、特7で行って、こちらの方に自己申告があれば、当然精算返納になると思います。

○議長（波田 政和君） 12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） ただの返納ということだけですかね。そういう処分というのはありませんか。これは旅費規程に違反をするわけですから、条例に。ただお金を返すことだけで済みますか。ないですか。

○議長（波田 政和君） 総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） 先ほど、うちの今の旅費関係の分の取り扱いは、運用要項というのを条例の運用方針というような形でつくって運用しております。そういうふうな中で、先ほど私、返納関係を言いましたけれども、協業体とか、いろんな形で出て行く場合は、もう最初からそういうふうな形でパック料金等の実費関係での支給をやっておりますが、今、大浦議員さんが言わ

れておるのは職員だけの問題でのことでしょうか。今ずっと私に……

○議員（１２番 大浦 孝司君） そうです。旅費規程ですから。

○総務部長（中島 均君） 職員につきましては、今までずっと答弁いたしましたように、往復料金等の精算関係で、概算で持っていた場合、最終的には職員の申告関係で精算イコールということでやっておりますので。今、先ほど私の方の答弁の中で、特１、特割になった場合に本人が申告すればということで私もそういうふうな考えを持っておりますけれども、この分につきましても最終的に運用関係の方針の中でもうたっておりますので、そこら辺についてもまた検討はしていきたいというふうに考えております。

○議長（波田 政和君） １２番、大浦孝司君。

○議員（１２番 大浦 孝司君） 今の旅費規程については一応閉じます。

それと、バイオマスのことで、私もかなり期待をしておったんですが、いろいろ資料を取り寄せたら、木質のそういう開発については、木の開発については、なかなか液化の方の段階にうまく行くにはまだ時間がかかると。現在、ガスの状態で、農林バイオマス３号とかいうふうな機械を入れて１億ほどかかる。これが今の段階で一部取り入れをしておるような話をお聞きました。

その関連ですが、湯多里ランドの米寿会のボイラーの機能というのは、農林バイオマス３号を入れたというふうなことなんでしょうか。私、ちょっとこの辺は勉強不足なんですが、市長、その辺をちょっと現況を教えてほしいんですが。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 部長に話させます。どうぞ。

○議長（波田 政和君） 政策部長、阿比留博文君。

○政策部長（阿比留博文君） 湯多里ランドに現在木質バイオマスが利用されているというようなことでございますけれども、実際、湯多里ランドで現在利用されているのが、木質の使用量が５３３トン、現在、年間使用されております。そういったことで、機械等については、まだ私も見ておりませんので、よくわかりませんが、現在の使用量については、今申しましたように、５３３トンという数字が出ております。

○議長（波田 政和君） １２番、大浦孝司君。

○議員（１２番 大浦 孝司君） 森林資源をばりばり使って液化燃料をつくるような段階ではまだないようなことをお聞きしまして、話を、このことに今後の期待ということで終わりますが、一般質問の内容のパルプチップの生産ラインを上につくったらどうかというふうな話を実は取り上げたわけですが、この根拠は下にある対州林産の年間取り扱いがほとんど下島の厳原南緯から三根の一部が最高の範囲であったというふうなことです。

これが上に一つ、一式要るんじゃないかというふうなことで、実は森林組合長、扇組合長、そ

れから元豊玉の仁位湾でこの業務を営業された佐伯巖氏の方に御意見を聞いてまいりました。ぜひとも、対馬の森林資源を考えた場合、このことは要るんだと、これをどう取り組むかというのは非常に自分としても重く受けておるといふふうにお聞きしまして、これがおおむね1億5,000万ぐらいの施設の投資額になるであろうというふうに聞いております。

そこで、これをみずから森林組合とか、あるいは自主的な業者が運営することが当然でございますが、市の林業振興という角度でこれを受けとめた場合、その辺の考えをどう持っておられるか、市長の方にそのことについて、上島に一つ近い将来つくるんだというふうな思いがあるならば、その辺の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） チップ工場をつくろうと思えば、どこでもつくれるでしょうが、問題はつくった上で運営がどうなっていくのか、あるいは採算上のベースがどうなっていくのかということが一番大きな問題だと思います。それが予測できない、積算できないがゆえに、今までできなくて、下に集中しているんでしょうが、問題は輸送コストの問題、指摘された伐採の問題、それからトン当たり4,500円。これはあくまでもチップの業界の問題がありますが、伐採する人あるいは運搬する人、伐採の場合でしたら、今4,000円か4,500円あるいは5,000円ではちょっと難しい。やはり6,000円ぐらいのものがないと、採算が合わないということになろうかと思ひますし、6,000円以上でないと、ということになろうかと思ひます。まあまあ8,000円、1万円というのが普通のところでしょうけど。

そういう中で、果たしてどうなんだろうかという。今、ラミナ材が、ヒノキの集積材、これが少し動いていることも聞いておりますが、いずれにしても非常に中途半端な形になっていってようです。

だから、バイオマスというのは、もう御承知のとおり、動植物から生まれた再生可能な有機性物質のことをバイオマスというわけですから、代表的なものは、もう言うまでもなく、家畜の排せつ物や生ごみ、木くず、もみ殻等がありますが、そういった木を木質バイオマスということで、先ほど言っていましたように、どうしたら工業化できるか、あるいは、どうしたら産業化できるか、コストがどれぐらいになるか、今そういったものを、先ほど言いました通産省のNEDOあるいは農水省、こういった国の全額補助金で研究会を、大学の先生を初め専門家に入ってもらい、NEDOからも来てもらいして、ここでやっているわけですが、いろんな、今言われたエタノールの液化した分あるいはメタン、メタノールですね、メタンガス等、動植物の排せつ物等、こういったもので液化して船舶の燃料にならないのかということで、これは成功はして、コスト上、非常に難しいということでございまして、この点での第2段の今計画が進められております。

ただ、その一つでありますチップを扱うためのチップ工場ということは、これはあくまでも採

算上の問題、経営の問題、そういったことがありましようし、今言われた、あなたが森林組合にきのう行かれたことも、佐伯さんのところに行かれたこともよくお伺いしております、来られましたよということを聞いておりますが、佐伯産業そのものも、やっぱりあそこは非常にチップの業界の状況から見まして、もうやめられて数年になると思いますが、今非常にその点がね、採算上問題になっておりますので、果たしてそういった中で、上島に空白があるから、そこにつくったらどうか。単純につくりますとか、つくりませんかという段階ではまだないと思っております。

以上です。

○議長（波田 政和君） 12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） 今申し上げました、6,000円ぐらいが切った方からのチップ工場の金額になれば、1トンですね、楽に運営ができるがという言い方をされました。で、下の方は4,000円台を随分この10年前後引っ張っております。それでもほかにする仕事がないから、林業従事者あるいは伐採者は低い手取りの中で歯を食いしばって頑張ってきたが、本土の方の価格は、これは農政局の方で九州管内を調べたところ、8,000円ぐらいの単価になっております。これは県の林業部を使うての話ですから。

ですから、船の輸送コストがかかることが対馬の場合、安く買われとるんだろうと私は思いますが、しかし、中国の木材の紙の活用というのが背景にあって、国産のパルプを非常に買い出したというふうな情報になっております、今の調べではですね。

ですから、今までは凍り切った一番低迷期を、私は上がっていくような方向の話は幾らか聞いておりますので、森林組合長もこれだけの紙の、雑木といいますか、眠っておると、活用したいというふうな熱意もございましたので、私は特に担当部署の方はこの問題にいろいろやはり生産農家の意向も聞きながら、山主の意見を聞きながら、私は取り組んでほしいと。

そうすることによって、雇用が現況は100人前後と聞いておりました、下の方のこれに携わる者が、関係する者が。やはりそういうふうなことで、上の方にこれが、生産ラインができれば、またそれなりの雇用が発生します。材もあります。その辺をしっかりと研究していただいて、私はこの問題を進めていただきたいという思いで、一般質問を終わります。

○議長（波田 政和君） これで12番議員の質問は終わりました。

以上で市政一般質問を終わります。

○議長（波田 政和君） 本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午前11時50分散会

平成19年 第4回 対馬市議会定例会会議録(第10日)

平成19年12月14日(金曜日)

議事日程(第4号)

平成19年12月14日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第125号 平成19年度対馬市一般会計補正予算(第5号)
- 議案第130号 平成19年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第132号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 議案第133号 長崎県市町村土地開発公社の解散について
- 議案第135号 対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第137号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(小鹿地区)
- 議案第138号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(一重地区)
- 議案第139号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(犬ヶ浦地区)
- 議案第140号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(久根浜地区)
- 議案第141号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(鴨居瀬地区)
- 日程第2 議案第125号 平成19年度対馬市一般会計補正予算(第5号)
- 議案第126号 平成19年度対馬市診療所特別会計補正予算(第3号)
- 議案第127号 平成19年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第128号 平成19年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第1号)
- 議案第134号 対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第136号 対馬市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第125号 平成19年度対馬市一般会計補正予算（第5号）

議案第129号 平成19年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第131号 平成19年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）

日程第4 陳情第8号 原爆症認定制度改善のための陳情について

日程第5 陳情第9号 「非核日本宣言」を求める意見書採択に関する陳情について

日程第6 議案第142号 対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第7 議案第143号 工事請負契約の締結について（美津島支所庁舎等新築工事）

日程第8 議案第144号 工事請負契約の締結について（対馬市情報基盤整備工事（4工区））

日程第9 諮問第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第10 諮問第8号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第11 発議第20号 対馬市議会議員定数条例の制定について

日程第12 発議第21号 燃料価格の高騰による地域間格差の解消を求める意見書及び要望書について

日程第13 陳情第10号 地方財政の強化・拡充、及び財政健全化法の施行にあたっては地方自治原則の堅持を求める陳情について

追加日程第1 発議第22号 原爆症認定のあり方の改善を求める意見書について

追加日程第2 発議第23号 「非核日本宣言」を求める意見書について

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第125号 平成19年度対馬市一般会計補正予算（第5号）

議案第130号 平成19年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）

議案第132号 長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

議案第133号 長崎縣市町村土地開発公社の解散について

- 議案第135号 対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第137号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についての更正について（小鹿地区）
- 議案第138号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についての更正について（一重地区）
- 議案第139号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（犬ヶ浦地区）
- 議案第140号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（久根浜地区）
- 議案第141号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（鴨居瀬地区）
- 日程第2 議案第125号 平成19年度対馬市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第126号 平成19年度対馬市診療所特別会計補正予算（第3号）
- 議案第127号 平成19年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第128号 平成19年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）
- 議案第134号 対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第136号 対馬市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第125号 平成19年度対馬市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第129号 平成19年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第131号 平成19年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第4 陳情第8号 原爆症認定制度改善のための陳情について
- 日程第5 陳情第9号 「非核日本宣言」を求める意見書採択に関する陳情について
- 日程第6 議案第142号 対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第143号 工事請負契約の締結について（美津島支所庁舎等新築工

事)

日程第8 議案第144号 工事請負契約の締結について(対馬市情報基盤整備工事(4工区))

日程第9 諮問第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第10 諮問第8号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第11 発議第20号 対馬市議会議員定数条例の制定について

日程第12 発議第21号 燃料価格の高騰による地域間格差の解消を求める意見書及び要望書について

日程第13 陳情第10号 地方財政の強化・拡充、及び財政健全化法の施行にあたっては地方自治原則の堅持を求める陳情について

追加日程第1 発議第22号 原爆症認定のあり方の改善を求める意見書について

追加日程第2 発議第23号 「非核日本宣言」を求める意見書について

出席議員(23名)

2番 小西 明範君	3番 小宮 教義君
4番 阿比留光雄君	5番 三山 幸男君
6番 小宮 政利君	7番 初村 久藏君
8番 吉見 優子君	9番 糸瀬 一彦君
10番 桐谷 徹君	12番 大浦 孝司君
13番 小川 廣康君	14番 大部 初幸君
15番 兵頭 榮君	16番 上野洋次郎君
17番 作元 義文君	18番 黒岩 美俊君
19番 島居 邦嗣君	20番 武本 哲勇君
21番 中原 康博君	22番 桐谷 正義君
24番 畑島 孝吉君	25番 扇 作エ門君
26番 波田 政和君	

欠席議員(1名)

11番 宮原 五男君

欠 員(2名)

事務局出席職員職氏名

局長 永留 徳光君 次長 橘 清治君
参事兼課長補佐 阿比留 保君 副参事兼係長 三原 立也君

説明のため出席した者の職氏名

市長	松村 良幸君
統括監	松原 敬行君
統括監	清水 達明君
統括監	大浦 義光君
総務部長	中島 均君
総務課長	平間 寿郎君
政策部長	阿比留博文君
市民生活部長	斉藤 勝行君
福祉部長	勝見 末利君
保健部長	山本 輝昭君
観光商工部長	長 信義君
農林水産部長	小島 憲治君
建設部長	川上 司君
水道局長	齋藤 清榮君
教育長	米田 幸人君
教育次長	日高 一夫君
美津島支所長	内田 洋君
豊玉支所長	松井 雅美君
峰支所長	阿比留博幸君
上県支所長	武田 憲次君
上対馬支所長	梅野 茂希君
消防長	阿比留仁志君
会計管理者	森田 健一君
監査委員事務局長	阿比留義邦君
農業委員会事務局長	瀬崎万壽喜君

午前10時00分開議

○議長（波田 政和君） おはようございます。報告をいたします。宮原五男君より欠席の届け出がっております。

これから、お手元に配付の議事日程第4号により本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第125号・第130号・第132号・第133号・第135号・第137号～第141号

○議長（波田 政和君） 日程第1、議案第125号、平成19年度対馬市一般会計補正予算（第5号）から、議案第141号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（鴨居瀬地区）までの10件を一括して議題とします。

なお、念のために申し上げます。各常任委員会に分割して付託しております議案第125号、平成19年度対馬市一般会計補正予算（第5号）は、産業建設常任委員長の審査報告の後に一括して審議することにいたしますので、御了承を願います。

各案について、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。総務文教常任委員長、大部初幸君。

○議員（14番 大部 初幸君） おはようございます。ただいまより総務文教常任委員会審査報告を行います。

平成19年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件は、議案第125号、平成19年度対馬市一般会計補正予算（第5号）のうち、歳入は第1表中、所管委員会にかかる歳入、歳出は第1表中、1款議会費、2款総務費、9款消防費、10款教育費、12款公債費、13款諸支出金、議案第130号、平成19年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）、議案第132号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について、議案第133号、長崎県市町村土地開発公社の解散について、議案第135号、対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例について、議案第137号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についての更正について（小鹿地区）、議案第138号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についての更正について（一重地区）、議案第139号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（犬ヶ浦地区）、議案第140号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（久根浜地区）、議案第141号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（鴨居瀬地区）の10件でございます。

その審査の経過を、同規則第103条の規定により御報告いたします。

当委員会は12月10日、豊玉支所3階小会議室において、桐谷徹議員は欠席でありましたが、中島総務部長、阿比留政策部長、斉藤市民生活部長、川上建設部長、阿比留消防長、阿比留消防次長、米田教育長、日高教育次長並びに各担当課長の出席を得て、慎重に審査をいたしました。

議案第125号、平成19年度対馬市一般会計補正予算（第5号）のうち、歳入は第1表中、所管委員会にかかる歳入、歳出は第1表中、1款議会費、2款総務費、9款消防費、10款教育費、12款公債費、13款諸支出金。

歳入の主なものは、10款地方交付税で普通交付税1,775万4,000円の増、13款使用料及び手数料で幼稚園使用料が10月までの実績により、入園料及び保育料を424万2,000円の減、総務手数料で国税の電子申告等に必要である住基カードの発行手数料25万円の増、14款国庫支出金では、社会教育費補助金で清水山城跡ほか保存修理事業、金田城跡保存修理事業等の全体事業費を517万5,000円減額したことにより、補助率2分の1の258万8,000円を減額、社会福祉費委託金で、事務費の算定方法の変更により国民年金事務費委託金548万円の減、15款県支出金で参議院議員選挙費委託金が額の確定により411万1,000円の減などがあります。

歳出の主なものは、1款議会費で議員報酬5%カットに伴う、報酬、共済費等の減。

2款総務費では、CATVの測量調査・設計管理等委託料を額の確定により1,462万5,000円減額し、CATV施設整備工事費を1,472万5,000円増額する予算の組み替え、対馬交通株式会社に行う地方バス路線維持費補助金1億1,893万円の増、地籍調査測量委託料が額の確定により110万円の減などがあります。

9款消防費では、小型動力ポンプ付積載自動車購入費が事業の確定により、207万円の減額、防災行政無線再編事業負担金1,277万5,000円の受け入れを一括にするため、3目消防施設費から4目防災対策費への組み替え等があります。

10款教育費では、2項小学校費で平成20年度鶏鳴小学校が少人数学級により2年生が1学級の増、並びに情緒障害の特別支援学級の増により、鶏鳴小学校多目的室及び職員室の改修工事費380万円の増、3項中学校費では中学校校旗購入費として645万円の増、5項社会教育費で、文化財課が美津島文化会館へ事務所を移転することに伴う事務室改修費及び上対馬総合センター高圧交流機開閉器取替工事等により105万2,000円の増、清水山城跡ほか保存修理事業、矢立山保存修理事業及び金田城跡保存修理事業の全体事業費を517万5,000円減額し、1,882万5,000円としたことに伴う各節の組み替え調整等があります。

12款公債費は、1項1目元金で償還金を5億4,125万9,000円の増額、2目利子については繰り上げ償還に係る利子分179万4,000円の減額となります。政府資金の繰り上げ償還を行う場合は、残高に保証金を加えた額を支払う必要がありましたが、今回、総務省が5%以上の高金利の地方債を対象として、保証金なしで、繰り上げ償還を認めることとなり、保証金免除の繰り上げ償還には財政健全化計画の策定が必要事項となっているとのことで、その説明を受けたところであります。

13款諸支出金は、対馬市旅客定期航路事業特別会計において、前年度繰越金を繰り入れることにより、一般会計から旅客定期航路事業特別会計繰出金を303万4,000円減額するものであります。

また、1款議会費、2款総務費、9款消防費、10款教育費の各款共通事項として、人件費カット並びに人事異動による給料、職員手当、共済費の減額補正及び予算の組み替えが計上されております。

補正内容については、各担当部局からの説明のとおり、歳入歳出ともに適正な予算が計上されております。

また、審査の過程において、峰町にある山辺遺跡は貴重な遺跡と予想されたとの説明であるが、現在、手付かずのままで放置された状態であり、文化財保護の観点からも早急に調査をすべきではないか。一部の学校において、通学の際に保護者が自家用車で児童生徒を送迎する場面も見かけるが、学校周辺が混雑をし危険でもあり、また、毎日の送迎は保護者にとっても大変と思われるが、路線バス、スクールバスを効果的に運用することで解消できないものか等、いろいろな分野において見直しが必要ではないかとの意見がありましたので申し添えます。

議案第130号、平成19年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入は県の赤字航路事業補助金の額の決定により303万6,000円の減、一般会計繰入金303万4,000円の減、前年度繰越金867万9,000円の増であります。歳出では財政調整基金への積み立て186万4,000円、燃油高騰に伴う燃料費の追加49万7,000円の増などであります。前回の決算審査報告の際に申し上げましたように、観光客等の集客拡大に積極的に取り組み、健全な事業運営に努めていただきたいと思います。

議案第132号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更については、平成20年3月1日から、新たに大村市が加入することに伴い、組合を組織する市町村数が増加、また、学校教育法の一部を改正する法律が施行されたことにより規約第3条の改正が必要となったため、規約を変更するものであります。

議案第133号、長崎県市町村土地開発公社の解散については、昭和49年に長崎県市町村土地開発公社が公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立されましたが、事業の減少、市町村の厳しい財政状況並びに県出資団体の見直し等により、平成20年3月31日をもって公社を解散するものであります。

議案第135号、対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例については、対馬市の幼児教育の充実及び少子化対策並びに子育て支援事業の推進を図るため、対馬市立北幼稚園を平成20年3月31日をもって閉園し、幼保連携型「認定こども園」を開設するため、社会福祉法人親愛福祉会に対して、設置者変更により、移譲しようとするものであり、それに伴い対馬市立幼

稚園の名称及び位置を規定している別表第1「3幼稚園」の表から、対馬市立北幼稚園の項を削ることにより、同幼稚園を廃止しようとするものであります。

議案第137号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についての更正について（小鹿地区）及び議案第138号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についての更正について（一重地区）は、県が竣功認可の訂正を行ったことに伴い、市においても地方自治法第9条の5第1項の規定により、これを確認し更正するものであります。

議案第139号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（犬ヶ浦地区）、議案第140号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（久根浜地区）及び議案第141号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（鴨居瀬地区）は、それぞれ公有水面の埋め立てに伴い、地方自治法第9条の5第1項の規定により、新たに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により、字の区域を変更するものであります。

以上、議案第125号、議案第130号、議案第132号、議案第133号、議案第135号及び議案第137号から141号までの計10議案については、慎重に審査を行った結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（波田 政和君） これから、議案第125号を除く9件の委員長報告について一括質疑を行います。質疑はありませんか。22番、桐谷正義君。

○議員（22番 桐谷 正義君） ちょっとお尋ねをいたしますが、議案135号になりますか、北幼稚園を今度、認定こども園に変更、変わるという状況の中で、ただ、システムとしてある程度の時間までは、認定こども園になると、幼稚園も、今までおった生徒というのは、幼稚園をある程度時間まで、今までのようなあり方があって、その後保育園のような形になるという意向なのかどうか。

認定こども園に、新愛保育園が北幼稚園に移行していくわけですが、そのあり方というのは決まっておるのかどうか、その辺を審査をされたのかどうか、審査をされておられれば、お尋ねいたします。

○議長（波田 政和君） 委員長、大部初幸君。

○議員（14番 大部 初幸君） 認定こども園の、今、桐谷議員の質問ですが、内容的には、僕らも詳細な勉強はしていないんですけども、ひとつ、今の認定こども園のメリットといたしましては、少し回答が違うかもしれませんが、「保護者の就労の有無にかかわらず同じ施設に子供を預けることができる。保育所型でも学校教育法に基づき教育が受けられ、幼稚園型でも長時間保育が受けられるので施設の選択肢がふえる。子供が通園していない家庭でも幼稚園相談などの子育て支援が受けられる」というメリットがあるわけです。

それと、今の質問で、連携してそのままでできるかということですね。

○議員（２２番 桐谷 正義君） どういうふうに決まったものかと、認定こども園がどう決めたのかということが、もし審査をされておれば。

○議員（１４番 大部 初幸君） ここの中で、ぼくらがもらっている「こども園の目的」という項目ですか、「幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子供に対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を行う」というのと、「対象は、保育に欠ける子も、欠けない子も受け入れて、教育・保育を一体的に行う。すべての子育て家庭を対象に子育て不安に対応した相談等を提供する」ということであります。

特別難しいことは、逆に教育課の方に。

○議長（波田 政和君） 暫時休憩します。

午前10時23分休憩

.....

午前10時25分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

２２番、桐谷正義君。

○議員（２２番 桐谷 正義君） そうなりますと、現在北幼稚園の生徒は、親愛保育園は、保育園も持っておりますので、認定こども園になると、幼稚園だけにやりたいというのは厳原幼稚園の方に行くという、保護者の関係であるわけですが、よくわかりましたが。

親愛保育園が、保育園も持っておるもんですから、そこが認定こども園を持つという場合に、幼稚園が延長線上で保育にかかるというのはよくわかるんですが、今、保育園におる子供、親愛保育園におる子供が幼稚園に変更して、その後、認定こども園にいて、幼稚園過程を経て、その後保育をしてもらうという今度は逆の変更ですか、親愛保育園がそういうことを、認定こども園を持つので、そういうこともあり得るという理解をすればいいんですか、逆の方法も。ちょっとその点をお尋ねいたします。

○議長（波田 政和君） 休憩します。

午前10時28分休憩

.....

午前10時28分再開

○議長（波田 政和君） 再開で続行します。どうぞ。

○議員（１４番 大部 初幸君） そのことは、保育所と幼稚園の連携型ですので、認可保育所と認可幼稚園が連携して運営するようになっていきますから、それはいいということでしょう。

ちょっと僕もそこまで補足な説明はしてないもんですから。

○議員（２２番 桐谷 正義君） よければそれでいいです。

○議長（波田 政和君） よろしいですか。

○議員（２２番 桐谷 正義君） はい。

○議長（波田 政和君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第１３０号、平成１９年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第１号）、議案第１３２号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について、議案第１３３号、長崎県市町村土地開発公社の解散について、議案第１３５号、対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例について、議案第１３７号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についての更正について（小鹿地区）、議案第１３８号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についての更正について（一重地区）、議案第１３９号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（犬ヶ浦地区）、議案第１４０号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（久根浜地区）及び議案第１４１号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（鴨居瀬地区）までの９件を一括して採決します。

各案に対する委員長の報告は可決であります。各案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、各案はそれぞれ委員長報告のとおり可決されました。

日程第２．議案第１２５号～第１２８号・第１３４号・第１３６号

○議長（波田 政和君） 日程第２、議案第１２５号、平成１９年度対馬市一般会計補正予算（第５号）から、議案第１３６号、対馬市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例についてまでの６件を一括して議題とします。

各案について、厚生常任委員長の審査報告を求めます。厚生常任委員長、初村久藏君。

○議員（７番 初村 久藏君） 厚生常任委員会審査報告をいたします。

平成１９年第４回対馬市議会定例会において、会議規則第３７条の規定により、本委員会に付

託されました案件は、議案第125号、平成19年度対馬市一般会計補正予算（第5号）のうち、歳入は第1表中、所管委員会にかかる歳入、歳出は第1表中、3款民生費、4款衛生費、議案第126号、平成19年度対馬市診療所特別会計補正予算（第3号）、議案第127号、平成19年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第128号、平成19年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）、議案第134号、対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第136号、対馬市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例についてまで、以上、6件の審査について、同規則第103条の規定により、次のとおり御報告をいたします。

当委員会は、12月11日、豊玉支所3階会議室において、全委員出席のもと、斉藤市民生活部長、勝見福祉部長、山本保健部長並びに各担当次課長の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第125号、平成19年度対馬市一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入の主なものは、14款1項1目民生費国庫負担金の自立支援費負担金の1,258万8,000円で、補助率2分の1であります。15款項2目民生費負担金629万4,000円で、補助率4分の1であります。

また、同款2項2目老人福祉費補助金につきましては、後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金361万8,000円は、事務処理システム構築のための補助金内示による減額であります。

歳出の主なものは、3款民生費1項1目20節扶助費の自立支援給付費の医療費分と給付費分の2,517万7,000円の増額であります。

また、4款衛生費2項2目塵芥処理費については、対馬クリーンセンターの燃料代の不足分7,570万800円と公用車の燃料費30万円が必要で、残額の5,605万7,190円を差し引き、今回、1,994万3,610円の補正であります。

議案第126号、平成19年度対馬市診療所特別会計補正予算（第3号）については、佐須奈、佐護診療所が公設民営診療所への移行に伴う予算調整及び一重診療所、豊玉診療所並びに仁田診療所等に係る補正であります。

歳入の主なものとして、3款1項1目県補助金400万円は、へき地医療対策費補助金を仁田診療所関係分を見込み計上したもので、4款1項1目一般会計繰入金983万1,000円は、一般会計からの繰入金であります。

歳出の主なものは、2款1項2目医業用消耗器材費140万円は、仁田診療所および鹿見、伊奈診療所の医薬消耗品で、同款1項3目医業用衛生材料費1,741万2,000円は、仁田診療所及び鹿見診療所等の医薬材料費であります。

議案第127号、平成19年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入の主なものは、退職被保険者等療養給付費交付金1億1,485万9,000円と退職者

被保険者等に係る老人医療費拠出金 755万2,050円であります。

歳出の主なものは、退職被保険者等療養給付費 1億1,005万9,000円であります。

議案第128号、平成19年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入の主なものは、特別養護老人ホーム浅茅の丘及び特別養護老人ホーム日吉の里の管理費の過不足分を調整し、その財源として、一般会計からの繰入金 512万3,000円を減額し、全年度繰越金 600万円を充てております。

歳出の主なものは、特別養護老人ホーム浅茅の丘につきましては、9月から介護嘱託職員1名増員による報酬 125万円の増額と、13節委託料の中対馬病院との間で契約をしている特別養護法人ホーム浅茅の丘診療所業務を週2回から週1回に変更したことによる 177万1,000円の減額であります。特別養護老人ホーム日吉の里については、燃料費の不足見込みと油代高騰によります 157万円の増額補正であります。

議案第134号、対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、平成20年度から医療保険制度の改正に伴い、国民健康保険に加入してある 65歳以上 75歳未満の世帯で、世帯主が年額 18万円以上の年金を受給されている場合、その世帯主の年金から天引きをする特別徴収であります。

議案第136号、対馬市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例については、介護保険法の改正により、養護老人ホームが介護保険上、居宅と位置づけられたことによるものであります。

以上、議案第125号、議案第126号、議案第127号、議案第128号、議案第134号、議案第136号につきましては、慎重に審査を行った結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（波田 政和君） これから、議案第125号を除く5件の委員長報告について一括質疑を行います。22番、桐谷正義君。

○議員（22番 桐谷 正義君） 議案第134号についてお尋ねいたしますが、この国民健康保険税を 65歳から 75歳までで、世帯主が年間 18万以上の年金を需給されておる方に天引きする、特別徴収をするということですが。

例えば、私なんかはどっちかというと、納税組合があつて、普通の税すべてを毎月 25日に、年間の分をすべて分割して徴収される現状があるんですが、それは、この国民健康保険税だけは、そういう納税組合がすっきりしておるところからぽんと外して徴収するということなのかどうか。

その辺と、考え方として、この世帯主が 65から 75歳未満の世帯でというが、今度はそれ以外の者がおった場合はその対象にならないのか、若い人がおった場合対象にならないのか、また、

高齢者は対象にならないのかと、すべてがその枠内における世帯だけという解釈なのか、その辺のところを審査をされておれば、その2点についてお尋ねいたします。

○議長（波田 政和君） 厚生常任委員会委員長、初村久藏君。

○議員（7番 初村 久藏君） これは、18万円以上年額もらう人は、国の法律で年金から特別徴収ということで決定をしてこういうふうになっております。

それと、世帯主が高齢者世帯であれば、また別の方法で、普通徴収の方法だと思います。そこまではちょっと審査はしておりませんが、一応18万円以上の人は特別徴収で年金から引かれるということです。

以上です。

○議長（波田 政和君） 22番、桐谷正義君。

○議員（22番 桐谷 正義君） ちょっと質問の仕方が悪いのかもしれませんが、65歳から75歳までだけのことを言っているのか、その世帯を言っているのか、例えば、まだ75歳以上高齢者もおれば65歳未満の同居家族もおる、その中のその人たちをピックアップして年金から引くのか、世帯ですから、ただ65歳から75歳までの間のその世帯だけを対象としておるのかどうかということを聞いたのが一つと。

納税組合なんかで毎月払いよところは、国民健康保険税だけはその対象から外して年金から18万以上の所得がある人は天引きをすると、今の委員長の説明では、まだ高齢所得者は別個なやり方と、引かないという解説をしておりますが、そういうことでいいんですか。

もし審査を詳しくしていなかったら、理事者の方からでも結構ですが、委員長の了解……

○議長（波田 政和君） 暫時休憩します。

午前10時44分休憩

.....

午前10時45分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

よろしいですか。

○議員（22番 桐谷 正義君） はい。

○議長（波田 政和君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） 本案は、今説明がありましたように、65歳から74歳までの人たち、そして、年金が年額18万円以上の人たちに基本的に全部が年金から特別徴収されると

いうことになるわけであります。

現在でも介護保険料が天引きをされております。高齢者は税務の職員と年に何回か顔を合わせて、そしていろいろ説明を聞いたり、そして、金回りが悪いときは、次回に回してもらえんやろうとか、そういうことで今までやってきたわけですが、もういきなり年金から差し引かれるわけであります。

これは、先ほど成立しました後期高齢者医療制度、75歳以上の人たちに適用される保険制度ですけれども、これと連動している形になるわけであります。

今、政府は、高齢者が医療費がかかると、それでどんどんいろんな形で引き下げを進めております。そして、病院には療養病床というのが何10万床がありますが、それも3分の1ぐらいに減らそうという計画が進んでおります。

そして、そういう老健施設とか特養とか、そういう施設は余りふやさない、在宅でやれと、ところが在宅ではとても見切れんと、そういう人たちは医療難民というような形で放り出されつつあります。そういう大きな問題と連動している本案については、私は賛成するわけにはまいりません。

残念ながら対馬市は財政力は乏しいです。全国で財政力の豊かなところは、独自でいろんな施策を講じております。対馬市にはそれは無理でしょうから、しかし、国のこのやり方に対して、それに連動する条例を承認するわけにはまいらないというのが私の反対理由であります。

以上で、反対討論を終わります。

○議長（波田 政和君） それでは、賛成討論の方はいらっしゃいますか。——ないようでありますので、これから、議案第126号、平成19年度対馬市診療所特別会計補正予算（第3号）、議案第127号、平成19年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第128号、平成19年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）、議案第134号、対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について及び議案第136号、対馬市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例についてまでの5件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。各案に対する委員長の報告は、可決であります。各案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、各案はそれぞれ委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。開会は11時から。

午前10時49分休憩

.....

午前10時59分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

日程第3. 議案第125号・第129号・第131号

○議長（波田 政和君） 日程第3、議案第125号、平成19年度対馬市一般会計補正予算（第5号）から議案第131号、平成19年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）までの3件を一括して議題とします。

各案について、産業建設常任委員長の審査報告を求めます。産業建設常任委員長、三山幸男君。

○議員（5番 三山 幸男君） おはようございます。産業建設常任委員会審査報告を行います。

平成19年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件は、議案第125号、平成19年度対馬市一般会計補正予算（第5号）のうち、歳入は第1表中、所管委員会にかかる歳入、歳出は第1表中、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費、議案第129号、平成19年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第131号、平成19年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）。

以上、3議案の審査の経過と結果を、同規則第103条の規定により、次のとおり御報告いたします。

当委員会は、12月10日、豊玉支所3階会議室において、委員全員出席のもと、市長部局より小島農林水産部長、長観光商工部長、川上建設部長、齋藤水道局長並びに各担当次課長の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第125号、平成19年度対馬市一般会計補正予算（第5号）のうち、歳入の主なものは、15款県支出金の農林水産業費県補助金、「ながさき食と農」の支援事業補助金で、当初「つしま自然農園」が建設を予定しておりましたイノシシの処理加工施設が、個体の確保や販売流通体制の整備等で事業が実施ができないため、対馬北部アスパラガス組合が計画をしているハウス導入補助事業への組み替えと、有害鳥獣被害対策支援補助金イノシシ捕獲補助金で、1頭当たり2,500円の620頭の増額が主なものです。

イノシシによる被害対策は、今年度から市においてワイヤーメッシュの導入等で、田畑にイノシシが進入しないよう努力されていますが、農林業者が安心して耕作できるようさらなる努力を要望いたします。

歳出の主なものでは、6款農林水産業費で水産振興費の離島漁業再生支援交付金で、平成19年度対象世帯数のうち42世帯が減少、428万4,000円の補助金が減額が確定したため、571万2,000円の減額となっています。

離島漁業再生支援交付金は5年間の期限であり、今までほとんどの集落で漁業者がボランティ

アで行っていた漂着ごみ等の磯場の清掃を主にやっており、他に有効な活用はないのか、漁業再生に向けた検討が必要との意見がありました。

7 款商工費では、観光費の汲み取り料が 9 万 8 千 0 0 0 円の増額、これは、韓国からの観光客の増加によるもので、4 月から 10 月まで、昨年の 1.5 倍となっており、このことがくみ取り料のふえた大きな原因と考えられます。

8 款土木費は組み替えによる補正が主なものとなっておりますし、また、11 款災害復旧は、国の実地査定等による被害額の決定による補正が主なものであります。

議案第 129 号、平成 19 年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）及び議案第 131 号、平成 19 年度対馬市水道事業会計補正予算（第 2 号）の主なものは償還金増額で、借入利率 7% 以上の簡水債、企業債を、国の指導のもと繰り上げ償還するもので、経営健全化の取り組みがなされ、いずれも適切な予算計上がされております。

以上、本委員会に付託されました議案第 125 号、議案第 129 号、議案第 131 号までの計 3 議案につきましては、慎重に審査した結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、産業建設常任委員会審査報告を終わります。

○議長（波田 政和君） これから、議案第 125 号を除く 2 件の委員長報告について一括質疑を行います。質疑はありませんか。12 番、大浦孝司君。

○議員（12 番 大浦 孝司君） 1 ページの一番下に、「ながさき食と農」の支援事業補助金で、当初、対馬自然農園が建設予定しておりましたイノシシの処理加工施設が、個体の確保や販売流通体制の整備等で実施ができないためとなっておりますが、このことについて少し説明といえますか、あった範囲のお話を聞きたいんですが。

個体の確保と販売流通体制の整備が、市の説明では、どのようなことでできないというふうなことなんですが。言葉ではこうなっていますが、当初の計画に対してどのようなことになったのかを明確にお聞きしたいと思います。

○議長（波田 政和君） 産業建設常任委員長、三山幸男君。

○議員（5 番 三山 幸男君） 質問にお答えしますけれども、第 1 表目の一番下にありますように、個体の確保というのが、例えばそこで処理建設するにあたって、まず現時点では個体の確保が難しい、それと、販売ルートはまだ確立がされていないということで、県の事業で採択が行われなかったというような話を聞いております。

○議長（波田 政和君） 12 番、大浦孝司君。

○議員（12 番 大浦 孝司君） そういうふうな話で、予算に上げて、これたしか 600 何万の補助金総額だったと思うんですが、それだけの多額の経費をかけるというふうな中で、できなか

ったとか、見込みが立っておらんというふうな話というのは、今の段階ではおかしいわけであつて、平成18年度の当初の段階でこの見通しと方向性というのは、やはり事業主体と市が一体となって慎重に運ぶのが当然でございますが、今の段階できないという話は、私は、おかしい。

おかしいが、やむを得んということで補正、これも、それは形はわかりますが、委員長か、あるいは数字を持ち合わせになった場合は、市の担当部長でも結構ですが、最終的なこの計画における売上目標と、何頭最終的には確保して、その施設を生かしてやるというふうなことを、数字を、わかれば教えてほしいと思います。

一応県の計画に出した内容に、何頭処理をして幾ら売り上げるか、この目標ぐらいを聞かしてください。委員長、もしわからねば、私が担当部長にこの件、2点を確認して質問を終わりますが、お願いします。

○議長（波田 政和君） 産業建設常任委員長、三山幸男君。

○議員（5番 三山 幸男君） 私、先ほど「県の事業で」と申しましたけれども、事業が組みかえになった、あるいは、これができなかったのが「県の指導」ということで改めさしていただいて、詳細な頭数とか事業内容については、部長の方をお願いをしたいと思いますが。

○議長（波田 政和君） 暫時休憩します。

午前11時10分休憩

.....

午前11時12分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

質疑はほかにありませんか。21番、中原康博君。

○議員（21番 中原 康博君） 大浦議員と同じような質問になるかと思いますが、やはり、これは対馬にとってイノシシは、農業者にとっては危機的状況に来ております。今後、今、委員長報告によりますと、もうやらないような報告になっておりますけれども、加工施設はつくりませんか、その辺をもう一度説明をお願いします。

○議長（波田 政和君） 産業建設常任委員長、三山幸男君。

○議員（5番 三山 幸男君） つくる計画ですので、当然つくってもらわなければいけないと思っています。

○議長（波田 政和君） よろしいですか。21番、中原康博君。

○議員（21番 中原 康博君） それは来年度にでももの話、委員会の話だったのでしょうか。

○議長（波田 政和君） 産業建設常任委員長、三山幸男君。

○議員（5番 三山 幸男君） その辺の調査は、来年度とか何かいう調査はいたしておりません。ただ、私どもの要望として、対馬にもそういう処理施設は必要であるということは、個人的な見

解ですけれども、認識しておりますので、ぜひとも建設はお願いしたいと思っています。

○議長（波田 政和君） 21番、中原康博君。

○議員（21番 中原 康博君） できますなら、やはり、今、個人でばらして、ずっと島内にも出回っております。非常に衛生状態において、もし万が一病気とか亡くなられる方が出てきますならば非常に困りますので、早急な建設に向けて委員会も進めてもらいたいと思います。終わります。

○議長（波田 政和君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第129号、平成19年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第131号、平成19年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）の2件を一括して採決します。

各案に対する委員長報告は、可決であります。各案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、各案はそれぞれ委員長報告のとおり可決されました。

次に、各常任委員会に分割して付託しておりました議案第125号、平成19年度対馬市一般会計補正予算（第5号）について、一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第125号、平成19年度対馬市一般会計補正予算（第5号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長報告は可決であります。本案は、各委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、議案第125号は原案のとおり可決

されました。

日程第4. 陳情第8号

○議長（波田 政和君） 日程第4、陳情第8号、原爆症認定制度改善のための陳情についてを議題とします。

厚生常任委員長の審査報告を求めます。厚生常任委員長、初村久藏君。

○議員（7番 初村 久藏君） 厚生常任委員会審査報告書、平成19年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました陳情第8号、原爆症認定制度改善のための陳情についての審査の結果を同規則第103条の規定により報告いたします。

当委員会は、12月11日、全委員出席のもと、豊玉支所3階会議室において審査を行いました。

この陳情は、原爆症認定制度の認定率の改善と審査方針の改善を求めるものであり、対馬市内174名の被爆者を思い、早急に改善されるよう、意見書の提出をしていただくこと、その趣旨は十分理解できます。

よって、陳情第8号、原爆症認定制度改善のための陳情については、全会一致で採択すべきものと決定をいたしました。

以上で、厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（波田 政和君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから陳情第8号、原爆症認定制度改善のための陳情についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は採択であります。陳情第8号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、陳情第8号は採択することに決定しました。

日程第5. 陳情第9号

○議長（波田 政和君） 日程第5、陳情第9号、「非核日本宣言」を求める意見書採択に関する

陳情についてを議題とします。

総務文教常任委員長の審査報告を求めます。総務文教常任委員長、大部初幸君。

○議員（14番 大部 初幸君） 総務文教常任委員会審査報告をいたします。

平成19年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました陳情第9号、「非核日本宣言」を求める意見書採択に関する陳情についての審査の結果を同規則第103条の規定により御報告いたします。

当委員会は、12月10日、桐谷徹委員は欠席でありましたが、豊玉支所3階小会議室において審査を行いました。

この陳情は、核兵器のない世界を実現するために、日本政府が「核兵器廃絶の提唱・促進」と「非核三原則の遵守」を改めて国連総会や日本の国会など内外で宣言し、非核日本宣言として各国政府に通知し、核兵器のない世界のための共同の努力を呼びかけることを求めるものであり、その趣旨は十分理解できます。

よって、陳情第9号、「非核日本宣言」を求める意見書採択に関する陳情については、全会一致で採択すべきものと決定しました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（波田 政和君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから陳情第9号、「非核日本宣言」を求める意見書採択に関する陳情についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は採択であります。陳情第9号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、陳情第9号は採択することに決定しました。

日程第6. 議案第142号

○議長（波田 政和君） 日程第6、議案第142号、対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） ただいま議題となりました議案第142号、対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、その提案理由と内容を説明申し上げます。

平成19年公務員給与改定の人事院勧告により、職員の給与についての所要の改定が行われたものでございます。内容について御説明申し上げます。

第1条は、対馬市職員の給与に関する条例の一部改正でございます。同条中第14条第3項の扶養手当の改正は、少子化対策に対応するものとして、扶養親族である子等に係る支給月額を500円引き上げ6,500円とするものでございます。

第15条第3項は字句の修正を行っております。

第16条関係は、単身赴任者の住居手当について、長崎県人事委員会規則に合せた改正を行うものでございます。

第18条第1項及び第20条第1項は字句の修正、第21条は、勤務時間条例との照合条文の修正を行っております。

第30条第2項第1号は、勤勉手当、いわゆるボーナスの改正でございますが、人事院はボーナスの支給割合を年間0.05月引き上げるよう勧告いたしましたが、政府は、厳しい財政事情や現下の社会経済情勢を踏まえ、国民世論の動向を勘案し、特別職及び指定職員のボーナスの引き上げを見送っております。

長崎県では、国の指定職に該当する職員がいないため、管理職員のボーナスの引き上げを本年度は見送り、来年度から改正することといたしております。

本市におきましても現在、財政健全化に向けてさまざまな取り組みを行っているところでございます。長崎県と同様、管理職員のボーナスの引き上げは、本年度は見送り、来年度から引き上げることといたしました。

別表給料表の改正は、初任給を中心に若年層に限定した引き上げとなっております。

14ページの第2条対馬市技能労務職職員給与条例、第3条対馬市水道事業企業職員給与条例の一部改正は、第1条での字句の改正に伴い、同様の改正を行うものでございます。

第4条対馬市職員の給与に関する条例の一部改正は、来年度から管理職員についてもボーナスの引き上げを行い、また、6月期及び12月期の支給率を均等になるよう改正するものでございます。

第5条対馬市一般職の任期つき職員の採用等に関する条例の一部改正は、任期つき職員について、管理職同様、来年度からボーナスの支給割合を0.05月引き上げるものでございます。

第1条から3条について、附則で、ボーナスの引き上げは平成19年12月1日から、それ以外は平成19年4月1日から適用するよう定めております。

第4条及び第5条につきましては、附則で、施行日を平成20年4月1日と定めております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） これから、議案第142号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第142号は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、議案第142号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第142号、対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方、起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、議案第142号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第143号

日程第8. 議案第144号

○議長（波田 政和君） 日程第7、議案第143号、工事請負契約の締結について（美津島支所庁舎等新築工事）及び日程第8、議案第144号、工事請負契約の締結について（対馬市情報基盤整備工事（4工区））の2件を一括して議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設部長、川上司君。

○建設部長（川上 司君） ただいま一括議題となりました議案第143号について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、美津島支所庁舎等新築工事にかかわる請負契約の締結であります。平成19年11月20日に10社による一般競争入札の執行の結果、長崎県対馬市美津島町鶏知甲1037の1、田中建設株式会社代表取締役田中輝司雄氏が1億4,458万3,443円で落札をされましたの

で、これに消費税相当額を加算した額の1億5,181万2,615円で去る11月26日、同氏を相手として工事請負仮契約を締結いたしておりますので、本契約を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

工事の概要につきましては、別紙添付の参考資料及び図面3枚目に赤で着色をいたしている部分が建築する箇所でございます。構造といたしましては、鉄筋コンクリート造平屋建て、建築面積818.46平方メートル、延べ面積746.64平方メートルを建築するものであります。

施設の内容といたしましては、主要地方道厳原美津島線鶏知工区の道路改良工事に伴いまして、道路拡幅線上の支障対象物件として移転が余儀なくされました美津島支所庁舎、消防署美津島出張所、美津島第1分団詰所を現美津島支所背後地駐車場に一括をし建築するものであります。

各施設の床面積は、美津島支所が添付図面の4枚目の青で着色をいたしております部分で397.107平方メートル、消防署美津島出張所が黄色で着色をいたしております部分で244.39平方メートル、第1分団詰所が赤で着色をいたしております部分で105.15平方メートルの内容となっております。

なお、工期につきましては、年度内事業でございますが、工事標準日数から思慮いたしますと無理があり、繰り越しも考えられますので、御理解のほどをよろしくお願いしたいと思っております。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） これから、議案第143号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第143号は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、議案第143号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第143号、工事請負契約の締結について（美津島支所庁舎等新築工事）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、議案第143号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第144号、工事請負契約の締結について（対馬市情報基盤整備工事（4工区））について質疑を行います、説明してないですね。——わかりました。

そしたら、説明をお願いします。政策部長、阿比留博文君。

○政策部長（阿比留博文君） ただいま議題となりました議案第144号について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、対馬市情報基盤整備工事4工区に係る工事請負契約の締結でございます。別紙入札結果一覧表をごらんください。

去る12月4日、7社による一般競争入札を執行いたしました結果、西日本電信電話株式会社福岡支店取締役福岡支店長小椋敏勝氏が一金1億8,980万円で落札しましたので、これに消費税相当額を加算した額の一金1億9,929万円で去る12月11日、同氏を相手方とした工事請負仮契約を締結しておりますので、本契約を締結いたしたく議会の議決を求めるものでございます。

本工区は、9月議会におきまして工事請負契約の締結を議決いただきました対馬市情報基盤整備工事1工区、2工区及び3工区の入札執行残金により、次年度に計画していた地域の引き込み工事を今年度前倒しで整備するものであります。工事の概要につきましては、別紙添付の工事概要平面図を見ていただきたいと思います。

当該工区は鑓川サブセンター管内の犬吠から千尋藻までの漁村集落と、三根サブセンター管内の三根上、三根下、吉田の農村集落のCATV支線架設工事と、加入世帯までの引き込み工事を実施するものでございます。

このことによりまして、当該工区で光ケーブルを引き込んだ世帯では、美津島有線テレビのアナログ放送が順次視聴できることになります。

なお、工期につきましては、平成20年3月25日までといたしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） 議案第144号、提案理由説明の前の口述を取り消したいと思えます。迷惑かけました。

これから議案第144号、工事請負契約の締結について（対馬市情報基盤整備工事（4工区））について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第144号は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、議案第144号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第144号、工事請負契約の締結について（対馬市情報基盤整備工事（4工区））を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、議案第144号は原案のとおり可決されました。

日程第9. 諮問第7号

日程第10. 諮問第8号

○議長（波田 政和君） 日程第9、諮問第7号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて及び日程第10、諮問第8号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての2件を一括して議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） ただいま議題となりました諮問第7号、人権擁護委員の推薦についてありますが、現在、当委員であります阿比留義教氏の任期が平成20年3月31日をもって満了となりますので、同氏を再び委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の御意見をお願いするものであります。

御承知のとおり、阿比留氏は平成10年10月から人権擁護委員として活躍されて、現在3期目でございます。よろしくお願いをいたします。

続きまして、諮問第8号の提案理由の説明を続けていたします。

諮問第8号、同じく人権擁護委員の推薦についてであります。現委員の任期が平成20年3月31日をもって満了となりますので、後任として、上対馬町豊1504番地2にお住まいの

武末憲幸氏を御推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を願います。

武末氏は、昭和41年に志多賀郵便局に入局をされ、平成18年3月に退職されるまで、地域の方々のため御尽力をされてこられた方であります。また、対馬連合PTA会長として御活躍もなされ、とても人望が厚く、現在、豊区区長の要職にもついていただいております。広く社会の実情に精通をされておられ、人格識見ともに人権擁護委員としてふさわしい方であろうかと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（波田 政和君） これから、諮問第7号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております諮問第7号は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会への付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第7号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

お諮りします。本案は、阿比留義教氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第7号は、阿比留義教氏を適任とすることに決定しました。

これから、諮問第8号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております諮問第8号は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会への付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第8号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

お諮りします。本案は、武末憲幸氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第8号は、武末憲幸氏を適任とすることに決定しました。

日程第11. 発議第20号

○議長（波田 政和君） 日程第11、発議第20号、対馬市議会議員定数条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。小川廣康君。

○議員（13番 小川 廣康君） 発議第20号、平成19年12月14日、対馬市議会議長波田政和様。提出者、対馬市議会議員小川廣康、賛成者、同大部初幸、賛成者、同初村久藏、同じく賛成者、三山幸男。対馬市議会議員定数条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出をいたします。

ただいま提出をいたしました発議第20号につきまして、提案理由と、その内容につきまして御説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますが、県内各市においても、議員定数に関する調査等の動きがあることにかんがみ、対馬市議会としても、対馬市が現在の厳しい財政状況であることを真摯に受けとめ、現在の議員定数について議会みずから調査する時期に来ているものと判断し、本年の第1回定例会において議員定数調査特別委員会が設置されたところであります。

委員会の調査の中では、6名の市民の方を参考人として出席願い、意見を聞き入れながら調査・研究がなされ、数回の委員会が開催され、本定例会の初日に調査・研究の報告がなされたところでありますが、報告内容は、議員定数は22名とすることが適当であるとの報告でありました。

議員定数調査特別委員会の報告を受け、12月6日に議員全員協議会が開催され、協議の結果、議員定数調査特別委員会の報告を尊重され、対馬市議会の定数は22名とするとの申し合わせがなされ、最終日の本会議に議員発議として提出することになったのであります。したがって、ここに別紙の案のとおり提出するものであります。

対馬市議会議員定数条例、対馬市議会議員の定数は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により、22名とする。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日が告示され

る一般選挙から適用するというふうに定めております。どうか議員諸兄の御賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（波田 政和君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第20号は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、発議第20号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから発議第20号、対馬市議会議員定数条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、発議第20号は原案のとおり可決されました。

日程第12、発議第21号

○議長（波田 政和君） 日程第12、発議第21号、燃料価格の高騰による地域間格差の解消を求める意見書及び要望書についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。14番、大部初幸君。

○議員（14番 大部 初幸君） 発議第21号、燃料価格の高騰による地域間格差の解消を求める意見書及び要望書について、会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出します。平成19年12月14日、提出者、対馬市議会議員大部初幸、賛成者、同初村久藏、同三山幸男。対馬市議会議長波田政和様。

燃料価格の高騰による地域間格差の解消を求める意見書（案）、昨今、原油価格が高騰している中、重油・軽油・ガソリン・灯油類等の燃料価格は、日増しに加速するかのように上昇を続けております。特に離島地域の燃料価格は、輸送コスト・地域事情等の関係で「離島価格」と呼ばれているように、本土地域に比べ、さらに高価格であり、住民生活に過重な負担となっております。

す。

中でも対馬は、集落が点在している上に急峻な道路が多く、自動車による移動は貴重な交通手段となっております。また、秋から春先までの期間は大陸から吹く北西の季節風により厳しい冷え込みが続き、重油・軽油・ガソリン・灯油類等の燃料価格の高騰は、島民のライフラインに直接打撃を与えるものであります。

経済面においても対馬の基幹産業である水産業において、漁獲・漁価の低迷、漁業者の高齢化及び後継者不足に加え、追い打ちをかける燃油高騰により、出漁しなければ収入は得られず、出漁すれば燃油費で赤字になるというような悪循環が発生をしており、まさに死活問題となっております。

このような状況が長く続くと島民は歴史と自然豊かな国境の島・対馬では生計を立てることが困難となり、ひいては自治体そのものが崩壊するのではないかと危惧されます。

そこで、対馬を初め離島地域の住民生活にとりまして欠かすことのできない重油・軽油・ガソリン・灯油類等の燃料価格をせめて本土並みに引き下げるなど、離島地域の住民生活・経済活動の安定のため、具体的な財政支援策を早急に推進されますよう強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成19年12月14日、長崎県対馬市議会。提出先、衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、国土交通大臣様、農林水産大臣様、経済産業大臣様。

続きまして、燃料価格の高騰による地域間格差の解消を求める要望書（案）、昨今、原油価格が高騰している中、重油・軽油・ガソリン・灯油類等の燃料価格は、日増しに加速するかのようには上昇を続けております。特に離島地域の燃料価格は、輸送コスト・地域事情等の関係で「離島価格」と呼ばれているように、本土地域に比べ、さらに高価格であり、住民生活に過重な負担となっております。

中でも対馬は、集落が点在している上に急峻な道路が多く、自動車による移動は貴重な交通手段となっております。また、秋から春先までの期間は大陸から吹く北西の季節風により厳しい冷え込みが続き、重油・軽油・ガソリン・灯油類等の燃料価格の高騰は、島民のライフラインに直接打撃を与えるものであります。

経済面においても対馬の基幹産業である水産業において、漁獲・漁価の低迷、漁業者の高齢化及び後継者不足に加え、追い打ちをかける燃油高騰により、出漁しなければ収入は得られず、出漁すれば燃油費で赤字になるというような悪循環が発生をしており、まさに死活問題となっております。

このような状況が長く続くと島民は歴史と自然豊かな国境の島・対馬では生計を立てることが困難となり、ひいては自治体そのものが崩壊するのではないかと危惧されます。

そこで、対馬を初め離島地域の住民生活にとりまして欠かすことのできない重油・軽油・ガソリン・灯油類等の燃料価格をせめて本土並みに引き下げるなど、離島地域の住民生活・経済活動の安定のため、具体的な財政支援策を早急に推進されるよう国に対して積極的に働きかけをお願いいたします。平成19年12月14日、長崎県対馬市議会。提出先、長崎県選出国會議員様。

なお、長崎県選出国會議員に提出する要望書について御説明を申し上げます。

意見書の提出につきましては、地方自治法第99号の規定により、地方公共団体の議会は、意見書を国会及び関係行政庁に提出することができると規定されているところであります。関係行政庁とは、国においては府及び省庁の長並びに委員会等を示唆するとされていることから、長崎県選出国會議員につきましては、関係行政長に該当しませんので、地方自治法第99条の規定に文言を除いた要望書として提出するものであります。議員各位の御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（波田 政和君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第21号は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、発議第21号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから発議第21号、燃料価格の高騰による地域間格差の解消を求める意見書及び要望書についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、発議第21号は原案のとおり可決されました。

日程第13. 陳情第10号

○議長（波田 政和君） 日程第13、陳情第10号、地方財政の強化・拡充、及び財政健全化法の施行にあたっては地方自治原則の堅持を求める陳情について上程いたします。

ただいま上程いたしました陳情につきましては、お手元に配付の陳情文書表のとおり、総務文教常任委員会に付託し、閉会中の継続審査といたします。審査報告は、平成20年第1回対馬市議会定例会において行います。

暫時休憩します。

午前11時57分休憩

.....

午後0時00分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

お諮りします。各議員へ配付のとおり追加議事日程として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、議事日程に追加して議題とすることに決定しました。

----- . ----- . -----

追加日程第1. 発議第22号

追加日程第2. 発議第23号

○議長（波田 政和君） 追加日程第1、発議第22号、原爆症認定のあり方の改善を求める意見書について及び追加日程第2、発議第23号、「非核日本宣言」を求める意見書についての2件を一括して議題とします。

各案について、提出者の趣旨説明を求めます。厚生常任委員会委員長、初村久藏君。

○議員（7番 初村 久藏君） 追加議案、発議第22号、原爆症認定のあり方の改善を求める意見書について、会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出します。平成19年12月14日、提出者、対馬市議会議員初村久藏、賛成者、同大部初幸、賛成者、同三山幸男。対馬市議会議長波田政和様。

原爆症認定のあり方の改善を求める意見書（案）、昭和32年3月31日に制定された「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」によって設けられた原爆症認定制度は、その後平成6年12月16日に制定された「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に一字一句変わることなく引き継がれて今日に至っており、被爆から62年を経た今日もなおがん等の健康障害に苦しむ被爆者への援護対策として重要な位置を占めている。

ところが、制度発足当時（昭和32～37年ごろ）には、99%から90%で推移してきた認定率（原爆症申請者数と認定数の比率）は、その後次第に低下をし、特に現行の「審査の方針」が定められた平成13年以降は20%前後に落ち込んだのであった。そして現在、原爆症と認定

されている被爆者の数は、被爆者総数の１％に満たないのが実態である。

このため、平成１５年４月に長崎、名古屋、札幌の地裁へ認定申請を却下された被爆者が提訴したのを皮切りに、原告の数はことし１０月末で２９５名に達し、既に６地裁で判決が下されたが、すべての地裁判決で厚生労働省の審査のあり方は厳しく批判され、１０７名の原告のうち９４名（８７．９％）の却下処分が取り消されたのであった。この司法の判断は決して無視できるものではない。

このような結果となったのは、初期放射線に固執し、原爆被害の実態から目を背ける現行の認定のあり方に問題があると言わざるを得ない。

被爆者は既に高齢となっていることもあわせ考えるとき、このような事態を放置することは人道上も許されないことである。

よって、厚生労働省は一刻も早く原爆症認定のあり方を抜本的に改善し、真に被爆者援護の立場に立った被爆者対策が行われるよう、ここに地方自治法第９９条により意見書を提出するものである。平成１９年１２月１４日、長崎県対馬市議会。提出先、内閣総理大臣福田康夫様、厚生労働大臣舩添要一様。

以上でございます。

○議長（波田 政和君） 総務文教常任委員会委員長、大部初幸君。

○議員（１４番 大部 初幸君） 発議第２３号、「非核日本宣言」を求める意見書について、会議規則第１４条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出します。平成１９年１２月１４日、提出者、対馬市議会議員大部初幸、賛成者、対馬市議会議員初村久藏、同三山幸男。対馬市議会議長波田政和様。

「非核日本宣言」を求める意見書（案）、核兵器のない世界を実現するために、今、国内外で大きな努力が求められています。２０１０年核不拡散条約（ＮＰＴ）再検討会議に向けて、ことし５月には新たな準備が開始されました。

２０００年５月、核保有５カ国政府は「自国の核兵器の完全廃絶」を「明確な約束」として受け入れ、世界は核兵器廃絶の希望を持って新たな世紀を迎えました。しかし、それ以後７年を経た今も「約束」実行の道筋はついていません。いまなお世界には膨大な核兵器が維持・配備され、核使用を示唆する発言さえ繰り返されています。新世代の核兵器開発が行われる一方、北朝鮮の核実験に見られるように拡散の危機も現実のものとなっています。

こうした状況を打開するために、日本政府にはヒロシマ・ナガサキを体験した国として、核兵器廃絶の努力を世界に呼びかけ、促進する強い義務があります。

また、その努力を实らせるためには、みずからもあかしとして「核兵器を持たず、つくり、持ち込ませず」の非核三原則を遵守し、世界に範を示さなければなりません。

私たちは、日本政府が「核兵器廃絶の提唱・促進」と「非核三原則の厳守」を改めて国連総会や日本の国会など内外で宣言し、非核日本宣言として各国政府に通知し、核兵器のない世界のための共同の努力を呼びかけるよう求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成19年12月14日、長崎県対馬市議会。提出先、内閣総理大臣、福田康夫様、外務大臣高村正彦様。

以上です。

○議長（波田 政和君） これから発議第22号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第22号は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、発議第22号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから発議第22号、原爆症認定のあり方の改善を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、発議第22号は原案のとおり可決されました。

これから発議第23号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第23号は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、発議第23号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから発議第23号、「非核日本宣言」を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、発議第23号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本会議における議決の結果、条項、字句、数字、その他において整理を要するものがあるのではないかと思料されます。その整理権を会議規則第43条の規定によって、議長に委任願います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、整理権を議長に委任することに決定しました。

○議長（波田 政和君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

市長より、あいさつの申し出がっておりますので、お受けします。市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 閉会にあたりまして一言お礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会におきまして、12月5日から本日までの10日間の日程に慎重に御審議をいただきまして御提案申し上げましたすべての議案につきまして御決定を賜りまして、衷心より厚くお礼を申し上げたいと思います。

議決いただきました案件につきましては、適正な事務処理に努めまして、速やかに対処してまいりたいと思います。

本日は、本年度最高の冷え込みになりそうです。雪をけだってさくさくさくの俵星玄蕃で有名な赤穂浪士討ち入りの日、12月の14日、時間もちょうど12時14分ですが、あの山鹿流の陣太鼓が打ち鳴らされた日であります。寒さもいよいよ厳しくなっております。議員諸兄の本当に御健勝を心より祈念をいたしまして、閉会のあいさつといたします。ありがとうございます。

○議長（波田 政和君） 閉会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

12月5日に開会いたしました平成19年第4回定例会は、10日間の会期中で、各議案等を終始熱心に御審議いただき、本定例会が滞りなく閉会することができました。議員各位はもとより、市長を初め市幹部職員の皆様の御協力に対し、心からお礼申し上げます。

また、審議の過程で出されました貴重な意見が、今後の行政運営に十分反映されることを期待いたします。

さて、平成19年も余すところ17日となりました。平成20年の新春を御家族ともに健やかにお迎えいただき、来る年が皆様にとりまして最高の年となりますよう祈念申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。

会議を閉じます。

平成19年第4回対馬市議会定例会を閉会します。大変お疲れさまでした。

午後0時16分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 波田 政和

署名議員 島居 邦嗣

署名議員 武本 哲勇

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員